

平成 22 年度  
千葉県包括外部監査の結果報告書

千葉県包括外部監査人  
公認会計士 岡田 三夫



## 目次

第1 外部監査の概要	1
1．外部監査の種類	1
2．選定した特定の事件	1
3．特定の事件を選定した理由	1
4．監査対象期間	1
5．監査対象施設	1
6．監査の方法	2
(1)監査の要点	2
(2)主な監査手続	2
7．外部監査の実施期間	2
8．監査従事者	3
(1)包括外部監査人	3
(2)補助者	3
9．利害関係	3
第2 公の施設の概要	4
1．公の施設の概要	4
(1)県有施設と公の施設の状況について	4
(2)県内の公の施設数	4
2．直営と指定管理者制度移行の状況	10
(1)指定管理者制度とは	11
(2)指定管理者制度の状況	11
(3)指定管理者制度に関する今後の方針	11
3．施設の老朽化	12
4．県の財政状況	13
5．公の施設に関する今後の施策	14
第3 外部監査の結果	16
公の施設の管理に関する全庁的な取り組みについて	16
1．県の公の施設の管理に関する取り組み	16
(1)県有財産の管理にあたっての組織体制とアクションプランの策定	17
(2)施設の劣化等の現状把握について	18
(3)施設に関するデータベースの構築、一元化について	19
(4)修繕計画の策定について	21
2．簡易劣化診断、耐震化の状況	22
(1)簡易劣化診断	22
(2)耐震化の状況	23

3 . 公の施設の見直しに関する基本的な考え方について.....	25
(1)施設設置の在り方について.....	25
(2)施設運営の在り方について.....	32
. 各施設の状況について.....	35
1 . 千葉県福祉ふれあいプラザ.....	35
2 . 千葉県千葉リハビリテーションセンター.....	40
3 . 千葉県青少年女性会館.....	46
4 . 千葉県文化会館.....	53
5 . 日本コンベンションセンター国際展示場.....	61
6 . 千葉県東葛テクノプラザ.....	68
7 . かずさアカデミアホール.....	77
8 . 千葉県立青葉の森公園.....	88
9 . 千葉県総合スポーツセンター.....	92
1 0 . 千葉県文書館.....	102
1 1 . 千葉県西部防災センター.....	109
1 2 . 千葉県消費者センター.....	116
1 3 . さわやかちば県民プラザ.....	121
1 4 . 千葉県立現代産業科学館.....	136
1 5 . 千葉県立中央図書館.....	142
1 6 . 千葉県立中央博物館.....	147
1 7 . 千葉県立美術館.....	156

## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び千葉県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定による包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

### 3. 特定の事件を選定した理由

自治体は、様々な行政サービスを住民に提供するにあたって、多くの施設を活用している。千葉県においても、平成21年10月現在、115の公の施設を有し、文化・スポーツ活動の振興、豊かな県民生活の増進に活用している。一方で、高齢化社会を迎え、人口の減少が現実のものとなるなか、また、財政状況も一段と厳しさを増すことが予想されるなか、施設を有効に活用し、県民に対し、今後も継続的、安定的に行政サービスを提供することは、千葉県にとっても重要な課題である。

そこで、県の公の施設について、施設の設置目的に合致した利用方法がなされているか、また、利用状況などから施設が有効に活用されているかどうか、さらに、財政状況が厳しさを増すなか、施設の長寿命化や計画的な修繕の実施といった施設の維持管理が適切になされているかどうかといった点は、今後、施設を活用し行政サービスを提供する上で、非常に重要なテーマであり、また県民の関心も高いと言える。

このような事情を考慮し、平成22年度の包括外部監査では、公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行を特定の事件と選定し、監査を実施することが有用であると判断した。

### 4. 監査対象期間

平成21年度

ただし、必要に応じて他の年度も対象とした。

### 5. 監査対象施設

- ・千葉県福祉ふれあいプラザ
- ・千葉県千葉リハビリテーションセンター
- ・千葉県青少年女性会館
- ・千葉県文化会館
- ・日本コンベンションセンター国際展示場
- ・千葉県東葛テクノプラザ
- ・かずさアカデミアホール
- ・千葉県立青葉の森公園
- ・千葉県文書館
- ・千葉県西部防災センター
- ・千葉県消費者センター
- ・さわやかちば県民プラザ
- ・千葉県立現代産業科学館
- ・千葉県立中央図書館
- ・千葉県立中央博物館
- ・千葉県立美術館

・千葉県総合スポーツセンター

監査対象施設は、設立当初の投資額や県の財政支出が大きい施設を中心に選定した。なお、病院、県営住宅、上下水道、各種県立大学・専門学校も公の施設であるが、これらの施設については、それぞれ単独で一つの事件として取り上げられる程の規模の大きいものであることから、限られた監査資源の中で有効な監査を実施するため、今回の監査対象施設抽出時における母集団からは除外した。

## 6. 監査の方法

### (1) 監査の要点

県の公の施設管理に関する基本方針が整備運用されているか。

監査対象施設は当初の目的通りに利用されているか。

監査対象施設の維持管理（修繕）は適切に行われているか。

監査対象施設は設置管理条例に基づき適切に運営がなされているか。

監査対象施設の運営コストは適切な水準であるか。

監査対象施設の運営コストと使用料収入との費用対効果に関する検討がなされているか。

監査対象施設での公有財産の管理は適切に行われているか。

### 県直営の監査対象施設について

直営とすることに合理性があるか。

指定管理者制度への移行について検討がなされているか。

### 指定管理者制度へ移行した監査対象施設について

指定の手続は適切に行われているか。

公募によらない場合は、その理由が合理的であるか。

指定管理料の積算は適切であるか。

指定管理者に対するモニタリングは適切に行われているか。

### (2) 主な監査手続

監査対象施設の所管部局へのヒアリング、関係証憑の査閲

監査対象施設へ往査し、維持管理の状況を把握及び公有財産の実査

その他、監査従事者が必要と認めた監査手続

## 7. 外部監査の実施期間

平成 22 年 8 月 1 日から平成 23 年 1 月 31 日まで

## 8 . 監査従事者

### (1)包括外部監査人

公認会計士 岡田 三夫

### (2)補助者

公認会計士	品田 和之	公認会計士	山本 享兵
公認会計士	宗和 暢之	公認会計士	奥村 栄隆
公認会計士	嶋田 有吾	公認会計士試験合格者	柵木 樹里
公認会計士	大国 純生	公認会計士試験合格者	古澤 哲也
公認会計士	春日 英誉	公認会計士試験合格者	渡邊 浩志
公認会計士	森田 清人	公認会計士試験合格者	丸子 智之
公認会計士	菅貞 秀太郎	公認会計士試験合格者	長岡 千晶
		一級建築士	

## 9 . 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

(注) 報告書中にある数値については、端数処理等を行っている関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。

## 第2 公の施設の概要

### 1. 公の施設の概要

#### (1) 県有施設と公の施設の状況について

県有施設には、庁舎・学校・文化施設・公園・試験研究施設・ライフライン施設など様々な用途の施設があり、公有財産管理システムに登録されている建物は平成22年3月末現在で約8,300棟、総延床面積にして約560万㎡となっている。

このうち、

- 普通地方公共団体が設置する
- 住民の福祉を増進する目的で
- 住民の利用に供するため

という条件を満たす施設が公の施設とされている（地方自治法第244条第1項）。例えば、公園・水泳場・文化会館・図書館・下水道事業施設などが公の施設であり、研究所、競輪場、県庁庁舎などは、住民福祉の増進や住民の利用に供するものではないため、公の施設とは区分されない。

#### (2) 県内の公の施設数

県には平成21年10月現在で115の公の施設があり、近隣都県が有する公の施設数及び県の公の施設は下記のとおりである。

#### 近隣都県の公の施設数

	千葉県	埼玉県	茨城県	東京都	神奈川県
公の施設数	115	120	99	316	118
人口（人）	6,183,743	7,170,362	2,967,404	12,988,797	9,005,176

#### 県の公の施設一覧

	施設名称	所管部署	指定管理者
1	千葉県中央駐車場	総務部	日駐管理(株)
2	千葉県救護盲老人施設猿田荘	健康福祉部	(社福)恩賜財団済生会支部千葉県済生会
3	千葉県松風園		(社福)恩賜財団済生会支部千葉県済生会
4	千葉県生涯大学校		(株)ハリマビシステム
5	千葉県福祉ふれあいプラザ		長寿社会文化協会・ACOBA 共同事業体
6	千葉県袖ヶ浦福祉センター		(社福)千葉県社会福祉事業団

	施設名称	所管部署	指定管理者
7	千葉県千葉リハビリテーションセンター		(社福)千葉県身体障害者福祉事業団
8	千葉県身体障害者療護施設鶴舞荘		(社福)千葉県身体障害者福祉事業団
9	千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンター		(社福)千葉県身体障害者福祉協会
10	千葉県手賀沼親水広場	環境生活部	(財)千葉県環境財団
11	千葉県いすみ環境と文化のさとセンター		(財)千葉県環境財団
12	自然公園施設 大房岬自然公園施設		特定非営利活動法人 千葉自然学校
13	自然公園施設 勝浦海中公園施設		(財)千葉県勝浦海中公園センター
14	自然公園施設 白子自然公園施設		白子町
15	自然公園施設 片貝自然公園施設		九十九里町
16	自然公園施設 上永井自然公園施設		旭市
17	千葉県行徳野鳥観察舎		市川市
18	千葉県青少年女性会館		(財)千葉県青少年協会
19	文化会館 千葉県文化会館		(財)千葉県文化振興財団
20	文化会館 千葉県東総文化会館		(財)千葉県文化振興財団
21	文化会館 千葉県南総文化ホール		ケイミックス・東京舞台照明・文化放送開発センター共同事業体
22	文化会館 青葉の森公園芸術文化ホール		(財)千葉県文化振興財団
23	日本コンベンションセンター 国際展示場		商工労働部
24	千葉県東葛テクノプラザ	(財)千葉県産業振興センター	
25	千葉県かずさインキュベーションセンター	(株)かずさアカデミアパーク	

	施設名称	所管部署	指定管理者
26	かずさアカデミアホール		(株)かずさアカデミアパーク
27	千葉県南房パラダイス		(株)オーシャンヴェール館山
28	千葉県国民宿舎サンライズ九十九里		(財)千葉県観光公社・(株)休暇村サービスグループ
29	千葉県酪農のさと	農林水産部	(株)丸山町振興公社
30	千葉県立県民の森 千葉県立東庄県民の森		千葉県森林組合連合会
31	千葉県立県民の森 千葉県立大多喜県民の森		大多喜町
32	港湾施設 千葉ポートパーク	県土整備部	(財)千葉県観光公社グループ(林造園(株))
33	港湾施設 船橋港親水公園		千葉砂防殖産(株)
34	港湾施設 新港公園		木更津造園建設業協同組合
35	港湾施設 潮浜公園		(社)木更津港湾愛護協会
36	港湾施設 富津みなと公園		(財)富津市施設利用振興公社
37	港湾施設 上総湊港海浜公園		(財)富津市施設利用振興公社
38	港湾施設 興津港海浜公園		勝浦市興津環境整備促進協議会
39	港湾施設 袖ヶ浦海浜公園		千葉砂防殖産(株)
40	港湾施設 船橋ポートパーク		船橋市漁業協同組合
41	港湾施設 名洗港海浜公園		(株)今井組
42	千葉県立都市公園 千葉県立館山運動公園		(財)千葉県まちづくり公社
43	千葉県立都市公園 千葉県立青葉の森公園		(財)千葉県まちづくり公社

44	千葉県立都市公園 千葉県立柏の葉公園		柏の葉みどりの公園グループ(財)千葉県まちづくり公社・国立大学法人千葉大学・(株)アイビックス)
45	千葉県立都市公園 千葉県立北総花の丘公園		(財)千葉県まちづくり公社
46	千葉県立都市公園 千葉県立長生の森公園		(財)千葉県まちづくり公社
47	千葉県立都市公園 千葉県立行田公園		藤木園緑化土木(株)・(有)共栄緑化
48	千葉県率都市公園 千葉県立蓮沼海浜公園		千葉県レクリエーション都市開発(株)グループ(植忠造園土木(株))
49	千葉県立都市公園 千葉県立手賀沼自然ふれあい緑道		(株)光風ガーデン
50	教育機関 千葉県立房総のむら	教育庁	(財)千葉県教育振興財団
51	教育機関 千葉県総合スポーツセンター		千葉県体育協会・まちづくり公社グループ
52	教育機関 千葉県総合スポーツセンター射撃場		千葉県ライフル射撃協会
53	教育機関 千葉県総合スポーツセンター東総運動場		(財)千葉県まちづくり公社
54	教育機関 千葉県国際総合水泳場		セントラルスポーツ・オーエンスグループ
55	教育機関 千葉県立手賀の丘少年自然の家		アクティオ(株)
56	教育機関 千葉県立水郷小見川少年自然の家		小学館プロダクショングループ(株)小学館集英社プロダクション・伊藤忠アーバンコミュニティ(株)

57	教育機関 千葉県立君津亀山少年自然の家		千葉自然学校グループ（特定非営利活動法人千葉自然学校・㈱東急コミュニティー）
58	教育機関 千葉県立東金青年の家		ワーカーズコープ（特定非営利活動法人ワーカーズコープ・企業組合労協センター事業団）
59	教育機関 千葉県立鴨川青年の家		教育振興財団グループ（財千葉県教育振興財団・鴨川市青少年教育支援の会マンボウ塾）
60	千葉県幕張新都心地下駐車場	企業庁	（社）日本駐車場工学研究会
61	千葉県文書館	総務部	直営
62	千葉県防災センター 中央防災センター		直営
63	千葉県防災センター 西部防災センター		直営
64	ちば県民共生センター（分館東葛飾センター）	総合企画部	直営
65	千葉県乳児院	健康福祉部	直営
66	千葉県富浦学園		直営
67	千葉県生実学校		直営
68	千葉県精神保健福祉センター		直営
69	千葉県立保健医療大学		直営
70	千葉県立衛生短期大学		直営
71	千葉県医療技術大学校		直営
72	千葉県立鶴舞看護専門学校		直営
73	千葉県立野田看護専門学校	直営	
74	千葉県消費者センター	環境生活部	直営
75	千葉県立市原高等技術専門校	商工労働部	直営
76	千葉県立船橋高等技術専門校		直営
77	千葉県立我孫子高等技術専門校		直営
78	千葉県立旭高等技術専門校		直営
79	千葉県立東金高等技術専門校		直営

80	千葉県立障害者高等技術専門学校		直営
81	千葉県立県民の森 千葉県立内浦山県民の森		直営
82	千葉県立県民の森 千葉県立清和県民の森		直営
83	千葉県立県民の森 千葉県立館山野鳥の森		直営
84	千葉県立県民の森 千葉県立船橋県民の森		直営
85	千葉県花植木センター		直営
86	千葉県農業大学校	農林水産部	直営
87	千葉県アグリチャレンジファーム		直営
88	千葉県乳牛育成牧場		直営
89	千葉県立都市公園 千葉県立富津公園		直営
90	千葉県立都市公園 千葉県立幕張海浜公園		直営
91	千葉県立都市公園 千葉県印旛沼公園		直営
92	千葉県立都市公園 羽衣公園	県土整備部	直営
93	千葉県立都市公園 千葉県スポーツセンター		直営
94	流域下水道		直営
95	千葉県県営住宅		直営
96	上水道事業	水道局	直営
97	土地造成事業	企業庁	直営
98	工業用水道事業		直営
99	千葉県立病院 がんセンター	病院局	直営
100	千葉県立病院 救急医療センター		直営

101	千葉県立病院 精神科医療センター		直営
102	千葉県立病院 こども病院		直営
103	千葉県立病院 循環器病センター		直営
104	千葉県立病院 東金病院		直営
105	千葉県立病院 佐原病院		直営
106	教育機関 さわやかちば県民プラザ	教育庁	直営
107	教育機関 千葉県立中央図書館		直営
108	教育機関 千葉県立西部図書館		直営
109	教育機関 千葉県立東部図書館		直営
110	教育機関 千葉県総合教育センター		直営
111	教育機関 千葉県子どもと親のサポート センター		直営
112	教育機関 千葉県立中央博物館(分館海の 博物館、大利根分館、大多喜城 分館)		直営
113	教育機関 千葉県立関宿城博物館		直営
114	教育機関 千葉県立美術館		直営
115	教育機関 千葉県立現代産業科学館		直営

(出典：県提供資料及び県ホームページ掲載情報を基に作成)

## 2. 直営と指定管理者制度移行の状況

公の施設は全て県所有の施設であるが、その管理運営方法としては、(1)県直営、(2)指定

管理者制度の二通りがある。

県直営とは、施設の管理運営を県の責任のもと県職員が行う方法である。

#### (1)指定管理者制度とは

指定管理者制度は、平成 15 年 6 月の地方自治法の改正によって導入された制度である。指定管理者制度が導入されるまでは、「管理委託制度」により運用されていた。管理委託制度のもとでは、公の施設の管理は公共団体や地方公共団体の出資法人等に限定されていたが、指定管理者制度では、管理者の範囲を出資法人等に限定せず、民間の団体でも管理を行うことができるようになった。指定管理者制度は、公の施設の管理運営に民間の能力を活用して、県民サービスの向上と行政コストの縮減等を図ることを目的として導入された制度である。

県では、この法改正を受けて平成 16 年 3 月に、指定管理者の指定のための手続等を定めた「千葉県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」を制定した。

また、この条例の適正な運用を行うとともに、指定管理者制度を効果的に、円滑に導入していくために、同年 11 月に制度導入に際しての基本的事項や留意事項を示した「指定管理者制度導入に係るガイドライン」（以下、「指定管理者ガイドライン」とする）を作成している。

指定管理者ガイドラインでは、指定管理者制度の適用にあたり、以下の方針が示されている。

- ・指定管理期間は、3 年から 5 年を原則とすること
- ・指定管理者の募集は、原則として公募すること
- ・指定管理者に対する所管部署によるモニタリングが必要であること

#### (2)指定管理者制度の状況

県の公の施設に対する指定管理者制度への移行推移は下記の通りである。

平成 18 年度からの直営から指定管理への移行状況

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
直営	58	59	53	55
指定管理	62	61	66	60
合計	120	120	119	115

(出典：県提供資料)

公の施設が徐々に減少しているが、これは施設の廃止や移譲によるものである。指定管理者制度を導入する施設の全体に対する割合は、50%を超えている状況である。

#### (3)指定管理者制度に関する今後の方針

県は、「千葉県行政改革計画・財政健全化計画 平成 22 年度～24 年度」(以下、「行政改

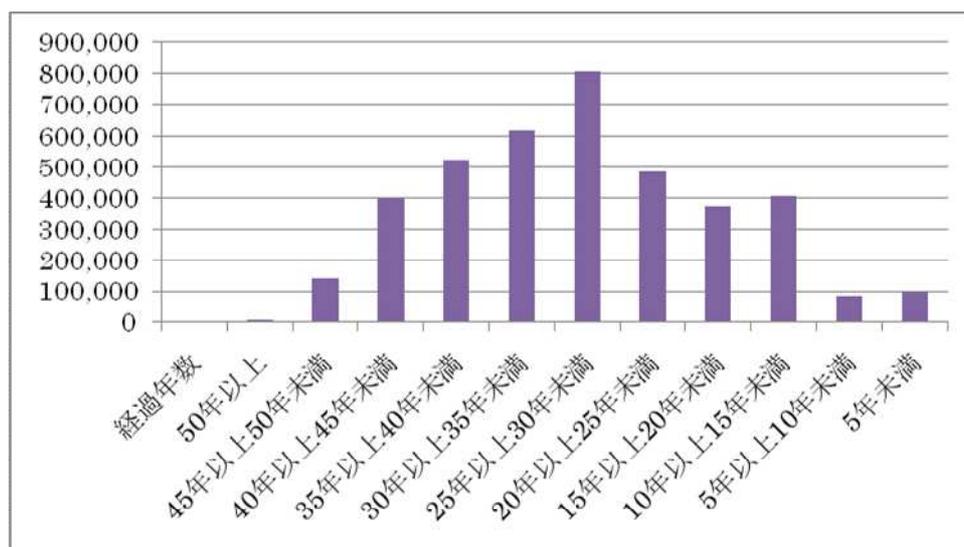
革・財政健全化計画」とする)を策定し、その中で公の施設の指定管理者制度に対する取り組みとして、「特に、県が直接管理運営している施設については、指定管理者制度の導入をゼロベースから検討します。」としている。

なお上記計画においては、その前段階として、「平成 22 年度中に全施設を点検し、廃止・統合、民間・市町村等への移譲、管理運営方法の見直し等の方針を、第三者(行政改革推進委員会)の視点も加えながら策定する」としている。

### 3. 施設の老朽化

県有施設は、高度経済成長期の人口急増に伴う行政需要に対応するために整備を行ったものが多く、今後これらの施設が一斉に老朽化を迎えることとなる。県有施設の延床面積を経過年数別に示すと下記の通りである。

平成 21 年 10 月末時点における施設(延床面積別)の経過年数 (単位: m<sup>2</sup>)



(非木造、2階以上又は延床面積 200 m<sup>2</sup>以上(県営住宅、公営企業を除く))

(出典: 県提供資料を基に作成)

このグラフからもわかるように、25年以上30年未満が一番多く、30年以上40年未満経過しているもので上位を占めている。40年を経過したものも多くあり、全体的に経過年数は長くなっている状況である。

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号)によると、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造という最も耐用年数の長い建物で 50 年と定められていることから、30 年から 40 年経過している施設は相当の老朽化が進んでいると推測される。したがって、今後、大規模な修繕や場合によっては建替等の対応が必要となってくると考えられる。

さらに、昭和 56 年以前の建物は、旧耐震基準に沿って設計されているため新耐震基準を満たしていない可能性があり、耐震性能が低く、補強の必要性があると考えられる。上のグラフの中で 30 年以上経過している建物については、そのような耐震性に問題があるものが多いと考えられるため、早急な耐震補強等の対策が必要であると考えられる。

上記の通り、今後施設の老朽化対策等は必須であり、相当の財政支出が必要となってくることが予想される。

#### 4. 県の財政状況

リーマンショックに端を見る世界的な金融危機と景気低迷という社会情勢の中、経済環境は厳しい状況にある。各地方自治体においてもその影響により、財政状況は厳しい状況が続いている。県の財政事情も例に漏れず厳しい財政運営を強いられている状況である。

「行政改革・財政健全化計画」によると、県の財政状況は中期的に見ても厳しい状況であり、県の歳入・歳出の推移は以下のようになっている。

県税や地方交付税などの歳入が伸び悩む一方で、歳出については、高齢化の進展に伴う社会保障費の増加などにより、義務的経費の増加が続き、平成 18 年度以降、義務的経費が一般財源を上回る状況が続いている。

(単位：億円)

年度		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
区分	社会保障費	972	988	1,217	1,360	1,471	1,561	1,702
	公債費	1,526	1,564	1,888	1,784	1,687	1,697	1,688
	人件費	5,905	5,932	5,861	5,973	6,123	6,046	5,983
①義務的経費		8,403	8,484	8,966	9,117	9,281	9,304	9,373
②一般財源		8,922	8,830	9,133	8,804	8,662	8,372	8,392
差引(②-①)		519	346	167	▲ 313	▲ 619	▲ 932	▲ 981

※ 最終予算額。H21 は最終予算見込額。

義務的経費が一般財源を上回っている

(出典：「行政改革・財政健全化計画」)

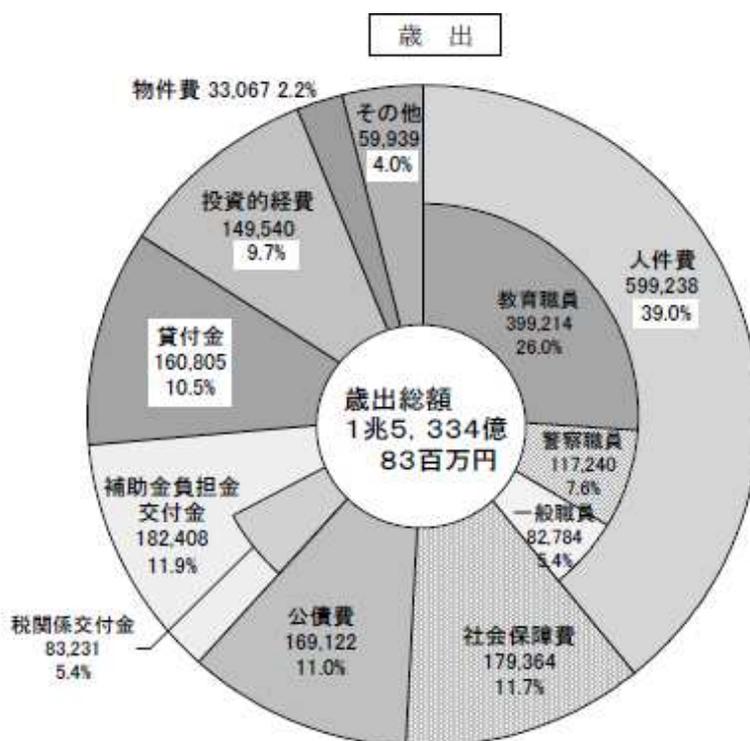
県は全国的に見ても急激な高齢化が進展しており、国の制度改正により県の負担が拡大していることから、医療費・給付費等の額が急増し、財政状況を逼迫させている。今後もこの傾向が続くと見込まれる。

また、県職員の定年退職が平成 27 年頃にピークを迎え、退職手当が多額に発生する見込みであるとのことである。

さらに、「平成 22 年度当初予算案について」によると歳出予算は、以下のグラフの様にな

っている。人件費が約 40%と大きな割合を占めている。人件費を含めた義務的経費の金額は 947,724 百万円であり、全体の 62%を占めている。なお、平成 21 年度における同割合は 61%である。

今後、現状の歳出項目の割合に大きな変動がなく、また、計画に記載された通り義務的経費の金額が増加の一途をたどるとすると、施設整備・改修にかけられる費用は、現状より削減される可能性も考えられ厳しい状況であると言える。



(出典：「行政改革・財政健全化計画」)

## 5. 公の施設に関する今後の施策

以上の通り県の財政は厳しい状況にあり、それに伴い、施設整備・改修にかけられる予算も厳しい状況にある。しかし、上述の通り施設の老朽化も進む一方である。

そのような中で県は、保有財産の有効活用と財産保有に係るコストの縮減をミッションとして平成 20 年 9 月に「県有財産活用戦略会議」を設置した。この会議には、具体的な検討及び実施に取り組むため 3 つの部会を設置している。このうち、「維持管理コスト縮減部会」において、現在「千葉県県有施設長寿命化指針(案)」を策定中(平成 22 年 10 月現在)である(詳細は次章参照)。

また、「行政改革・財政健全化計画」においても、「資産改革(ファシリティマネジメントの推進)」という基本的方向や「時代の変化に対応した県の役割の再構築」の中で“公の施

設の見直し”といった施策を掲げている。当該計画によると、「資産改革（ファシリティマネジメントの推進）」として、まず「資産の保有状況の把握・有効活用の方策の分析」を行い

- 社会資本に係るライフサイクルコストの低減
- 一定エリア内に近接する単独庁舎群等の集約・統廃合
- 資産保有に係るコストの削減
- 売却可能資産処分の促進

等を推進するとしている。また、「時代の変化に対応した県の役割の再構築」の中で“公の施設の見直し”を行うとし、その取組の内容として

平成 22 年度中に全施設を点検し、廃止・統合、民間・市町村への移譲、管理運営方法の見直し等の方針を、第三者（行政改革推進委員会）の視点も加えながら策定する。特に県が直接管理運営している施設については、指定管理者制度の導入をゼロベースから検討する。

施設の民間等への移譲に際しては、有償による譲渡にとらわれず、機能・サービスが維持されるのであれば、無償又は低額での譲渡など、移譲方針の見直しを検討する。としている。

なお、耐震化に対する対応は、平成 19 年 3 月に「千葉県耐震改修促進計画」を作成し、それに伴って県有建築物についても「県有建築物の耐震化整備プログラム【平成 22 年 4 月 1 日】」（以下、「耐震化プログラム」とする）を作成し、要補強の建築物をリスト化し、改修時期を定めている。

県は公の施設に関し様々な施策を全庁的な視点で進めようとしているが、具体的な各施設の現状把握や対応については所管課での作業が中心となっており、全庁的な調整が図られているとは言い難い。財政がひっ迫している中、今、県に求められているのは各所管課の部分最適化や利害調整ではなく、全庁的な視点からの取り組みであり、また、ファシリティマネジメントである。こういった全庁横断的な取り組みに対して、県としてこういった対応がなされているかについて検討していくこととしたい。

### 第3 外部監査の結果

#### ・公の施設の管理に関する全庁的な取り組みについて

今回の包括外部監査は、公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行を監査テーマとしているが、「第2 公の施設の概要」で説明したとおり、県が所有する公の施設は多種多様なものが含まれている。また、公の施設は、県有財産の一部を成すものである。したがって、監査テーマである公の施設の検討を行うにあたっては、必要に応じて県有財産の管理状況についても検討を行った。

また、先に示した17の公の施設を対象に検討を行い、検討結果については、「各施設の状況について」として指摘するとともに、各施設の問題点から、さらに公の施設の管理方法に、どのような課題があるのかを検討し、「公の施設の管理に関する全庁的な取り組みについて」として指摘した。

#### 1. 県の公の施設の管理に関する取り組み

「第2 公の施設の概要 3.施設の老朽化 4.県の財政状況」に記載したとおり、施設の老朽化及び県財政がひっ迫した状況を考えると、公の施設を含む県有財産について、資産マネジメントの考え方を導入することが不可欠である。

「公有資産改革(自治体経営改革シリーズ 宮脇 惇 編集代表(株)ぎょうせい)」によれば、資産のマネジメントとは、県有財産の全体において、処分、有効活用、適切な維持管理、更新時期の見直し等を進めるなど、様々な面からの検討を行うことにより、最少のコストで最大の効果を上げるべく、財政負担の軽減と平準化を図りつつ、資産の最適な所有・利活用・維持管理を行っていくことであるとされている。

また、資産マネジメントを進めるためには、少なくとも以下の手続きが必要であるとされている。

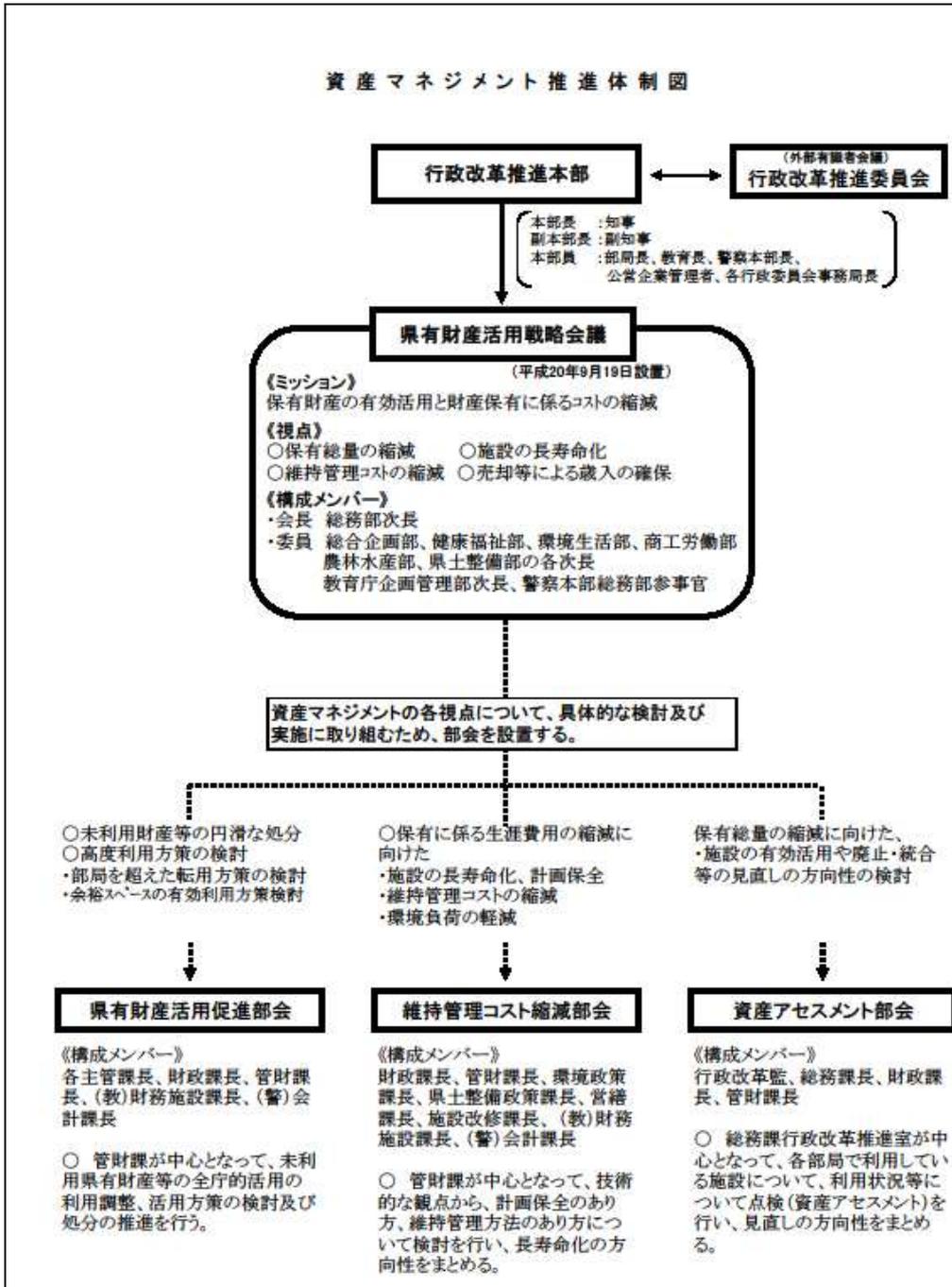
- (1) 全庁的な視点で改革を推進しうる組織体制づくり及びいつまでにどのような成果を成し遂げるかの具体的なアクションプランの策定
- (2) 管理・利用状況、修繕履歴、劣化状況等の現状の把握
- (3) 資産の基本情報・修繕履歴・利用状況等データベースの構築・一元化、共有化
- (4) ライフサイクルコストの縮減・中長期的な財政負担の軽減等を見据えた修繕計画の策定
- (5) 資産を総合的に評価し、総合的に処分、有効活用、適切な維持管理等を戦略的に判断するシステムの構築

そこで、県の公の施設の管理に関する取り組み状況について、上記(1)から(5)の観点から整理すると、次のとおりである。

(1) 県有財産の管理にあたっての組織体制とアクションプランの策定

公の施設を含む公有財産全般に関する県の管理体制は、次のとおりである。

県有財産全般を対象とした資産マネジメントを推し進めていくにあたっては、まず共通の基本理念を持ち、全庁的な視点で改革を推進しうる体制づくりが必要である。そこで、県においても、このような視点から保有財産の有効活用と財産保有に係るコストの縮減を図るため、以下のような資産マネジメント推進体制を整備している。



これらの体制は、県有財産活用戦略会議設置要綱、県有財産活用戦略会議部会設置要領(平

成 20 年 9 月 19 日施行) により平成 20 年度に設置された。それぞれの会議等で審議される事項は以下のとおりとされている。( 県有財産活用戦略会議設置要綱第 3 条より抜粋)

- (1) 県有財産の戦略的な活用の推進に係る基本方針に関すること
- (2) 県有財産の利活用に係る総合調整に関すること
- (3) 県有財産の有効活用に係る事業の評価に関すること
- (4) 未利用県有財産等の円滑な処分に関すること
- (5) その他、会長が必要と認める事項

県有財産戦略会議で審議される対象資産は、県の保有する行政財産のうち、道路、河川、港湾施設等の社会基盤施設を除く行政財産及び普通財産とされている。また、公の施設に関わる有効活用や統廃合、維持管理コストの低減についても、当該会議での検討対象とされている。

#### 県有資産マネジメントのアクションプランについて( 結果)

県は、県有財産活用戦略会議を設置し、全庁的な資産マネジメントの推進を進めており、公の施設に関わる有効活用や統廃合、維持管理コストの低減についても、当該会議で議論されることとなっている。しかし、現在、議論されている主な内容は、 県有財産活用戦略会議では館山地区の有効活用について、 維持管理コスト縮減部会については県有施設長寿命化指針の策定について、であり、 県有財産活用促進部会にいたっては、従来の県有財産活用処分推進委員会の業務が引き継がれているだけである。県有財産活用戦略会議では、現在のところ、公の施設の有効活用についての活発な議論は行われていない。

資産マネジメントの推進に向け、県では、会議の開催に限定されず行政改革推進室が中心となり、横断的に各課が業務を実施しているとのことであるが、全庁的な資産マネジメントの推進について、いつまでに、どのような成果をあげるのかといった具体的なスケジュールが明確になっていない。全庁的な資産マネジメントの推進を実効性のあるものとするため、具体的な目標とその期限が設定されたアクションプランの策定が必要である。

但し、公の施設については、別途、概要を把握し、平成 22 年度中に公の施設に対する統廃合等の基本方針を策定すべく取りまとめ中である。これについては、「 3 . 公の施設の見直しに関する基本的な考え方について」に記載している。

#### (2)施設の劣化等の現状把握について

資産マネジメントを推進するにあたっては、施設の現状を把握する必要があるが、県では平成 20 年度に、県有財産戦略会議で審議の対象となる資産について、「資産アセスメント」として現地調査を実施した。また、調査結果に基づき、行政改革推進委員会の意見も取り入れた上で、千葉県行政改革計画・財政健全化計画における「資産マネジメントの推進」として、今後の具体的な取り組みを決定した。これらについては、平成 22 年度から平成 24 年度

にかけて実行される予定である。

また、公の施設については、別途、平成 22 年度に「公の施設の実態及び見直しに係る調査票」により実態調査を実施し、県における公の施設の概要を把握し、平成 22 年度中を目途に、公の施設に対する統廃合等の基本方針を策定すべく、現在、取りまとめている。この他、県有施設に対する劣化・耐震化の状況を把握すべく調査も実施している。

劣化等の状況把握については、「2. 簡易劣化診断、耐震化診断の状況」にて詳述している。

### (3)施設に関するデータベースの構築、一元化について

県は、公有財産については、公有財産管理システム上で、以下の情報を把握している。

県が公有財産管理システムで管理している項目（抜粋）			
名称	所属	分類	種目
公簿地目	財産用途	取得時国庫補助の有無	用途指定制限
会計	予算科目	権利区分	指定用途
所在地	公簿地積	実測地積	取得価格
現在価格	取得年月日	供用年月日	評価年月日
登記目的	登記年月日	用途	用途廃止予定年月日
用途廃止年月日	附属図面・文書等	土地の筆状況	沿革
異動報告履歴	使用許可・貸付の状況	家屋番号	戸数
棟数	建物構造	階高	屋根
土台	延床面積	建築面積	減価償却累計額
残価率	耐用年数	残存年数	構造
数量			

（出典：公有財産台帳）

公有財産管理システムの登録対象となる資産は、土地、立木竹、建物、工作物、船舶、航空機、地上権等、特許権等、有価証券等、財産信託の受益権（公有財産管理規則別表 2）となっている。

現状、建物については、各施設をひとつの単位として把握し、また、設備については設備一式として把握されている施設もある。

なお、公有財産台帳では、利用計画など資産の活用を検討する際に有益な情報や、工事、修繕履歴などを入力する欄が設けられているが、実務上、当該欄は活用されていない。

公有財産台帳に記載されているデータが実際の資産の状況と一致することを担保するため、県の管財課では、年に 1 回、各施設担当部局に、「公有財産台帳の点検整備について（依頼）」を通知している。

なお、新地方公会計制度では、財務書類の作成が要請されており、県は固定資産台帳を段

階的に整備する方針である。そこで、県では、平成 20 年度、平成 21 年度にかけて、売却可能資産を対象に資産評価を実施している。

#### 現物とデータとの整合性の確認について（結果）

公の施設に関する財産は、公有財産管理システムにおいて管理されているが、公有財産管理システム上の情報が財産の現状と一致していることを担保するため、県の管財課は各施設担当部局に、「公有財産台帳の点検整備について（依頼）」という通知を年に 1 回発出している。

しかしながら、各施設担当部局が実際に公有財産管理システム上の情報の正確性を検証しているかどうかについて、管財課などによる検証が実施されていないため、全庁的な観点からは公有財産管理システムのデータの正確性を担保するための内部統制が十分ではない。各施設担当部局の公有財産管理システム情報と現物との整合性を確認する必要がある。

#### 情報の一元管理・共有化（意見）

県は、公有財産管理システムにおいて、公の施設の基本情報等を把握しているが、修繕履歴情報が記録されていないため、計画的な修繕を実施していくための基礎情報を備えているとはいえない。修繕履歴は各施設の所管課での管理となっており、全庁横断的、一元的な管理はされていない。長期修繕計画を策定し、計画的に修繕を実施するにあたって、施設・設備の劣化状況、外壁の状況、防水、内装の剥離といった施設の劣化に関する情報や修繕履歴などは、有用な情報である。これらの情報を全庁横断的、一元的に把握、確認することができるようすることが重要である。こういった情報を公有財産管理システムへ記録することを検討すべきと考える。

また、建物については、各施設を一つの単位として（設備については一式として）情報が把握されているが、建物の構成単位等に細分化して把握し、除売却処理を正確に反映でき、また現物との照合が可能な単位での情報の把握と管理が望まれる。

#### 新地方公会計制度の固定資産台帳の整備について（意見）

新地方公会計制度では、財務書類の作成が要請されている。県は固定資産台帳を段階的に整備する方針を採用しており、平成 20 年度、平成 21 年度は売却可能資産について資産評価を実施している。新地方公会計制度は、資産債務改革を推進することを背景としており、資産情報の把握の一環として固定資産台帳を整備することが重要であるが、県は固定資産台帳の整備にあたっての今後のスケジュールを明確としていない。固定資産台帳整備の実効性を高めるため、整備スケジュールの策定が必要である。

また、新地方公会計制度における固定資産台帳の整備について、県の資産マネジメント推進体制上の位置付けが明確化されていない。固定資産台帳の整備にあたっては、その他の資産マネジメントに関する取り組みと一体的に検討することが効率的であることから、固定資

産台帳の整備についても、資産マネジメント推進体制における位置づけを明確にすることが必要である。

固定資産：ここでの固定資産とは、一定額以上で継続して使用することを目的とする財産であり、会計上の有形固定資産・無形固定資産を想定している。

なお、固定資産管理の一環として、各施設往査では、備品出納簿の整備状況や、現物との照合状況を調査したが、一部の施設を除き、当該資産管理は十分ではなかった（詳細は各施設往査報告書に記載）。

#### (4)修繕計画の策定について

県は、公の施設について、法定点検を実施するとともに、必要に応じて自主的な点検を実施している。点検の方法は、「適正な調査管理のために」において取りまとめられて、「出先機関庁舎の管理指導についての説明会」で県の管財課が各施設管理者に対して研修を実施している。

点検の結果を踏まえ、各施設管理者は修繕に関する予算要求を行い、それに対して予算査定が行われるが、予算化されたものについて修繕が行われているのが現状である。また全庁的な長期修繕計画は策定されていない。

県は、県有施設簡易劣化調査・診断を行っており、修繕の実施の検討にあたっては、その結果も各所轄課では参考としているものの、中長期修繕計画の策定のための基礎資料としてや緊急修繕を要するもの・保全優先度の検討資料として全庁的に利用するには至っていない。

また、平成 19 年 3 月には、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正（平成 18 年 6 月 2 日）を受けて、「千葉県耐震改修促進計画」を策定しており、建築物の耐震改修にあたっての指針としている。

さらに、維持管理コスト縮減部会で、県有施設長寿命化指針の策定が予定されており、今後、これらが修繕等に関する全庁的な方針として位置づけられる予定である。

#### 修繕の優先順位付けについて（意見）

県では、維持修繕について、公の施設の管理者から予算要求が行われ、それに対して予算査定が行われており、その過程で全庁的な観点からの修繕の優先順位を踏まえた調整は図られていない。また、県財政のひっ迫などの理由から、結果として対処的な事後修繕が優先されている。このような、現状の管理体制では、利用者の安全、安心の観点から優先度が高い修繕が先送りにされるリスクがあり、そのことが重大な事故につながる恐れもある。

そのため、必要な事後修繕は行いながらも長期的な視点から修繕の優先順位付けを行う仕組みの構築が必要である。

修繕の優先順位付けにあたっては、点検の結果や過去の修繕履歴を活用することが有効である。現状は、点検結果や修繕履歴は、各施設管理者が把握しているのみであり、これらの情報を全庁的にとりまとめて管理するといった取り組みは行われていないが、これらを取りまとめて、全庁的観点から修繕の優先順位付けを行うための基礎情報とすることが望まれる。

## 長期修繕計画について（意見）

公の施設についても資産マネジメントを積極的に導入するためには、各施設において長寿命化・ライフサイクルコスト縮減等のために長期修繕計画を策定する必要がある。現状、県では全庁的視点にたった各施設の長期修繕計画や長期的視点にたった維持管理計画は策定されていない。今後、策定が予定されている県有施設長寿命化指針の策定にあたっては、統一的な長期修繕計画の作成方法やライフサイクルコスト縮減に向けた取り組み手法を取りまとめることが必要である。

また、長期修繕計画の策定にあたっては、その前段階として、ひっ迫する県の財政状況を踏まえて、各施設の必要性について改めて検討し、長寿命化のために計画保全すべき施設の選定を、まず実施することが必要である。

## 2. 簡易劣化診断、耐震化の状況

### (1) 簡易劣化診断

簡易劣化診断については、維持管理コスト縮減部会主導のもと実施されている。

簡易劣化診断の対象施設は、平成 26 年度までで知事部局、教育庁及び県警で合計 728 棟、県立学校が 159 校、合計で棟数にして約 2,000 棟となっている。これらの県有施設で県民又は職員が常時利用する施設のうち、非木造で延床面積が 200 m<sup>2</sup>以上の規模を有する施設を中心に選定している。このうち、平成 21 年度までに実施済みのものは、知事部局、教育庁及び県警で合計 427 棟、県立学校が 27 校であり、平成 22 年度以降がそれぞれ 301 棟、132 校の実施予定となっている。

また、平成 22 年度においては、実施予定が 153 棟となっている。大規模修繕を実施中の施設と民間移譲先については、簡易劣化診断を行っていない。また、計画の数値には、台帳に二重計上されていたものや台帳の不備により確認できなかった未稼働施設等も含まれており、計画数と実施済み数とでは差異が生じている。修繕計画等の計画を策定するためには、施設の現状は当然に把握すべきものである。また、その前段階として、現状を反映すべき台帳に不備がある。

さらに、維持管理コスト縮減部会の資料によると、簡易劣化診断の結果は、

詳細診断・緊急修繕を必要とする施設の把握

施設用途別、建築年次別のベンチマーキングによる保全優先度の検討資料

経年・劣化評価の分布による施設全般の傾向と対策の検討

全施設・用途群における施設の相対評価

ライフサイクルコスト算定機能を活用し長期保全費用（概算）を検証

修繕・改修計画年度の想定を中長期整備計画策定の基礎資料として活用

劣化の傾向、修繕・改修レベルの把握による維持管理方法の検討

等の基礎資料として活用を図るとされている。

## 簡易劣化診断の全体計画

(単位：棟)

実施対象棟数		実施済			22年度以降(予定)					
		20年度	21年度	計	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	計
知事部局	451	273	41	314	70	67	-	-	-	137
教育庁	80	-	28	28	27	25	-	-	-	52
県警	197	-	85	85	56	56	-	-	-	112
小計	728	273	154	427	153	148	-	-	-	301
県立学校(校)	(159)	-	(27)	(27)	(26)	(27)	(26)	(27)	(26)	(132)
合計	728 (159)	273	154 (27)	427 (27)	153 (26)	148 (27)	(26)	(27)	(26)	301 (132)

(平成22年度4月現在)

(出典：県有財産活用戦略会議維持管理コスト縮減部会ワーキンググループ第1回資料  
(平成22年4月15日))

## (2)耐震化の状況

県有施設のうち建築物の耐震化状況については、県土整備部施設改修課が「県有建築物の耐震化状況【平成22年4月1日現在】」として取りまとめている。

この取りまとめによれば、県有建築物のうち、特定建築物(「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第6条における「特定建築物」と同等の用途・規模のもの)及び震災時に応急活動拠点となる建築物等は2,132棟にのぼり、その内旧耐震基準で設計されているものは1,328棟である。このうち解体・廃止予定で耐震診断が未了の2棟を除くと、耐震性能が低く、補強の必要があると判断されたものは587棟にのぼる。そのうち未補強のものは381棟となっている。

これを基に「県有建築物の耐震化整備プログラム【平成22年4月1日現在】」が策定されている。その計画は以下のようになっている。

整備プログラム建築物棟数

(単位：棟)

	継続工事中	第2期予定	保留等	計
県全体	9	350	24	383
知事部局	2	65	6	73
水道局	0	9	0	9
企業庁	0	4	0	4
病院局	0	5	1	6
教育庁 (県立学校)	7	235	9	251
教育庁 (県立学校以外)	0	15	0	15
警察本部	0	17	8	25

(平成22年度4月1日現在)

(出典：「県有建築物の耐震化整備プログラム」)

同上「耐震化整備プログラム」によると、平成22年度に工事中または工事予定とされているものは27棟とあり、実際にほぼ計画通り実施されているとのことである。

簡易劣化診断結果情報の利用について(結果)

簡易劣化診断については、診断結果が維持管理コスト縮減部会に報告されてはいるものの、同部会で診断結果に基づいた今後の具体的な対応等が検討されず、診断結果情報が有効的に活用されていない。また、劣化診断の結果は関係部局には送られているが、各部局の予算要求の資料としての活用にとどまっている。

簡易劣化診断は、保有財産の劣化度合から補強、改修の必要度、緊急度を検討する上で重要な情報であるにもかかわらず、その情報が資産マネジメントを遂行する同部会で検討されていないことは問題であり、何のための診断なのかが不明である。関係部局の予算要求資料としてしか使われていない現状では、横断的・全庁的な判断がされず部分最適化という弊害を招き、問題である。簡易劣化診断の位置付けを再確認するとともに、診断結果を有効的に活用することが望まれる。

今後は、修繕の必要性が一元的に管理され、全庁ベースから、優先的に対応すべき施設を指示していける体制を作り、横断的・全庁的な意思決定を行う際に当該情報も有効に活用する必要がある。

## 耐震化への対応について（結果）

監査時点において、耐震化整備目標となる耐震化整備プログラムはあるものの、平成 23 年度以降の具体的な耐震化工事計画はまだ決定されていない。通常予算要求と同じルートで各部局より素案が出され、2 月の議会で予算が下りれば施設改修課で見積や発注等の委託を受けることになるとのことであった。

耐震性に問題がある建築物が多く存在し、補強・改修の時期を誤れば人命にも関わる現状のなか、将来計画が通常予算要求と同じレベルで扱われていることは大きな問題である。

必要な建築物に対し耐震化工事を行うことは、保有財産の有効活用と財産保有に係るコストの削減という「県有財産活用戦略会議」のミッションそのものである。したがって、早急に全庁的な観点からの具体的な耐震化工事計画を策定し実施に移すべきである。

さらに、上記耐震化状況の取りまとめにおいて、昭和 56 年 6 月以降の改正建築基準法（新耐震基準）によって設計されている建築物については、耐震診断の対象から除外している。これらの建物についても、徐々に経年劣化は進むものであるため、今後は、劣化診断・耐震診断の対象建築物とされるべきであり留意が必要である。

なお、施設往査の結果、対象施設の中で特に耐震性能に問題がある施設を以下に挙げる。これらは全て「耐震化整備プログラム」の中の対象施設とはなっているが、現時点で具体的な工事計画が策定されていないため、今後早急な対応が必要と考えられる。

- ・千葉リハビリテーションセンター
- ・総合スポーツセンター
- ・中央図書館
- ・中央博物館
- ・美術館

## 3. 公の施設の見直しに関する基本的な考え方について

### (1) 施設設置の在り方について

厳しい昨今の県の財政下において、限られた財源の中で事業目的に沿った施設が適正に配置され、県民が真に必要な行政サービスが提供されるよう、施設が最大限に有効活用されている状態が求められる。

県では、行政改革計画・財政健全化計画において、資産改革を推進する方向性が明確となったことを受けて、「時代の変化に対応した県の役割の再構築」の中で、今後、公の施設の見直しを行うとされている。その主な内容は以下のとおりである。

- (7) 平成 22 年度中に全施設を点検し、廃止・統合、民間・市町村への移譲、管理運営方法の見直し等の方針を、第三者（行政改革推進委員会）の視点も加えながら策定する。特

に県が直接管理運営している施設については、指定管理者制度の導入をゼロベースから検討する。

- (イ) 施設の民間等への移譲に際しては、有償による譲渡にとらわれず、機能・サービスが維持されるのであれば、無償又は低額での譲渡など、移譲方針の見直しを検討する。

県では、行政改革推進室が中心になり、各部局と連携し、全施設を点検後、廃止・統合、民間・市町村等への移譲、管理運営方法の見直しといった全庁的な視点からの評価検証を行っており、当年度中に基本方針を策定することである。しかし、包括外部監査実施時点では、その内容は検討中として具体的には提示されなかった。

今回の包括外部監査でも、上述の施設の有効活用の考え方を基礎として、具体的には、公共性、有効性および効率性の視点から監査対象の17施設について管轄部局へのヒアリングや現地往査等を行った。

公共性の視点とは、県民ニーズなどから照らして、そもそも施設が必要なのかどうかを検討するものである。したがって、公共性は、公の施設の在り方を検討する際の最初のステップ（第1の視点）となる。

県が保有する公の施設については、不特定多数の住民の福祉に寄与するものかという点を満たすものでなければならない。これらを満たさない場合は廃止すべきであり、廃止後施設の売却・委譲により県の財政負担を軽減することができる。もしくは、他の目的に有効活用することにより更に県民ニーズを満たすことも検討する必要がある。

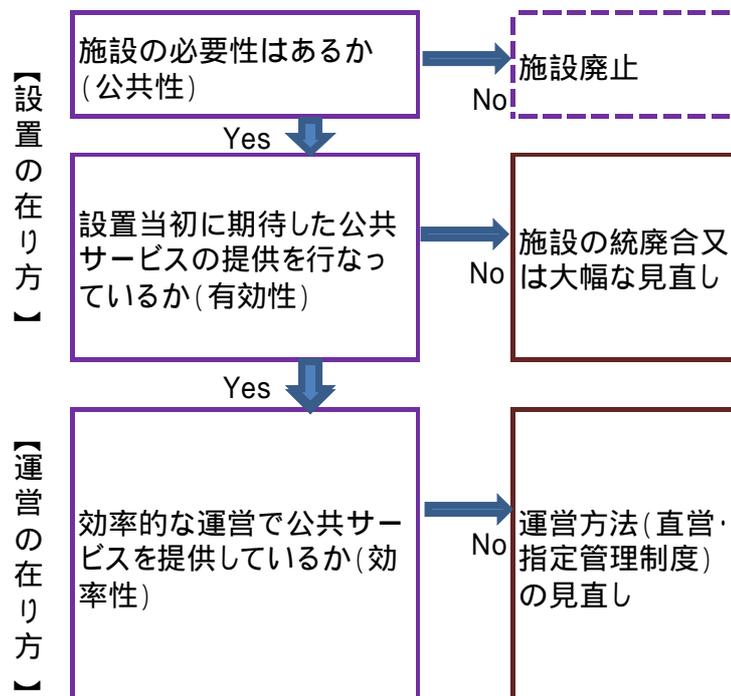
次に、有効性の視点とは、公の施設を活用して当初予定していた公共サービスの提供が行われているかどうかを検討するものである。施設が必要だとしても期待した効果が上がっていないければ、その施設は、廃止や大幅な見直しが求められることとなる。有効性の視点は公共性の視点に続く第2の視点である。

さらに、公の施設の活用に有効性が認められたとしても、行政は最少の経費で最大の効果をあげることが求められている。したがって、いかなる事業も効率的に行うことが求められている。効率性の視点は、いかに効率的に公共サービスを提供しているかを検討するものであり、公共性、有効性に続く第3の視点である。

県が設置した公の施設は、一般的にはその公共性が全く認められないものが存在することはないと考えられる。しかし、一定の公共性は満たすとしても、利用状況が低く県民ニーズを満たしていない場合や運営費等コスト等の支出が効率的でない場合は規模の縮小、類似する施設との統合、民間への施設の譲渡等を検討すべきであり、また、直営施設の場合は指定管理者制度を導入し民間事業者のノウハウを活用することでの有効性、効率性の向上を検討すべきである。

公共性、有効性および効率性の視点から、公の施設設置の在り方を検討する際のフローチ

チャートは以下のとおりである。



また、公の施設の在り方を検討するにあたっては、施設の老朽化などにも影響を受ける。老朽化が進む施設では、建替えや大規模修繕の実施が考えられるが、これらの実施に当たっては、併せて公共性や有効性の検討を十分行うことが求められる。したがって、公の施設の在り方を検討するにあたっては、当該施設の老朽化等の状況を勘案することも必要である。

以下、17 施設を対象とした監査を実施した結果、施設設置の在り方について検討項目として取り上げるべきものとして3つの事項を提言する。

#### 施設の公共性の視点から施設の在り方の検討が必要なもの（意見）

公共性の視点から検討を行った結果、施設の在り方について、一度見直しをすることが必要と考えられる公の施設がある。

現在の公の施設には、経済環境の変化、民間事業者の成長といった社会環境が大きく変化しているにもかかわらず、設置当初から、施設の大幅な見直しが行われていないものや、設置当初の設置目的に合った利用がされず、設置目的を変更して対応している施設も存在する。そういった公の施設が今後も継続して県として保有すべきなのかどうかを、施設の廃止も含めて検討することが望まれる。

そして、施設の統廃合を検討する際には、次の第2の視点である有効性等も併せて検討する必要がある。

施設の有効性の視点から施設の在り方の検討が必要なもの（意見）

有効性の視点から、検討を行った結果、以下の公の施設については、施設の在り方について、更なる検討が必要と考えられる。

これらの施設には、県民ニーズが変化しているにもかかわらず、公の施設で実施すべき事業の見直しがなされていないため、利用者の大幅な減少などが生じている。事業内容の見直しなどを行い、有効性を高める取り組みが求められる。また、有効性を高めることが困難であれば、施設の統廃合や施設の大幅な見直しも必要である。

施設名	報告書記載箇所
青少年女性会館	第3 外部監査の結果 各施設の状況について 3.千葉県青少年女性会館 (7)
文化会館 / 聖賢堂	第3 外部監査の結果 各施設の状況について 4.千葉県文化会館 (7)
かずさアカデミアホール	第3 外部監査の結果 各施設の状況について. 7.かずさアカデミアホール (7)
消費者センター	第3 外部監査の結果 各施設の状況について 12.千葉県消費者センター (7)
さわやかちば県民プラザ	第3 外部監査の結果 各施設の状況について 13.さわやかちば県民プラザ (7)

指定管理制度を導入している施設においては、主に施設の有効性（県民ニーズの充足状況）が十分であるか検証することが求められる。

上記施設については、一定の公共性があるとしても、厳しい財政環境下において、毎年施設運営費、施設維持費を費やして、当該施設の現在の規模で施設サービスを提供することが必要かの検討を行うことが求められる。施設の有効性を測定する指標としては、稼働率なども有用である。

施設の効率性の視点から施設の在り方の検討が必要なもの（意見）

効率性の視点から、検討を行った結果、以下の公の施設については、施設の在り方や運営方法について、更なる検討が必要と考えられる。

これらの施設は、人件費の割合が高いものや、老朽化に伴い維持管理コストが高いもの、また、利用者数に比べ施設の規模が大きいものなど、公共サービスの提供に比べコストが過大と考えられるものである。これらの施設では、利用者一人当たりのコストなど、費用対効果を検討したうえで、効率性改善に向けた取り組みが不可欠である。

施設名	報告書記載箇所
文書館	第3外部監査の結果 各施設の状況について 10.千葉県文書館 (6) (7)
西部防災センター	第3外部監査の結果 各施設の状況について 11.千葉県西部防災センター (7)
さわやかちば県民プラザ	第3外部監査の結果 各施設の状況について 13.さわやかちば県民プラザ (7)
現代産業科学館	第3外部監査の結果 各施設の状況について 14.現代産業科学館 (7)
中央博物館	第3外部監査の結果 各施設の状況について 16.千葉県立中央博物館 (7)
美術館	第3外部監査の結果 各施設の状況について 17.千葉県立美術館 (7)

民間委託の場合と比較すると直営施設の運営費は高コストとなりがちであり、施設の効率的運営に向けた検討が求められる。この主な原因としては、直営施設で稼働する人員は県の正規職員が主となっており、かつ年齢構成が高めである。そのため人件費が高くなっていることが推測される。

以上、公共性、有効性、効率性の3つの視点からその在り方の検討が必要と考えられる施設を掲げたが、施設の在り方の検討は公共性、有効性、効率性の視点の他、施設の老朽化も含めての総合的な検討と判断が必要である。総合的な検討と判断をするにあたっての具体的な要点等を以下に施設ごとに取りまとめた。

かずさアカデミアホールは、当初の設置目的が、「民間の研究所を中心に先端的な産業技術の国際的水準の研究開発拠点として整備されるかずさアカデミアパークの中核的施設として、国際的な学術会議その他の会議の場を提供することにより研究者の国際的な交流を促進しもって本件の産業の高度化を図るとともに、音楽会その他の文化活動の場を提供することにより文化の振興に資するため」とされていたが、その後、「地域における産業、学術、文化等の多様な交流の拠点として、その交流の場を提供することにより、本県の産業の高度化及び文化の振興を図るため」と変更になっている。同ホールは壮大なアカデミアパーク事業構想の一環として平成9年に総額208億円もの建設費をかけて建設された施設であるが、現状、同パーク事業は企業及び施設誘致が進まず非常に厳しい状況にある。従って、同ホールは設置されたものの本来の目的としての使用は少なく、一般的な会議や研修としての利用に留まっており、かつ利用状況も低調である。今後、パーク事業が大きく進展するのであれば、施設としての必要性が認められるものの、そうでない場合は、多額な修繕費等施設維持

費や運営費を費やすこととなる。

消費者センターは、3階建てで1階の事務室と2階の研修ホール及び研修室は利用されているものの、それ以外の施設は遊休化している。また、消費生活相談のほとんどが電話対応となっており、来所による相談は極めて稀である。これら施設の利用状況から鑑みると、県民ニーズからみて施設が過剰であると言わざるを得ない。利用サイズに合った場所に移転する等の検討が必要である。

青少年女性会館は昭和56年に建設され、4階建てである。施設は全体としての稼働状況もそれほど高くはないが、設置目的本来の利用ではない一般団体による利用が全体の半分弱を占めている。同施設は建設してから約30年経過しており今後の修繕等維持管理費や運営費を考えた場合、同施設の事業に対する県民ニーズの再確認を行った上で、本来の設置目的の利用に合ったサイズの場所への移転や統合等の検討が求められる。

さわやかちば県民プラザは「生涯学習センター」、「芸術文化センター」、「女性センター」、「環境学習」の複合施設として、平成8年に総額約220億円をかけて建設された。現在は生涯学習センターと芸術文化センターとしての機能のみとなっている。延べ床面積17千㎡と大型で、多数の学習施設を有している。施設の利用状況は全体としても決して高くはなく、施設ごとのバラツキも大きい。また直営であるが県の主催事業での利用率は5%程度と極めて低く、ほとんどが貸館での利用となっている。さらに直営であるため人件費の負担が大きく効率性についても問題がある。したがって、同施設の果たす役割を踏まえて、適正な規模の施設への移転、指定管理者制度への移行による民間ノウハウの導入、コスト削減、受益者負担の考え方による利用料金の設定等、抜本的な検討が求められる。

文化会館は設立時（昭和42年）に同敷地内に結婚式場として聖賢堂が建設されたが、昭和60年に結婚式場としての使用を廃止し、現在に至るまで1階は倉庫、2階は会議室と財団法人ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉の事務局、3階は文化会館の指定管理者である千葉県文化振興財団の事務局として利用されている。2階の会議室は主に貸館としての使用であるが、実質的な利用率は決して高いものではない。このように、当初は結婚式場として設置されたが、その利用が廃止となった以後は会議室等として利用されている。建設から43年経過し老朽化も進んでおり、今後施設の更新時期を迎えることも踏まえて、文化会館の設置目的の遂行との関連において同建物の役割や在り方の検討が求められる。

美術館は移転、統合、廃止を含めた今後の方向性に関して、「千葉県立美術館の在り方検討会」が実施され平成21年3月9日に『県立美術館の在り方、今後の方向性について』の最終報告書が作成されている。当該在り方検討会では、コスト分析などを取り入れた移転、

統合、廃止の方向性での議論が具体的に行われておらず、主に美術館の今後の在りようを模索しているに留まっている。

美術館の入館者数は平成 2 年度の 229 千人をピークに減少傾向が続いており、平成 21 年度は高齢者の方の利用によりやや増加したものの 148 千人程度に留まっていること、また、同施設は千葉市中央区中央港に位置し、33 千㎡の広大な敷地を擁しているが、施設の建物は昭和 49 年に建築され 36 年が経過し、老朽化が進んでいること等を踏まえて、施設の移転や統合、運営形態の指定管理者制度への移行等十分な検討が必要である。

中央博物館（本館）は県内の博物館では最大規模を誇り、また 3 つの分館を有している。分館を含めた同博物館の人員費は年間約 7 億円と非常に多額となっているが、これは平成 21 年度末時点を見た場合、職員数 81 名のうち 60 名が研究員であり、その人員費負担があるためである。一方、予算等の関係もあり常設展の展示内容は設立当初より変わっていないという状況である。また、大根分館は昭和 54 年に、大多喜城分館は昭和 50 年にそれぞれ施設が建設されており、いずれも 30 年経過し老朽化が進んでいる。これらの状況を踏まえて、類似施設との統合、指定管理者制度への移行、また分館はその所在地域の市町村への移譲等、在り方の検討が必要である。

現代産業科学館は平成 6 年に総額 78 億円を投じて建設し、延べ床面積は 8 千㎡の規模である。直営で運営しており、管理運営費は予算の削減を反映して減少傾向にあり平成 18 年度に 448 百万円であったものが、平成 21 年度は 340 百万円と 3 年間で約 1 億円削減されている。ただし、人員費の減少は約 5%程度で大部分はその他の運営費の減少によるものである。これら予算の削減の影響もあり、一部のエリアでは設立当初から展示内容の更新が行われず、さらに一部の施設では大型映像の映写を中止する等、施設の魅力は後退している状況にある。加えて、施設は築 16 年経過しライフラインを中心に設備等の老朽化が進んでいる。同科学館の入館者数は平成 14 年度のピーク時に 356 千人を記録したが、一部有料化された平成 16 年度以降は約半減の状態となっている。以上より、施設の移転や統合、運営形態の指定管理者制度への移行等十分な検討が必要である。

西部防災センターは県民に災害及び防災に関する知識を修得する機会を提供することにより防災思想の普及及び啓発に資するとともに、防災用資機材を備蓄することを目的として設置された。設置当初 2～3 年は 40 千人前後の入館者がいたが、最近では減少傾向にあり 30 千人を切る年度が多い。運営形態は直営ではあるが施設内には県職員は常駐しておらず、財団法人千葉県消防協会の職員で管理運営が行われている。施設は平成 10 年に建設されており現状では、それほど老朽化はしていないが、今後修繕費の発生も増えることを考えると、現有の施設を維持していくことの必要性や指定管理者制度の導入等の検討が求められる。

文書館は房総の歴史を跡づける古文書等の資料の収集保存とその活用を図ること、県の行政文書の保管及び情報の提供を目的として昭和 63 年に建設された。現在、文書館で保管している行政文書は知事部局のもののみであるが、既に保管スペースが満杯に近づいている状況である。また、建物は築 20 年経過しタイルが剥がれる等の劣化も生じており今後、老朽化対応の多額な修繕費の発生も予想される状況にある。こうした状況の中、公文書等の管理に関する法律が平成 21 年 7 月 1 日に公布され、平成 23 年 4 月に施行が予定されている。県としての今後の行政文書の管理方針を踏まえつつ、文書館の在り方も検討しなければならない。また、現在の直営方式から指定管理者制度導入についても併せて検討する必要がある。

上述の通り美術館、中央博物館や現代産業科学館等多くの施設において在り方の検討が行なわれている。生涯学習の機会や一流の美術品に触れる機会、また身近に科学に触れる機会等を県民に提供する役割は重要であり、それらの機能を有する施設を充実させていくとの県の方針に基づいて存続が決定した施設は、一定の予算の配分を得て戦略的な運営が行われなければならない。

昨今の緊迫した県財政、老朽化施設への対応等の情勢を鑑み、どの施設をどの水準で維持し戦略的に残していくのか、現状のコスト分析や利用状況等を把握し、同様の県民サービスを提供していくために、そもそも当該施設が必要なのか、施設の存続ありきの検討ではなく、一度原点に立ち返っての問い直しが必要であろう。

施設の統廃合に際して、過去に多額な建設コストを費やした施設を廃棄したり、低い価格で売却等することは非常に残念なことであるが、必要の無い施設、過剰な施設、コストのわりに効果が薄い施設を持ち続け、今後多額な修繕等設備維持コストや運営コストを県が垂れ流すことがあってはならない。

また、施設の在り方検討は、各所管課ベースでの判断ではなく全庁的な観点から戦略的に行われなければならない。

## (2)施設運営の在り方について

施設設置の在り方の検討を行った結果、施設を維持することが妥当と判断した場合において、次の段階として施設運営の在り方を検討する必要がある。

施設運営の方法としては、通常、直営、一部委託、指定管理などが考えられる。多様化する県民ニーズにより効果的、効率的に対応して、民間事業者の能力を幅広く活用しつつ、県民サービスの向上を図るとともに、厳しい財政への影響を考慮して経費の縮減等を図る運営方法として、指定管理者制度を有効に活用すべきと考える。

しかし、事業の性質上、施設管理者に裁量を与えることができないなど、民間事業者による参入が難しい事業を運営する施設においては、直営にならざるを得ないと考える。

直営とするか指定管理者制度を導入するかの判断においては、まず、民間事業者の参入が可能か、可能な場合でも事業の性質上、施設管理事業者による裁量を与えることができない

かの観点から、両者のメリット・デメリットを比較し、コスト分析等を行った上で詳細に検討する必要がある。

また、直営、指定管理制度いずれを採用する場合でも、実績の評価、管理状況のモニタリング等によるフィードバックは今後の運営の効率化の検討にあたり重要な視点である。

このような視点で施設運営の在り方について、17 施設を検討した結果、以下の提言を行う。

#### 直営とする理由の説明責任について（結果）

県は、公の施設のうち直営施設については、県のホームページ上で直営により管理する理由を公表している。その対象は全ての直営施設であるが、その一例を挙げると以下のとおりである。

施設名	県の事務として行う必要性及び直営により管理する必要性
文書館	県行政情報の提供、県行政文書の保管など県庁全体の行政文書事務の一部を担っている施設であり、県による管理が必要である。

（出典：県ホームページ）

上記の説明においては、指定管理者制度を導入した場合とのコストの比較など、直営とすることが適切かどうかを判断するにあたって必要な視点が欠けているように見受けられる。また、説明内容も、必ずしも、県の事務として直営で管理する理由として、客観的に妥当なものであるとは言い切れないものも見受けられる。

「行政改革計画・財政健全化計画」では、平成 22 年度から 24 年度までに県が直接管理運営している施設について、指定管理者制度の導入をゼロベースから検討することとされている。直営とするか指定管理者制度を導入するかを検討にあたっては、指定管理者制度を導入することの長所短所やコスト比較などを詳細に分析し、さらに各施設が提供しているサービスの性質の点も考慮して決定される必要がある。

その結果、指定管理者制度を導入しないと結論に達した場合には、これらの経緯、特に指定管理制度を導入した場合の問題点やデメリット等について県民に対して明確かつ合理的に説明する必要がある。さらに、直営での運営を行う際の効率化に対する取り組みについても併せて説明することが望まれる。

#### 指定管理者制度のモニタリングについて（結果）

県は、指定管理者ガイドラインにおいて、県が所有するすべての公の施設について、県が管理を行わなければならない特段の理由がある場合を除き、指定管理者制度を導入することでより効率的・効果的な管理運営が可能な施設については、指定管理者制度を導入する方針を示している。

当ガイドラインの方針に従って、指定管理者制度を導入している施設においては、

指定管理者制度を採用するに当たって、県の直営と比較して効率的・効果的な運営が可能となるかについて、具体的に検討を行う必要がある。

また、上記ガイドラインについて平成 21 年度に行われた改訂で指定管理者の管理運営状況について県がモニタリングを実施することが盛り込まれ、「指定管理者の管理運営状況のモニタリングに関するガイドライン」(以下、「モニタリングガイドライン」とする。)が定められた。当該ガイドラインでは、県は、指定管理者の管理の実施状況や施設の利用状況等を把握して、原則として、6月から8月までに評価を行い、評価結果を8月末(ただし、外部有識者による第三者評価を行う場合は11月末)までに県のホームページに公表することが規定されている。しかし、指定管理者制度を採用している往査対象施設の中で、以下に挙げる施設については、原則として定められている8月末(ただし、外部有識者による第三者評価を行う場合は11月末)までには公表されていなかった(平成 23 年 1 月 31 日現在では公表されている)。

- ・千葉リハビリテーションセンター(平成 22 年 12 月 6 日公表)
- ・日本コンベンションセンター国際展示場(平成 22 年 12 月 6 日公表)
- ・青少年女性会館(平成 22 年 12 月 14 日公表)
- ・東葛テクノプラザ(平成 22 年 12 月 21 日公表)
- ・福祉ふれあいプラザ(平成 22 年 12 月 24 日公表)
- ・かずさアカデミアホール(平成 23 年 1 月 24 日公表)

県は、次年度の施設の管理運営に活用するため、指定管理者の管理運営状況について適時に評価を行い、評価結果を公表すべきである。

#### 直営施設のモニタリングについて(結果)

指定管理者制度を導入している施設については、モニタリングガイドラインを設定するなど、県としての統一的な基準に基づき指定管理者のモニタリングが行われている。しかし、直営施設については、そういった統一的なモニタリングや事後的検証に関する決まりがなく、各所管課によって、その検証手続や実施の程度がまちまちである。例えば、指定管理者の場合には、年度当初に年間事業計画を提出させることにより、年度末には結果報告として事業報告を提出させ、事業が計画通りに行われたのかどうか、という検証がなされている。

その一方で、直営施設の場合は、年間事業計画の作成自体が行われていない施設も存在しており、効率的な施設運営ができているかの事後的検証が十分にできていない状況である。公の施設の運営では、直営、指定管理の区別なく効率的な運営が求められる。直営施設に対するモニタリングといった規程を定め、全施設について統一的な基準、方法によって事後的検証をすることが必要である。

## ．各施設の状況について

### 1．千葉県福祉ふれあいプラザ

#### (1)施設の概要

設置目的・経緯	高齢者の介護に関する知識及び技術の普及を図り、介護予防に資する運動のための施設を提供するとともに、高齢者をはじめとする県民にスポーツ、文化等に関する活動の機会を提供することにより、県民の福祉の向上を図ることを目的とする。（下記条例より）		
設置管理条例等	千葉県福祉ふれあいプラザ設置管理条例、千葉県福祉ふれあいプラザ管理規則等		
所管課	健康福祉部 高齢者福祉課		
所在地	我孫子市本町3丁目1番2号		
敷地面積	4,579.25 m <sup>2</sup>	延べ床面積	12,558 m <sup>2</sup> (地上12階地下1階建)
使用開始日	平成18年8月1日	総工費	69億3千万円
主要施設	介護実習センター、介護予防トレーニングセンター、ふれあいホール		
主な事業内容	高齢者の介護に関する実習会、講座、研修会等の開催 介護予防に資する運動のための施設の提供 高齢者をはじめとする県民に対するスポーツ及び文化活動のための施設の提供 等		
管理方法	指定管理者制度 指定管理者：長寿社会文化協会・ACOBA 共同事業体		
運営人員	職員60名（平成21年4月1日現在）		
施設HP	<a href="http://www.furepla.jp/">http://www.furepla.jp/</a>		

（出典：けやきプラザパンフレット、県提供の組織人員一覧表）

福祉ふれあいプラザは、けやきプラザの一部を使用しているため、敷地面積、延べ床面積、総工費は、けやきプラザ全体の情報である。所有割合は、県が約80%、我孫子市が約20%である。

(2)施設の利用者の推移

(単位：人)

年度 / 施設	介護実習 センター	介護予防 トレーニングセンター	ふれあいホール	その他
平成 18 年度 (8月開設)	10,892	12,774	58,409	0
平成 19 年度	16,765	26,170	90,002	3,040
平成 20 年度	20,928	28,906	95,128	1,555
平成 21 年度	23,471	29,473	100,089	825

(出典：平成 21 年度千葉県ふれあいプラザ事業報告書)

「その他」には、ギャラリーの貸出人数を記載している。

上表の通り、千葉県福祉ふれあいプラザ(以下、「当施設」という)の利用者数は、平成 18 年 8 月の開設以来、増加傾向にある。

(3)コストと収入の状況及びコストの推移

(単位：千円)

科目 / 年度	平成 18 年度 (8月開設)	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
収益				
受託料収入	79,926	90,000	90,000	89,000
利用料収入	8,720	18,386	19,731	21,799
その他	11	41	42	10
収益合計	88,658	108,428	109,774	110,810
費用				
人件費	34,146	58,988	64,074	67,998
委託費	33,606	24,190	14,531	13,736
その他	18,049	20,525	19,715	19,681
費用合計	85,802	103,704	98,321	101,416
利益	2,855	4,723	11,452	9,393

福祉ふれあいプラザでは利用料金制を採用している

当施設は、平成 18 年 8 月の開設以来、指定管理者制度を導入している。上表は、指定管理者の収益と費用の状況である（出典：指定管理者提供の事業報告書）。

開設以来、利用者が増加していることに伴い、利用料収入も着実に増加している。各年度の利用料収入のうち、約 5～6 割はふれあいホールの貸出料収入である。費用に関して、平成 18・19 年度の委託費に比べ、その後 2 年間の委託費が大幅に減少している。減少理由は、平成 18・19 年度は外部のトレーナーと契約を行っていたが、その後は事業体が直接雇用したトレーナーがトレーニング指導に当たることとしたためであり、委託費の減少とともに人件費が増加している。

#### (4) 近隣の同種施設の設置状況（県内の市営や民間も含む）

当施設の所在地である JR 我孫子駅前に、民間企業が運営するスポーツクラブが隣接している。当施設の目的は高齢者福祉にあるため、利用者を主に 40 歳以上と限定している。そのため、高齢の利用者に対応したトレーニング機器を備え、個々の利用者の事情や体力に合わせたトレーニング内容を相談できるトレーナーを数多く配置するなど、幅広い利用者を対象にした民間企業のスポーツクラブとは性質が異なっている。

#### (5) 施設の現状総括

##### 設置経緯について

県は、高齢化社会への対応として、介護知識や技術が習得できる場や健康づくりの場の整備、公的な相談・情報提供サービスの充実をはかるため、「ちば新時代 5 ヶ年計画」（平成 8 年 3 月）に、介護に関する普及啓発、介護の実習、福祉用具の展示や利用相談を行う「介護実習・普及センター」の機能を持ち、県民誰もが利用できる交流の拠点として「福祉ふれあいプラザ」を設置することを盛り込んだ。その後、設置場所の検討を行い、用地を無償賃借でき、交通の便が良く、多くの利用者が見込める我孫子駅の隣接地に決定し、我孫子市と共同して、「けやきプラザ」を建設し、平成 18 年 8 月に、当該プラザの一部を利用して、福祉ふれあいプラザを開設した。

##### 指定管理者について

県は、当施設の開設以来、指定管理者制度を導入し、指定管理者に施設の運営管理を委託している。指定の期間は、第一期は平成 18 年度から平成 20 年度と 3 年間とし、現在は、平成 21 年度から平成 25 年度の第二期指定期間中である。開設以来、長寿文化協会 ACOBA 共同事業体が指定を受け、運営管理を行っている。

##### 施設の状態について

当施設は平成 18 年度の開設以来、約 5 年が経過している。けやきプラザは耐震化基

準を満たしており、開設後間もないことから大規模な修繕は必要ではない状態である。

#### (6) 包括外部監査の結果

##### 物品管理について

当施設では、県が購入した物品の管理台帳を指定管理者に提供し、指定管理者が物品の購入や処分を行った際に、当該台帳に記入を行っている。指定管理者は、物品の現物確認を年に一度行っている。

しかし、当該台帳に基づいて現物調査を実施したところ、県が当初建設費で購入した照明器具等が台帳に記載されていなかったり、逆にマークシート読み込みソフトなど台帳には記載されているが現物の所在が不明となっている物など、その網羅性や実在性が確保されていないことが判明した。物品の管理台帳が当施設の物品の状況を適切に表していないと、指定管理者は物品の管理を適切に行えない可能性があるうえ、指定管理期間の終了時に指定管理者が県に対して返還すべき物品の特定が困難であるなどの問題がある。

したがって、物品の管理を適切に行うためにも台帳を整備するとともに、台帳の正確性を維持していく体制整備が望まれる。

##### 指定管理者のモニタリングについて

モニタリングガイドラインには、県は、指定管理者の管理の実施状況や施設の利用状況等を把握して、原則として、6月から8月までに評価を行い、評価結果を8月末までにホームページに公表することが規定されている。しかし、当施設についての評価結果は、12月24日にホームページ上で公表されている。県は、次年度の施設の管理運営に活用するため、指定管理者の管理運営状況について適時に評価を行い、評価結果を公表すべきである。

#### (7) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

##### 指定管理者制度について

「指定管理者ガイドライン」には、県が所有するすべての公の施設について、指定管理者制度の導入を検討し、県が管理を行わなければならない特段の理由がある場合を除き、指定管理者制度を導入することで、より効率的・効果的な管理運営が可能な施設については、指定管理者制度を導入する方針を示している。

当施設においても、当ガイドラインの方針に従って、開設以来、指定管理者制度を導入している。しかし、望むべくは、指定管理者制度を導入することが前提であったとしても、県の直営とした場合との効率性や有効性について比較検討するべきであったであろう。

当初想定された運営と実際の運営状況について

(ア) 車椅子利用者用のトイレ・シャワールームについて

当施設内を見学したところ、車椅子の利用者用のトイレ・シャワールームに、洗濯機が置かれ、洗濯物を干すスペースとして使用されていた。県が車椅子の利用者のために設置したにもかかわらず、指定管理者は県に相談することなく目的外の使用に供していた。

指定管理者は、目的外使用を行う際には、県に相談を行うべきであり、県としても、指定管理者が当施設を目的どおり運営管理を行っているかについて、定期的にチェックする必要があると考える。

(イ) 開設時の購入物品について

当施設の開設に当たって、施設の運営に必要と考えられる物品は県が購入し、指定管理者に引き渡したことは前述のとおりである。実際に施設の管理運営を行わない県が物品を購入したため、指定管理者が管理運営を行う上で、使用されていない物品が存在していた。

例えば、利用者が介護予防トレーニングセンターを利用するに当たって、事前に医師による運動可否判定を実施することを想定して、県は心電図計（取得価額 1,070,000 円）を購入した。しかし、指定管理者は、現在、心電図計を使用していない。

また、県は、トレーニングセンターの利用者のデータ管理のために、マークシート読み込み機（取得価額 146,000 円）とイメージスキャナー（取得価額 99,000 円）を使用すると想定して開設当初に購入したが、指定管理者ではそれらを使用せずに、独自のソフトでデータ管理を行っている。

このような状況から、2点の物品の購入は不要な投資であったと考えられる。開設前の物品の購入に当たっては、開設後にどのような物品が必要か、より精緻に検討を行う必要があった。

さらに、(ア)で述べた当初想定していた利用者の問題とも関係するが、当初、車いすの利用者も想定していた県は、車いす用のトイレ・シャワールームを設けていた。しかし、車いすの利用者が少なかったことから、洗濯機置き場と物干し場として使用されていた。なお、施設往査日以降に車いす用のトイレ・シャワールームとして利用可能な状態に戻したとのことである。今後は施設設置の趣旨に沿った運用を図られたい。

## 2. 千葉県千葉リハビリテーションセンター

### (1) 施設の概要

設置目的・経緯	リハビリテーション医療施設（病院）、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、障害者支援施設、並びに補装具製作施設として、身体に障害を有する方々に、入院・外来診療または一定期間の入所により、高度の医学的、社会的及び職業的リハビリテーションを総合的に行い、これらの方々の社会復帰及び家庭復帰の促進を図るとともに、県内の同種施設に対する技術的な助言、支援を行うセンター的役割を果たすことを目的として設置された。		
設置管理条例等	千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例、千葉県千葉リハビリテーションセンター管理規則		
所管課	健康福祉部 障害福祉課		
所在地	千葉市緑区誉田町1丁目45番2		
敷地面積	57,026.10 m <sup>2</sup>	延べ床面積	27,189.41 m <sup>2</sup> （4階建）
使用開始日	昭和56年4月1日	取得金額 （建設投資額）	7,659,181 千円
主要施設	リハビリテーション医療施設（病院） 愛育園（肢体不自由児施設） 陽育園（重症心身障害児施設） 更生園（障害者支援施設） 補装具製作施設		
主な事業内容	肢体不自由児施設の運営 重症心身障害児施設の運営 障害者支援施設の運営 脳血管疾患患者等に対する身体障害の予防及び軽減等のための医療の提供 身体障害者福祉法第三十二条に規定する補装具製作施設の運営		
管理方法	指定管理者制度 指定管理者：社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団		
運営人員	役員 10 名 職員 376 名（平成 22 年 3 月 31 日現在）		
施設 HP	<a href="http://www.chiba-reha.jp/reha/reha.html">http://www.chiba-reha.jp/reha/reha.html</a>		

（出典：千葉県千葉リハビリテーションセンターパンフレット、千葉県身体障害者福祉事業団平成 21 年度事業報告書、県提供資料）

## (2)施設の利用者の推移

(単位：人)

年度	リハビリテーション医療施設		愛育園 (肢体不自由 児施設)	陽育園 (重症心身障 害児施設)	更生園 (障害者支援 施設)
	入所	外来			
平成 12 年度	29,280	44,819	31,619	11,301	38,026
平成 13 年度	30,936	44,427	29,753	11,355	38,861
平成 14 年度	28,994	40,642	32,502	11,565	35,262
平成 15 年度	27,045	39,448	31,526	11,520	25,189
平成 16 年度	32,731	35,691	32,259	11,520	17,430
平成 17 年度	34,826	36,442	22,863	17,943	17,616
平成 18 年度	36,421	36,746	23,237	20,194	17,405
平成 19 年度	35,284	36,835	23,367	20,760	17,675
平成 20 年度	35,616	38,313	23,478	21,023	18,303
平成 21 年度	35,404	40,078	23,962	21,126	18,524

(出典：県提供資料)

## (3)コストと収入の状況及びコストの推移

(単位：千円)

科目/年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
収入					
利用料収入	0	0	0	0	2,064,355
施設委託料収入	4,322,638	4,283,523	3,945,140	3,852,770	1,882,508
その他	0	0	0	0	11,590
支出					
人件費支出	2,917,949	2,927,500	2,841,767	2,861,147	2,806,767
事務費支出	613,697	624,343	613,826	563,768	575,412
事業費支出	790,991	731,679	489,545	427,854	576,273
その他	0	0	0	0	0
経常収支差額	0	0	0	0	0

科目/年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
収入					
利用料収入	2,197,510	2,434,133	2,414,086	2,507,329	2,656,654
施設委託料収入	3,330,187	1,563,404	1,540,280	1,516,218	1,492,155
その他	10,955	150,418	54,688	107,932	104,819
支出					
人件費支出	2,670,457	2,668,846	2,763,110	2,840,622	2,882,444
事務費支出	557,077	557,395	517,656	602,405	558,819
事業費支出	537,718	556,270	673,532	709,090	687,393
その他	0	144,400	17,686	20,763	54,739
経常収支差額	1,773,401	221,043	37,067	41,400	70,232

千葉県千葉リハビリテーションセンターでは利用料金制を採用している（出典：県提供資料）

#### (4)近隣の同種施設の設置状況（県内の市営や民間も含む）

千葉県千葉リハビリテーションセンターのように、高度な医学的リハビリテーションから福祉を利用した社会復帰に至るサービスを提供している施設は、近隣に存在しない。

#### (5)施設の現状総括

##### 運営管理について

千葉県千葉リハビリテーションセンター（以下、「センター」という。）は、昭和 56 年 4 月の開設以来、社会福祉法人千葉県身体障害者福祉事業団（以下、「事業団」という。）が管理運営を行っている。平成 18 年度に指定管理者制度が導入されてからも、引き続き事業団が指定管理者として管理運営を行っている。なお、事業団は、県が設置した身体障害者福祉施設を管理運営することを主たる目的として、県が 100% 出資して設立された団体である。

##### 施設状態について

センターは、昭和 56 年 4 月に開設後、約 30 年が経過しているため、かなり老朽化が進行している。特に電気や空調、衛生設備などのライフラインの老朽化は著しく、平成 20 年度には、停電事故も起きている。また、センターのうち患者が入院する居住棟と職員が利用する独身寮は、耐震基準を満たしていない状態である。

さらに、開設当時と現在とでは医療・福祉を取り巻く環境が変化してきており、これらへの対応も必要であり、施設について大規模な修繕や建替等が必要となってきた。

## (6) 包括外部監査の結果

### 物品管理について

センターでは、「備品台帳」を作成し、物品の管理を行っている。本来、備品台帳には、物品の取得や処分などの出納状況をすべて反映するべきであるが、センターでは、備品台帳に反映されていない出納が発見された。例えば、平成 20 年度に廃棄されている FAX 機器が、備品台帳に廃棄の記録はなく、計上され続けていた。さらに、平成 21 年度に廃棄された全自動散薬分包機は、備品台帳に廃棄された旨の記録はあったが、不用物品廃棄調書を作成せずに廃棄されていた。また、電動油圧手術台は、当該現物確認の報告書において廃棄済みと記載されていたが、実際には物品が存在していた。

事業団は、昭和 56 年の開設以来、これまで物品の定期的な現物確認を行ってこなかったが、このような状況に鑑み、平成 21 年度から現物確認を行っている。しかし、古くに取得した物品の場合、備品管理ラベルが貼り付けられていないなど、効果的に現物確認を行えていない状況である。

そのため、平成 22 年 10 月末現在も引き続き実施努力をしているが、センター内の物品すべての現物確認は終了していない。

県は、住民サービスを提供していくために、物品の管理を適切に行う必要がある。備品台帳には、所有する物品をすべて記録し、物品の取得や処分の都度、適切に更新していくべきである。また、物品の取得や処分に当たっては、所定の手続きによるべきと考える。さらに、物品すべてについて備品管理ラベルを貼り付けて、定期的に現物確認を実施し、物品の有無や使用状況を確認する必要がある。現物確認を指定管理者が行う場合でも、県はその方法や結果について十分にモニタリングを行い、公の施設で使用されている物品の管理状況を適切に把握すべきである。

### 施設の老朽化に対する課題について

#### (ア) 老朽化の状況や耐震化への対応

センターは開設後、約 30 年が経過し、経年による施設の老朽化が進行している。特にライフライン設備の老朽化は著しく、例えば、平成 20 年度に起きた停電事故は、電力会社から供給された電力を変電して各部署に配電する受変電設備が劣化していることが原因となって起きている。また、事故の発生にまで至っていないが、冷暖房用の冷温水を作る 2 台の冷温水発生機も不具合が生じており、ボイラーの一部もバルブを閉めても蒸気が止まらず、バルブを取り外して対応しているものもあった。

上記の停電事故は、復旧が行われるまでの約 5 時間は非常用自家発電を使用したため、幸いにして被害の発生には至っておらず、受変電設備は平成 21 年度に更新工事を実施済みである。また、老朽化したライフライン設備の更新は、可能な限り行っているが、利用者の使用している部分の工事は、施設運営の停止が必要となるため実施しておらず、配電線など老朽化したライフライン設備を使用し続けている。例えば電気

設備について、受変電設備を更新しても、配電線の老朽化が原因で停電が起こることも考えられるため、利用者の使用している部分も含めて修繕を行わなければ根本的な対応とはならないが、自宅で介護することが困難な入居者もいるため、施設運営の停止を伴う修繕は実施が困難な状況である。

センターのうち、更生園、職員が利用する世帯寮と保育所については、耐震診断によって耐震性に問題ないと判断された。しかし、患者が入院する居住棟と職員が利用する独身寮は、構造耐震指標である  $I_s$  値（詳細は 9.(6) 参照）が 0.56 と 0.54 と診断され、耐震基準を満たしていない状態である。

#### (イ) 医療・福祉を取り巻く環境変化への対応の必要性

センターは開設以来、相当年数が経過し、医療・福祉を取り巻く環境の変化への対応が必要となっている。例えば、感染防止対策のために隔離室など個室の整備を行う必要があり、また、母子ともに愛育園に入園する場合に利用する母子居室については、利用者からプライバシー保護のため個室化することが望まれている。さらに、リハビリ施設については、開設当時よりもリハビリ訓練の内容が多様化しており、現在の施設では手狭であることから、訓練スペースを拡張することが課題となっている。

#### (ウ) 上記課題への県の対応

上記の課題について、県と指定管理者も対応が必要と考えており、現在、平成 23 年 4 月から平成 26 年 3 月までを計画期間とする「千葉県千葉リハビリテーションセンター改革プラン」を策定中である。

当プランは、耐震化への対応について、「県有建築物の耐震化整備プログラム」に基づき、早急に耐震化に着手するとしている。また、施設の老朽化への対応については、巨額の予算が必要と見込まれることや、本格的な改修工事の実施に伴う施設運営の停止により現在の利用者の処遇が問題となることから、今後の施設整備について早急に議論し、建て替えを含めた綿密な施設整備計画を立てていく必要があるとしている。

#### (I) 結果

上記のように、センターは施設の老朽化が著しく、患者が入院する居住棟等耐震化基準を満たしていない建物があるが、これらは早急に対応すべき重要な問題である。

また、医療と福祉の複合施設であるセンターにおいては、ライフラインの不具合は重大な事故につながる可能性がある。医療機器が停止すると命にかかわる患者も多数入院している。このような現状が続くとすると、将来において重大な事故が発生する可能性は高く、早急な対応が必要と考えられる。さらに、開設当初と現在では、医療環境が変化しており、隔離室等の個室整備、母子入園の個室化、リハビリ訓練スペースの拡張などに対応する時期を迎えている。

県は、当センターがこのような状況になるまで、施設の整備計画を策定せず、対応が必要な部分について事後修繕を実施するのみであった。県は、老朽化が進むことを予測し、将来において、いつどのような修繕を行えば適切に施設を維持管理できるかを考慮し、施設の整備計画を策定すべきであったと考える。

県は、現在、「千葉県千葉リハビリテーションセンター改革プラン」を策定中であるが、センターへの今後の対応としては、現状施設の修繕、施設の建替え又は移転などが考えられる。今後の方針の決定に当たっては、各案のコストの比較検討や、施設運営の停止期間中の利用者への対策を十分に検討する必要があると考える。

#### 指定管理者のモニタリングについて

モニタリングガイドラインには、県は指定管理者の管理の実施状況や施設の利用状況等を把握して、原則として6月から8月までに評価を行い、評価結果を8月末までにホームページに公表することが規定されている。しかし、当施設についての評価結果は、12月6日にホームページ上で公表されている。県は、次年度の施設の管理運営に活用するため、指定管理者の管理運営状況について適時に評価を行い、評価結果を公表すべきである。

#### (7) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

##### 設備に係る情報管理

センターでは、開設当初に購入した設備は建物として一括して公有財産台帳に計上しており、個々の設備単位で計上されていない。そのため、現物との照合が困難となっており適切な設備管理ができない状況である。また、当該設備の修繕記録が残されていないため、過去の修繕履歴を確認することができない状況である。今後の施設整備計画を策定するに当たって、将来発生するコストや修繕のタイミングを予想するためにも、過去の修繕の記録は非常に重要な情報であり、把握しておくことが必要と考えられる。このため、設備については、まず、現物との照合が可能な台帳を作成し、実施した修繕についても記録を残し、設備についての情報を管理することが望ましい。

### 3 . 千葉県青少年女性会館

#### (1)施設の概要

設置目的及び建設の経緯	青少年及び女性に対し文化活動の場を提供することにより、青少年の自主性及び連携性の伸長ならびに女性の社会活動の促進を図る。		
設置管理条例等	千葉県青少年女性会館設置管理条例、千葉県青少年女性会館管理規則		
所管課	環境生活部 県民生活課		
所在地	千葉市稲毛区天台6丁目5番2号		
敷地面積	7,528.91 m <sup>2</sup>	延べ床面積	4,675.09 m <sup>2</sup> (4階建)
使用開始日	昭和56年11月11日	取得金額 (当初建設費)	1,002,592千円
主要施設	ホール、会議室、視聴覚室、美術工芸室など		
主な事業内容	施設等の管理に関する業務 施設等の提供(貸付)に関する業務 情報及び資料の提供に関する業務 等		
管理方法	指定管理者制度 指定管理者：財団法人千葉県青少年協会		
運営人員	役員12名(平成22年6月1日現在) 職員12名(平成22年4月1日現在)		
施設HP	<a href="http://www1.ocn.ne.jp/~cpywa/com/jyosei/shisetsu.html">http://www1.ocn.ne.jp/~cpywa/com/jyosei/shisetsu.html</a>		

出典：・千葉県青少年女性会館設置管理条例

- ・千葉県青少年女性会館指定管理者募集要項
- ・財団法人 千葉県青少年協会 組織図(平成22年4月1日現在)
- ・財団法人 千葉県青少年協会 役員名簿(任期 平成22年6月1日から平成24年5月31日まで)

(2)施設の利用者の推移

施設利用者数と利用者区分割合の推移

(単位：人)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
青少年	42,458	32,771	31,231	29,347	29,614
女性	6,015	7,213	7,500	6,941	7,432
育成者	54,458	49,076	51,084	53,616	48,649
合計	102,931	89,060	89,815	89,904	85,695

施設利用者数の推移は、上記の表の通りである。平成 17 年度から平成 18 年度にかけて、利用者数の減少が生じているが、これは平成 18 年度従来「研修室」等として利用されていた会館の 4 室に千葉県民共生センターの事務室等が移転したことにより、利用可能な部屋数が減少したことによるものである。

また利用者の区分は、利用申込書に記載された団体区分と申し込み人数を基に集計している。区分は、主に青少年で組織する学生サークル等の利用者を「青少年」、主に女性で組織される団体の利用者を「女性」、青少年育成の目的のために組織された団体の利用者を「育成者」としている。利用者の区分別内訳の推移を表に示すと以下の通りである。

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
青少年	41%	37%	35%	33%	35%
女性	6%	8%	8%	8%	9%
育成者	53%	55%	57%	60%	57%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

上記の表をみると、「青少年」及び「女性」団体がおよそ 4 割、「育成者」の利用が 6 割で推移している。ただし、「育成者」の区分には一般企業が研修や会議で利用する場合も含まれている。

年間稼働率の推移

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
会館会議室等の利用可能延日数	2,313	2,279	2,204
稼働率(日数)	58%	57%	55%
会館会議室等の利用可能延時間(時間)	14,603	14,557	13,634
稼働率(時間)	30%	30%	28%

上記の表における稼働率(日数)は、分母をホール及び会議室等の年間の利用可能日数、

分子を利用のあった日数として計算した割合である。また稼働率(時間)は、分母をホール及び会議室等の年間の利用可能時間数、分子を利用のあった時間数として計算した割合となっている。直近の3カ年では、日数により計算した稼働率は50%～60%の間で推移し、時間数で計算した稼働率では、30%前後で推移していることがわかる。

#### 時間帯別の稼働状況

平成21年度

時間帯	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均
午前	34%	39%	46%	44%	33%	41%	48%	43%	34%	41%	48%	48%	42%
午後	46%	41%	50%	45%	40%	46%	51%	47%	37%	46%	53%	53%	46%
夜間	22%	19%	26%	21%	17%	25%	32%	23%	16%	19%	26%	21%	22%

上記の表は、時間帯別の稼働率を示したものである。ホール及び会議室等の利用状況を午前、午後、夜間に区分し、それぞれの区分ごとの利用があった日数をその月の会館利用可能日数で割ることで計算している。

区分別にみると、夜間の稼働率は年間20%前後で少なく、午後の稼働率が50%前後でもっとも多くなっている。ただし、夜間の利用者は、学生団体等が放課後に活動することが多いため、青少年の利用者が多くなる傾向がある。

#### (3) コストと収入の状況及びコストの推移

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
青少年女性会館利用料収入	13,565	13,767	13,096
会館管理運営事業受託収入	33,818	33,818	30,500
その他	2,352	2,670	2,425
収入合計	49,734	50,255	46,021
人件費	11,935	11,611	11,432
委託費	15,223	13,222	13,222
修繕費	2,024	6,033	2,706
光熱水料費	11,709	11,554	9,661
その他費用	6,955	10,915	6,754
支出合計	47,846	53,335	43,775
収支差額	1,888	3,080	2,246

青少年女性会館では利用料金制を採用している

青少年女性会館のコストと収入の状況は、上記の表の通りである。平成20年度は支出が

収入を上回り、赤字となっているが、平成 20 年度にボイラーやラウンジの照明器具交換等の修繕工事が集中し、修繕費が増加したことによるものである。

#### (4) 近隣の同種施設の設置状況（県内の市営や民間も含む）

青少年女性会館の位置する千葉市稲毛区に隣接する千葉市中央区には、「千葉市女性センター」が存在する。同施設は、千葉市が指定管理者制度によって運営する女性の社会進出を促進するための拠点施設であり、会議や研修のための設備の貸し出しも行っている。

一方、青少年女性会館は「青少年の自主性等並びに女性の社会活動の促進」を設置目的としており対象とする範囲が広いことから、必ずしも全ての対象者が重複するものではない。

#### (5) 施設の現状総括

青少年女性会館は、ホール及び会議室等の利用状況は年間を通じて高い水準ではない。青少年育成事業として、本来の施設の設立の目的は青少年及び女性団体の活動の場を提供することである。その意味では、施設設立当初の意義は薄れつつあると言えるが、その一方でイベントの企画等を実施するなどの情報発信等に努めている。

また、建物は老朽化が進展しており、当該施設を継続して使用するのであれば、修繕が必要となる見込みである。

#### (6) 包括外部監査の結果

##### 耐震工事や要修繕箇所への一部未対応

青少年女性会館の建物は、新耐震基準以前の設計であり、「県有建築物の耐震化状況」【平成 22 年 4 月 1 日現在】において耐震指標値  $I_s$  値が 0.45 と判定されており、耐震性能が低く、補強の必要性があると判断されている。県有施設の耐震化工事については、現在、全庁的に検討しているとのことであるが、公共の施設であり、利用者の安全の観点から速やかに事業化することが望まれる。

また平成 22 年 2 月 23 日に実施された、建物の簡易劣化診断の結果では、青少年女性会館の健全度は「修繕の検討を要する」という判定となった。一部は修繕しているが、建物には、外壁のタイル剥離やコンクリート壁の亀裂などが生じていることから、利用者の安全を確保するため、これらの修繕も早急に実施することが望まれる。

##### 法定点検の未実施

平成 17 年 6 月より施行された改正建築基準法により、青少年女性会館の外壁は 3 年に 1 度、機械設備は毎年、法定点検を受ける必要があるが、これまで行われていなかった。機械設備については平成 22 年度中の実施を予定しているが、外壁については、今後、検討を行っていくとのことである。公の施設であることを考えると法定点検の

実施は非常に重要であることから法令の定めに従い、適時適切に点検を実施すべきである。

#### 物品台帳の整備状況について

物品管理台帳に記載された物品及び数量が実際に存在しているかどうかを検証したところ、台帳に記載がない物品が会館内部に散見された。また台帳と実際の数量が一致しない項目が複数発見された

この原因の一つは、現在の物品台帳が網羅的な台帳となっていないことにある。現在ある台帳は、昭和 56 年以降に取得した物品を記録したもので、会館内部には昭和 56 年以前に存在した旧青少年会館(旧会館は現在のスポーツセンター内に所在)から引き継がれて利用されている物品があり、それらが記載されていないことによるものである。

また昭和 56 年以降に取得したと推定される物品でも、台帳数量と実際数量が一致しない項目も見られる。

物品台帳が正確でない場合、物品の紛失等の事実を把握することができず、適切な管理を実施することができない。よって、現在青少年女性会館内部に実際に存在する物品を調査し、網羅的かつ正確な物品台帳を作成すべきである。また定期的に台帳と物品の実際数量が一致することを検証することが望まれる。

#### 物品の現物管理の方法について

青少年女性会館の物品を観察したところ、物品管理ラベルが貼付されているものといないものが見られた。原則的には、ラベルを貼ることにより管理する方針となっているが、その方針が徹底されていない。ラベル管理がなされない場合、指定管理者の財産と県の所有する財産とを区別すること、台帳との一致確認などが困難となってしまう。また移動した際には、どこに所在すべきであるか、把握できなくなる。

よって、物品の現物には全て物品管理ラベルを貼るなどの措置を行い、適切に管理できる体制を構築することが望まれる。

#### 県職員による実地調査について

モニタリングガイドラインによると、指定管理者が管理する施設につき、一年に一度以上の県の担当者による施設実地調査がされていることを確認することが必要と記載されている。しかし、現状のところ特に実施されていない。また、現地で確認することが効果的である項目として、「備品等の滅失の有無」という項目があるが、特に県の職員が物品台帳と実際の数量が一致することを検査するなどの手続も実施されていないとのことであった。

今後は、モニタリングガイドラインに定められた通り、施設での実地調査を行い、

物品の管理状況を県側も調査すべきである。また、その他の施設の管理状況も実地調査により適時に把握することが望まれる。

#### 指定管理者のモニタリングについて

モニタリングガイドラインには、県は指定管理者の管理の実施状況や施設の利用状況等を把握して、原則として6月から8月までに評価を行い、評価結果を8月末までに（ただし、外部有識者による第三者評価を行う場合は11月末までに）ホームページに公表することが規定されている。青少年女性会館については、外部有識者による第三者評価が行われているが、当施設についての評価結果は、12月14日にホームページ上で公表されている。県は、次年度の施設の管理運営に活用するため、指定管理者の管理運営状況について適時に評価を行い、評価結果を公表すべきである。

#### (7) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

##### 施設の統廃合について

(2) 施設の利用者の推移において記載した通り、会館のホールや会議室等の日数単位の稼働率は直近で50%～60%程度、時間単位の稼働率は30%前後で推移している。ただし、利用者の構成比率の内半数は「育成者」で、この区分には厳密には青少年の育成を目的としていない一般団体の利用も含まれている。育成者の中に含まれる一般団体の利用者数を区別して、利用者数の推移と構成比率を示すと以下ようになる。

(単位：人)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
青少年	42,458	32,771	31,231	29,347	29,614
女性	6,015	7,213	7,500	6,941	7,432
育成者	6,936	7,393	7,953	7,997	7,244
一般団体	47,522	41,683	43,131	45,619	41,405
合計	102,931	89,060	89,815	89,904	85,695

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
青少年	41%	37%	35%	33%	35%
女性	6%	8%	8%	8%	9%
育成者	7%	8%	9%	9%	8%
一般団体	46%	47%	48%	51%	48%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

これらのデータから、利用者の半分程度は、本来想定されている青少年・女性で構成される団体ではなく、一般の利用となっていることがわかる。さらに、稼働率は日数単位で 50%～60%程度、時間単位で 30%前後であることから、本来利用者のみで計算した場合の稼働率はこれらの半分程度と推定される。稼働率が低い要因として、県は、所在地が町の中心地から離れていることや従来宿泊を前提に和室として設計されている部屋が多く、会議等に使用し難いといった分析をしている。なお、施設管理者が稼働率向上のため、情報誌やホームページの充実を図り、広報啓発に努めるとともに、予約システムの電算化なども進めているが、利用率の向上にはつながっていない。より具体性をもった施策が望まれる。

同施設が本来対象とする利用者がいない時間につき、一般の利用者の使用を認めることは不合理ではないものの、青少年女性会館の施設は青少年・女性団体の活動拠点に対する需要と比較して、施設の規模が過大になっていると考えられる。青少年女性会館の設置目的に対する県民ニーズを再確認した上で、その本来の利用に適合した規模の施設への移転や、他施設との統合等を行うなど効率的な運営を図ることが望まれる。

#### 事業計画に具体的目標が設定されていないことについて

現在、青少年女性会館の指定管理者である財団法人青少年協会の策定する事業計画には数値目標等、具体的、客観的な目標が示されていない。確かに、青少年の育成という施設の意義に、数値目標という概念がなじまない点も想定され得る。しかし、事業の評価をより適切、客観的に行うためには、何かしらの数値目標を設定する必要があると考える。例えば、施設の稼働率の目標を設定することや事業に対する動員目標数を設定させることにより、その後に行われる指定管理者評価において、目標と実績を数値で比較する方法も採り入れることができ、より公平、客観的な評価が可能になると考える。

また、県の評価方法について、具体的な評価基準が乏しい状況である。具体的にどのような実績をどういった基準で評価するのかが明確でなければ、指定管理者に対する評価が形骸化してしまうおそれがある。さらに、指定管理者の側にどのような努力が認められるのかを示さないと、指定管理者側の業務運営改善の誘因を損ねることとなる。

よって、県は、青少年女性会館運営に関するより具体的で客観性のある評価基準を作成するとともに、指定管理者に対して、数値目標を盛り込んだ事業計画を示すよう指導することが望まれる。

#### 4 . 千葉県文化会館

##### (1)施設の概要

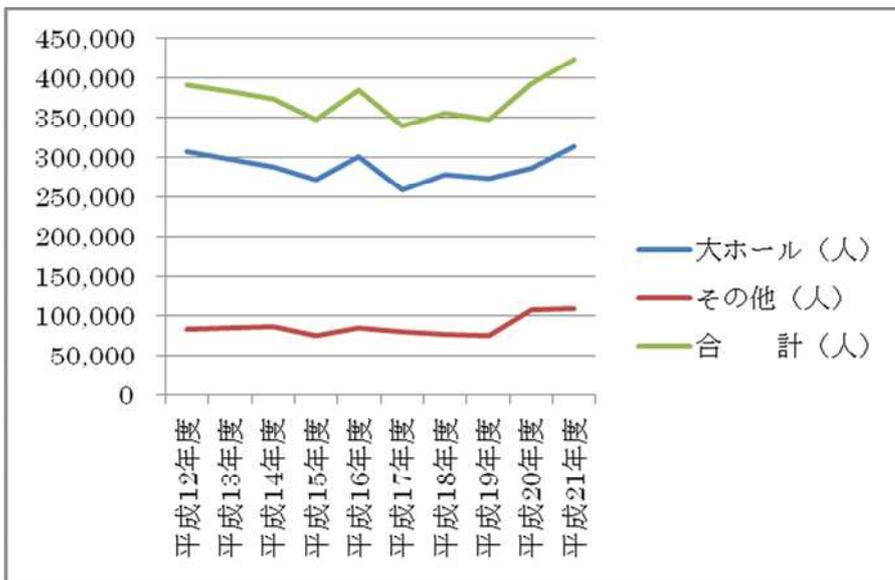
設置目的	千葉県の文化振興を図る中心的な拠点施設として、県民の文化活動支援や芸術文化の鑑賞機会の拡充等を図る。		
設置管理条例等	千葉県立文化会館の設置及び管理に関する条例、千葉県立文化会館管理規則		
所管課	環境生活部 県民活動・文化課		
所在地	千葉市中央区市場町 11 番 2 号		
敷地面積	33,070 m <sup>2</sup>	延べ床面積	12,453.44 m <sup>2</sup> (地上3階、地下3階)
使用開始日	昭和 42 年 4 月 1 日	取得金額 (当初建設費)	1,067,920 千円
主要施設	大ホール、小ホール、楽屋、会議室、練習室、レストランなど		
主な事業内容	文化活動のための施設の提供 集会のための会場の提供 県民の文化芸術の振興を図るための事業の企画及び実施 その他文化会館の設置の目的を達成するため知事が必要と認める事業		
管理方法	指定管理者制度 指定管理者：財団法人千葉県文化振興財団		
運営人員	常勤役員 2 名 (平成 22 年 7 月 1 日現在) 職員 19 名 (平成 21 年 4 月 1 日現在)		
施設 HP	<a href="http://www.cbs.or.jp/chiba/index.html">http://www.cbs.or.jp/chiba/index.html</a>		

( 出典：施設提供資料を基に作成 )

## (2)施設の利用者の推移

(単位：人)

区分\年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
大ホール	307,170	297,757	288,022	272,030	300,976	259,865	278,252	273,593	286,268	314,426
小ホール	38,150	36,025	33,872	31,877	38,962	30,917	32,090	27,528	33,774	36,682
大練習室	15,254	17,019	18,285	15,683	17,325	19,381	17,210	18,393	22,177	27,785
中練習室	5,423	8,119	10,382	6,932	7,062	8,451	9,278	8,451	13,426	16,997
第1小練習室	2,623	3,860	3,707	2,933	3,333	3,645	3,889	4,058	7,283	5,589
第2小練習室	1,114	1,375	730	839	1,108	1,613	1,197	1,876	5,277	2,955
第1会議室	7,208	6,361	6,210	5,954	5,510	5,622	4,669	5,333	8,892	6,427
第2会議室	6,767	6,579	6,551	6,484	6,154	5,932	5,271	4,572	8,339	6,303
第3会議室	6,553	5,550	5,592	4,578	4,857	3,757	3,888	4,461	7,830	5,685
特別会議室	744	891	914	470	536	280	344	475	755	660
合計	391,006	383,536	374,265	347,780	385,823	339,463	356,088	348,740	394,021	423,509



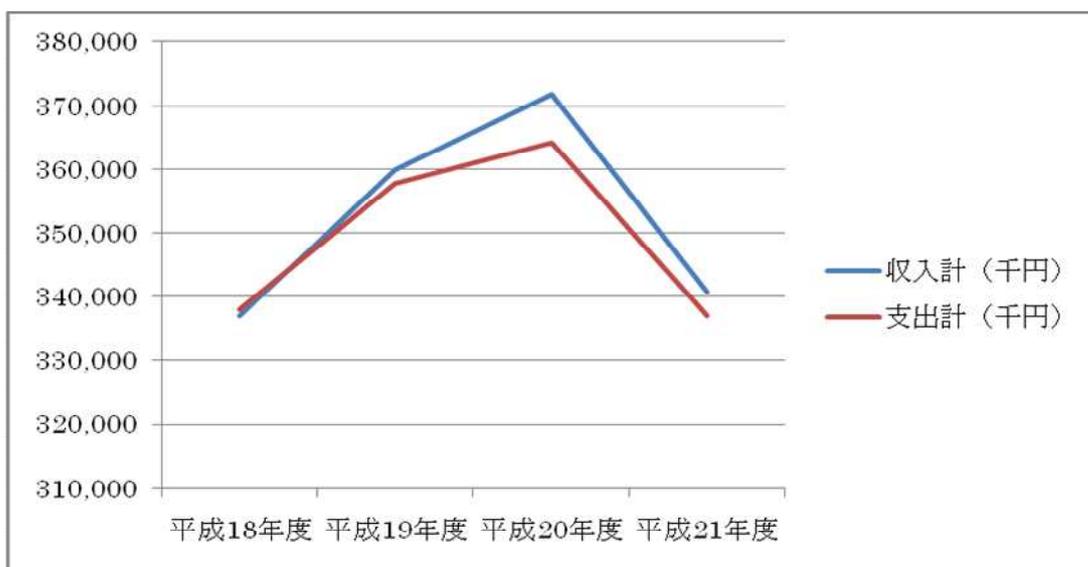
利用者は過去、増加と減少を繰り返しているが、平成18年度の指定管理者制度導入以降は増加傾向にある。

(3)コストと収入の状況及びコストの推移

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
受託収入	192,000	192,000	192,000	192,000
利用料収入	81,987	83,493	86,336	86,316
文化事業収入	54,926	60,507	52,238	42,245
補助金等収入	600	16,661	34,609	13,284
その他	7,450	7,298	6,640	6,940
収入 計	336,962	359,958	371,824	340,784
人件費	111,017	126,068	123,429	123,243
管理費	166,017	156,744	159,276	156,200
事業費	60,867	74,908	81,464	57,647
支出 計	337,901	357,720	364,170	337,090
収支差額	938	2,238	7,654	3,695

文化会館では利用料金制を採用している (出典：施設提供資料を基に作成)



会計出納簿等につき5年経過したものは廃棄している関係で、指定管理者制度を導入した平成18年度以降の収支を示している。平成20年度は民間会社からの受託公演事業を受託している関係で収支が増加しているが、総じて著しい収支の増減はなく、わずかな収入超過となっている。

収入のうち、「受託収入」は指定管理料、「利用料収入」は施設を貸し出した際の収入、「文化事業収入」は、指定管理者が自主事業として公演等を実施した際の入場料、「補助金等収入」は主に補助金対象事業の認定を受けた自主事業に係る補助金収入、「その他」は興行チケットの販売手数料や自販機販売手数料である。

(4)近隣の同種施設の設置状況（県内の市営や民間も含む）

施設名	収容人員
市川市文化会館	1,945
市原市市民会館	1,531
習志野文化ホール	1,475
八千代市市民会館	1,265
四街道市文化センター	1,157
船橋市民文化ホール	1,110
千葉市民会館	1,001
市川市市民会館	904
青葉の森公園芸術文化ホール	885
京葉銀行文化プラザ音楽ホール	719
佐倉市民音楽ホール	667
千葉市若葉文化ホール	517
千葉市文化センター	493
千葉市美浜文化ホール	354

千葉県文化会館（以下、「文化会館」とする。）の収容人員は1,790人であり、市川市文化会館に次ぐ規模である。近隣で収容人員が2,000人弱の施設は千葉県文化会館を含めて2施設となっている。

(5)施設の現状総括

文化会館は指定管理者制度を導入し、指定管理者によって管理運営されており、現在の指定管理者は管理委託制度時と同じ財団法人千葉県文化振興財団（以下、「振興財団」とする。）である。振興財団は千葉県少年少女オーケストラの事務局も兼ねており、同オーケストラは文化会館を拠点として演奏や練習活動を行っている。

文化会館は昭和42年4月に開館しており、建物全体の老朽化や舞台設備の経年劣化が懸念されるため、今後、大規模修繕や建替を含めて施設の在り方等の検討が求められる。

また、同施設内にあり主に会議室等として利用されている聖賢堂についても、今後施設の更新時期を迎えることから、文化会館の設置目的の遂行との関連において、同建物の役割や在り方の検討が求められる。

(6)包括外部監査の結果

物品管理について

文化会館は、昭和42年の開館以来、財団法人千葉県文化会館、その後振興財団によ

り管理運営されてきた。そのため管理委託料で購入された物品等は、文化会館の管理受託者である振興財団によって管理され、指定管理者制度移行後も、指定管理者として振興財団が管理台帳を作成して物品を管理している。しかし、指定管理者が管理する物品管理台帳の整理は十分ではない。

また、指定管理者が変更された場合には、その都度、県所有の備品を確認し、新しい指定管理者に引継ぐことになるため、県が備品の状況を正確に把握しておくことが求められるが、県所有の備品台帳の整理は十分ではない。

従って、県所有の備品を正確に把握するために、指定管理者及び県の台帳を整理する必要がある。

#### 県職員による実地調査について

県はモニタリングガイドラインに基づいて、例月業務報告および年次事業報告として報告させる項目を協定書で定め、指定管理者に報告させ、確認・指導を行っている。

モニタリングガイドラインでは、施設の管理運営状況を県が確認する観点からも、少なくとも年1回以上、現地での調査を実施することを定めており、県では必要に応じて千葉県文化会館の管理運営状況について「施設の適正な管理運営状況」や「設備備品の滅失・故障等の有無」「施設設備の改変の有無」「修繕の実施状況」などのほか、「利用者要望への対応状況」や「ギャラリーの運営状況」などの実地調査を行っている。

しかし、「備品等の滅失の有無」の確認については、モニタリングガイドラインにおいて、現地で確認することが効果的である項目として挙げられているものの、これまで適切に実施されていなかった。指定管理者が備品等を滅失させていないかについても定期的に現地で調査・確認することが望まれる。

#### (7) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

##### 施設の老朽化

文化会館は昭和42年4月に開所して以来43年が経過している。平成6年度から8年度にかけて耐震工事を行い、「県有建築物の耐震化状況」【平成22年4月1日現在】においては、耐震性有と判断されている。また、平成7年11月からは7ヶ月間文化会館を休館して、大ホールの内装や舞台装置等の大規模な改修工事を実施している。県の所管課では文化会館の修繕履歴を開所以来データ化しており、過去の修繕履歴や不具合の発生状況を見ながら、毎年度、5年先までを見込んだ施設改修計画を作成している。

直近の保守点検等の結果をみると、多くの機器について経年劣化が生じており部品交換や設備の更新が必要な状況にある。県では指定管理者と協議して優先度の高いものから修繕を実施している一方、指定管理者は不具合等が起こる前に手当てする予防保全を原則としていることから、文化会館を管理運営するうえで支障をきたすような

不具合等はないとのことである。しかし、ホールの要である舞台設備は、以下に示すように設備を導入してから 15～20 年が経過し一般的な更新周期を超えており、経年劣化が懸念される。また、部品交換で対応可能な不具合等であっても電気用品安全法等の影響で製造中止の部品もあり、部品入手が困難となってきた。

舞台設備は不具合が発生してからでは遅いため、早期の更新について検討することが望まれる。

施設名	設備名	取得年	経過年数	更新周期
大ホール	音響設備	H5～8	14～17年	10～15年
	照明設備	S61	24年	15～20年
小ホール	音響設備	H1	21年	10～15年
	照明設備	S63	22年	15～20年

更新周期は地域創造レター11月号政策基礎知識シリーズVol.31を参照。

また、文化会館の建物は建築から 43 年が経過し、鉄骨鉄筋コンクリート造りの劇場建築に係る税法上の法定耐用年数 41 年を超えていることから、目に見えないところでの経年劣化が懸念される。

今後、施設の簡易劣化診断を受ける予定であるとのことであるが、その結果を踏まえて、文化会館の大規模改修工事や建替等を検討されたい。

#### 聖賢堂について

文化会館はホールや練習室等がある本館のほかに会議室等の別館として聖賢堂がある。聖賢堂は文化会館設立時には結婚式場として使用されていたが、昭和 60 年に結婚式場は廃止され、現在に至るまで 1 階は倉庫、2 階は会議室と財団法人ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉の事務局、3 階は振興財団の事務局として利用されている。

聖賢堂が結婚式場として利用されていた頃は文化会館の管理は財団法人千葉県文化会館が行っており、事務局を現在の本館事務室に構えていた。しかし、その後、この財団法人千葉県文化会館は平成 2 年度末に現在の振興財団と統合し、振興財団が平成 3 年度から文化会館の管理を行うようになり、これを契機にもともと県の文化国際課の中にあった振興財団の事務局を現在の聖賢堂に移したとのことである。なお、振興財団は千葉県の文化振興に寄与する目的で設置された財団法人であり、使用料及び手数料条例第 5 条（額の特例）第 3 項により財産等の使用が公益上特に必要があると認められるとして、現在まで事務局は無償で使用許可されている。

2 階の会議室は、主に貸館として使用しているが、会議室の利用率は以下のように決して高いわけではない。特に特別会議室は作りが豪華で利用料が他の会議室の 2 倍近

いこともあって、利用率は10%前後である。なお、以下の利用率については も参照のこと。

(単位：%)

区 分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
第 1 会議室	49.8	53.8	50.2
第 2 会議室	43.0	49.7	48.4
第 3 会議室	43.9	45.3	45.0
特別会議室	7.5	11.3	10.4

以上、聖賢堂は現在は会議室等として利用されているものの、もともとは結婚式場として設置されたものであること、また、同建物は建設から43年経過し老朽化も進み、今後施設の更新時期を迎えることも踏まえて、文化会館の設置目的の遂行との関連において同建物の役割や在り方の検討が求められる。

#### モニタリングにおける履行確認について

モニタリングガイドラインでは、事業計画の達成状況、県の指示事項に係る実施状況に留意しながら年次事業報告書や事業計画書から施設の特性や必要に応じた項目を設定し、履行確認を行うとともに評価を行うことを定めている。県ではこのガイドラインに基づいて履行確認及び評価を行っているが、履行確認票には前年度実績との比較や各業務の実施状況が記載されているものの、事業計画の達成状況や県の指示事項に関する結果については具体的に触れられていない。

実際には履行確認及び評価は、事業計画の達成状況や県の指示事項への対応等を考慮して行われているが、より評価内容を明確にするため、評価項目として事業計画の達成状況や県の指示事項に関する結果の項目を加えることが望まれる。

なお、文化会館の役割は、県民に優れた芸術文化を提供することであり、必ずしも数値のみで評価されるものではないが、履行確認により適切なモニタリングを行うには、緻密な計画や具体的な目標が設定されていることが効果的と思われるため、収支だけでなく、利用者数等、なるべく数値に落とした形で各項目の計画や目標が事業計画等に盛り込まれる等の検討が望まれる。

#### 利用率の算定

文化会館では各施設の利用率を算出しているが、当該利用率は利用件数を利用日数で除して算出している。文化会館の利用単位は午前、午後、夜間となっているため、利用者 A が午後、利用者 B が夜間に文化会館を利用した場合には、現在の算出方法ではその日の利用率は200%ということになる。しかし、利用単位を基準に利用率を計

算すると利用率は  $2/3 = 66.6\%$  になる。

ホールは 1 日に 1 件の利用が現実的であることから、現在の利用率によって利用状況を把握する方法も有意義であるが、一方で、会議室等は利用率を利用単位を基準に算定する方法がより適切と考えられる。

従って、現在の算定方法も利用の状況を表す 1 つの方法であるが、より利用の実態を明確にする方法として、午前、午後、夜間という 3 つの利用単位を基準とした利用率算定方法導入の検討が望まれる。

## 5 . 日本コンベンションセンター国際展示場

### (1)施設の概要

設置目的	技術、情報、文化等の国際交流を促進する国際見本市その他の催しの場を提供することにより、千葉県の産業の振興及び文化の発展を図るとともに、千葉県の国際化に資するため、設置された。		
設置の経緯	<p>幕張新都心は、昭和42年に海浜ニュータウン計画の一部として住宅地を中心に計画された地区であり、昭和48年から昭和55年にかけて埋め立て造成が行われた。</p> <p>その後、国の首都改造計画などの流れを受けて、首都機能の分散の受け皿として業務機能の集積を図るべく、住宅中心の計画から、コンベンション施設を中心とした業務都市とする計画への見直しを行い、昭和58年に策定した「千葉新産業三角構想」の基幹プロジェクトとして「幕張新都心構想」を位置付け、その先導的中核施設として「幕張メッセ」が計画された。</p> <p>平成元年10月、我が国初の総合コンベンション施設として「幕張メッセ」(国際展示場1～8ホール、国際会議場、イベントホール)がオープンし、平成9年10月、大規模な展示会等に対応するため、国際展示場(9～11ホール)が増設された。</p>		
設置管理条例等	千葉県日本コンベンションセンター国際展示場設置管理条例、千葉県日本コンベンションセンター国際展示場管理規則		
所管課	商工労働部 経済政策課		
所在地	千葉市美浜区中瀬2丁目1番		
敷地面積	施設敷地面積： 217,144 m <sup>2</sup> 駐車場面積： 162,200 m <sup>2</sup>	延べ床面積	1-8 ホール： 99,106 m <sup>2</sup> 9-11 ホール： 37,190 m <sup>2</sup>
使用開始日	(平成元年10月9日) 国際展示場1-8ホール、 国際会議場、イベントホール (平成9年10月1日) 国際展示場9-11ホール	取得金額 (当初建設費)	施設用地造成： 16,687,501千円 国際展示場1-8ホール： 32,747,105千円 国際展示場9-11ホール： 22,163,861千円 その他建物等： 2,863,290千円

主要施設	(県施設) 国際展示場 1-8 ホール・9-11 ホール、駐車場 (株式会社幕張メッセ所有施設) 国際会議場、イベントホール		
主な事業内容	国際見本市、展示会その他の催しのための施設の提供 会議、研修等のための施設の提供 その他国際展示場の設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務		
管理方法	指定管理者制度 指定管理者：株式会社幕張メッセ (国際展示場及び駐車場を管理運営)		
運営人員			
役員数	7人(常勤)	人員数	42人
施設 HP	<a href="http://www.m-messe.co.jp/">http://www.m-messe.co.jp/</a>		

(出典：千葉県日本コンベンションセンター国際展示場設置管理条例、千葉県日本コンベンションセンター国際展示場管理規則、パンフレット、県提供資料)

## (2)施設の来場者の推移

(単位：人)

年度	国際展示場	国際会議場	イベントホール	視察者	合計
平成17年度	5,767,858	202,390	254,354	553	6,225,155
平成18年度	4,512,217	213,269	284,746	746	5,010,978
平成19年度	5,623,775	216,216	289,680	668	6,130,339
平成20年度	3,964,799	203,503	313,799	626	4,482,727
平成21年度	4,325,244	199,266	291,082	411	4,816,003

国際展示場の来場者数の推移が隔年で大きく増減しているのは、平成17年度、平成19年度、平成21年度に東京モーターショーが開催されているためである。またいわゆる「リーマンショック」に端を発した世界規模の不況の影響を受け、平成21年度の来場者数は減少傾向にある。尚、平成23年の東京モーターショーは東京ビッグサイトで開催されることが決定している。

(3)コストと収入の状況及びコストの推移

日本コンベンションセンター国際展示場では、利用料金制を導入していない。つまり、国際展示場及び国際展示場駐車場の収入は、県の収入となり、指定管理者は国際展示場及び国際展示場駐車場の収入の多寡にかかわらず、一定の指定管理者委託料を受け取る制度となっている。

県の収入・支出

(単位：千円)

1 特別会計（国際展示場）

区分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳入	国際展示場使用料等	3,375,079	2,894,689	3,274,236	2,984,336	3,016,959
	諸収入等	43,873	43,990	44,306	42,487	44,215
	小計	3,418,952	2,938,679	3,318,542	3,026,823	3,061,174
	分担金及び負担金	680,000	680,000	680,000	680,000	674,398
	一般会計繰入金	1,011,316	1,203,566	728,388	721,634	723,350
	前年度繰越金	138,236	95,528	40,010	17,326	44,365
	建設事業債借換元金	429,000	0	0	0	0
	小計	2,258,552	1,979,094	1,448,398	1,418,960	1,442,113
	歳入計	5,677,504	4,917,773	4,766,940	4,445,783	4,503,287
歳出	国際展示場等委託費	1,456,727	1,404,484	1,404,484	1,404,484	1,372,267
	施設管理費	870,513	803,515	858,400	833,401	794,705
	県事務所経費	5,851	0	0	0	0
	メッセ施設整備事業	493,993	381,679	579,261	571,255	743,434
	消費税	40,280	61,035	40,167	43,429	23,136
	その他	0	35	0	4,410	0
	小計	2,867,364	2,650,748	2,882,312	2,856,979	2,933,542
	公債費	2,576,376	2,131,487	1,827,292	1,525,113	1,521,465
	一般会計繰出金	138,236	95,528	40,010	17,326	44,365
歳出計	5,581,976	4,877,763	4,749,614	4,399,418	4,499,372	

2 一般会計（国際展示場駐車場）

区分		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
歳入	駐車場使用料	514,602	461,881	480,363	376,684	427,319
	歳入計	514,602	461,881	480,363	376,684	427,319
歳出	運營業務委託費	228,199	226,810	226,810	226,810	196,141
	駐車場管理費、施設整備	15,385	14,190	2,255	1,739	17,974
	歳出計	243,584	241,000	229,065	228,549	214,115

(2)でも述べた通り、東京モーターショーの開催により隔年で国際展示場・駐車場の使用料収入が大きく増減している。平成18年度から指定管理者制度の導入により、指定管理者委託料は減少している。しかし、施設用地造成費16,687百万円を平成23年度から10年間で支払う予定であり、また、駐車場借用料として、年間354百万円（平成23年度）の支払が発生するため、今後の収支は厳しくなる見込みである。

指定管理者の指定管理業務に関わる収入・支出

平成21年度収入 平成21年度支出 (単位：千円・税抜き)

平成21年度収入		平成21年度支出 (単位：千円・税抜き)	
	金額		金額
受託業務収入	1,493,722	施設維持管理費	1,196,422
収入合計	1,493,722	広報宣伝	110,113
		営業誘致	48,583
		利用承認	6,427
		利用調整	113,614
		使用料徴収	5,627
		施設清掃	221,028
		施設警備	199,503
		施設・設備管理保守	304,206
		修繕	24,462
		駐車場運営	162,859
		人件費	156,183
		減価償却費	15,906
		水道光熱費	2,556
		租税公課	28,261
		交際費・会議費	20,635
		旅費・交通費	9,512
		通信費	898
		消耗品費	7,109
		賃借料	2,727
		その他物件費	33,071
		支出合計	1,473,280

(4)近隣の同種施設の設置状況(県内の市営や民間も含む)

県内に同様の規模の総合コンベンション施設は存在しない。但し、首都圏では東京ビッグサイト(東京国際展示場)、東京国際フォーラム、パシフィコ横浜(横浜国際平和会議場)、つくば国際会議場等が設置されており、他施設との競争が激化している。また、近年はアジア市場の拡大により、中国やシンガポールのコンベンション施設との競争も激化している。

(5)施設の現状総括

平成元年10月に国際展示場(1~8ホール)、国際会議場、イベントホールが開設され、平成9年10月に国際展示場(9~11ホール)が増設された。県有施設である「国際展示場(2棟)」と、株式会社幕張メッセが所有する「国際会議場」「幕張イベントホール」からなる大型複合施設である。国際展示場1~8ホールは、1~3ホール、4~6ホール、7~8ホール毎に「やすらぎのモール」と「いこいのモール」で分けられている。1~3ホール、4~6ホール、7~8ホール、9~11ホール内は可動式の間仕切りで分割して使用することができる。

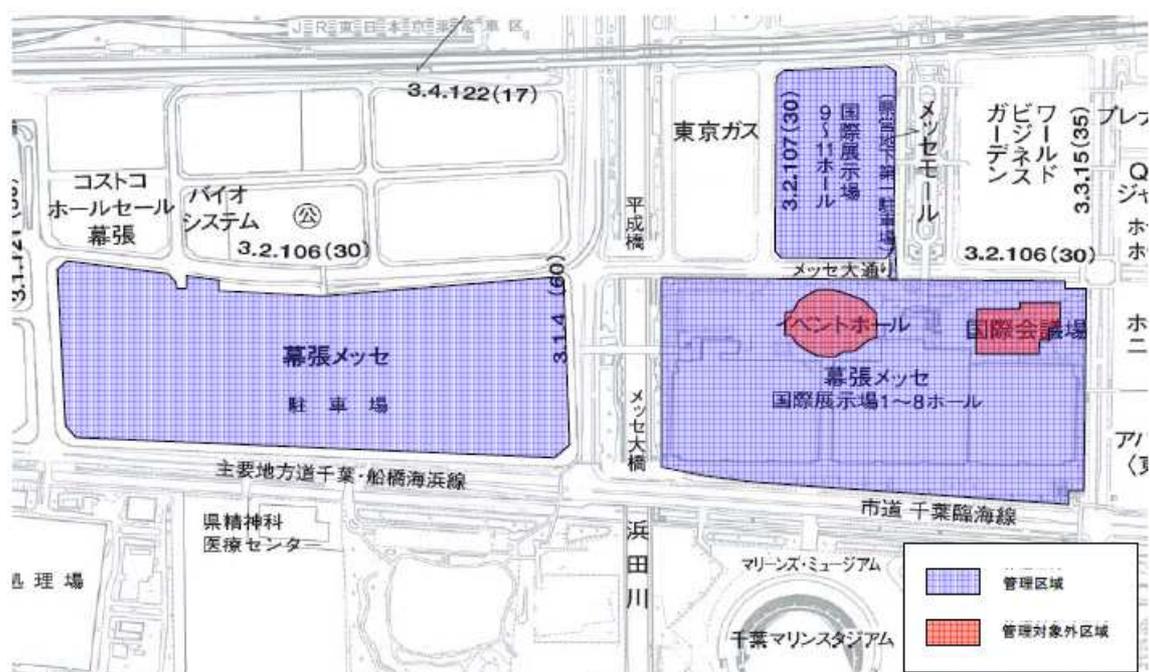
指定管理者である株式会社幕張メッセでは、イベントの開催や安全性に支障がないように法定点検以外にも、国際展示場劣化状況の点検や、国際展示場屋根の点検等の業務を毎年実施している。また、経常的にも運営に支障がないように、定期的に点検を実施しており、安

全性の観点・運営に支障があるものについては、イベントの開催に関わることになるため、適時に修繕が行われている。

しかし、展示場1~8ホール、国際会議場、イベントホールは開設から21年経過し、経常的修繕では対応できない設備等の更新についても検討を要する時期を迎えており、財源や緊急性等を勘案しつつ、施設の長寿命化のための計画的な改修や更新を実施する必要がある。

展示ホールではメタルハライドランプ、多目的室や会議室等のバックルームではHf蛍光灯やLED電球といった高効率のランプに取り替えており、施設として積極的にエコに対する取り組みを行っている。

千葉県日本コンベンションセンター国際展示場 管理区域図



出典：千葉県ホームページ 千葉県日本コンベンションセンター国際会議場指定管理者の募集 参考資料 管理区域図

#### (6) 包括外部監査の結果

物品管理について

#### (7) 財産台帳及び物品台帳の未提示について

「千葉県日本コンベンションセンター国際展示場の管理運営に関する協定書」第3条第1項で、指定管理者が管理する国際展示場の施設及び物品等の対象は、別に県が提示する財産台帳及び物品台帳によるものとするところがあるが、県は財産台帳及び物品台帳を提示しておらず、明確に報告義務を課していなかった。そのため、指定管理者である株式会社幕張メッセでも、県所有の物品を台帳で管理することはされていなかった。往査時にサンプルベースで現物調査を実施したところ、指定管理者が指定管理料

で購入した車いすや駐車場料金所レジスター等が県の台帳に登録漏れとなっていた。

同第 12 条で指定管理者が、県からの委託料で購入した物品については、県の所有とし、指定管理者は善良な管理者の注意をもって管理し、国際展示場の管理業務が終了した後は、速やかに当該物品を県に返還するものとある。県は財産台帳及び物品台帳を指定管理者に提示し、当該台帳に基づいて物品管理をするように指示する必要がある。また、その際には、県所有の物品と株式会社幕張メッセ所有の物品を分けて管理することが必要である。

#### (1) 現物と照合可能な物品台帳の整備

(ア)のとおり、県の経済政策課では財産台帳及び物品台帳である「国際展示場備品一覧」を作成しているものの、これを指定管理者に提示していない。そのため、県の方で当該台帳と現物の整合性確認を実施すべきであるが、それが行われていない。国際展示場備品一覧は「No.」「品目」「年月日」「適用」「納入業者」「受払」「数量」「職氏名」の項目があるのみで、同じ品目については、合計の数量で記載されているため、その物品がそれぞれどこに存在しているかを把握することができない。当該台帳による管理のままでは、物品台帳と現物の照合は非常に困難である。適切な物品管理のためにも、物品名、管理場所、番号、取得年月日を台帳に記載し、現物との照合が可能な台帳を整備する必要がある。

#### 指定管理者のモニタリングについて

モニタリングガイドラインには、県は指定管理者の管理の実施状況や施設の利用状況等を把握して、原則として 6 月から 8 月までに評価を行い、評価結果を 8 月末までにホームページに公表することが規定されている。しかし、当施設についての評価結果は、12 月 6 日にホームページ上で公表されている。県は、次年度の施設の管理運営に活用するため、指定管理者の管理運営状況について適時に評価を行い、評価結果を公表すべきである。

#### (7) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

##### 指定管理者による国際展示場のより効果的な運営方法の検討の必要性

国際展示場は、平成 18 年度より指定管理者制度が導入され、平成 22 年度末で指定管理期間が終了する。次期の指定管理者選定に向けて、県の所管課では千葉県日本コンベンションセンター国際展示場の管理運営方式及び指定管理者制度を継続する場合の料金制度の見直しの検討を実施している。

しかし、来年度からの国際展示場の指定管理者による管理運営でも利用料金制は導入されず、国際展示場の施設使用料は県の収入となる。指定管理者には定額の指定管理者委託料が支払われる。つまり指定管理者が国際展示場の稼働率を上げて、国際展

示場使用料収入を増やしたとしても、指定管理者の収入額は増加することはない。

指定管理者が国際展示場の稼働率を上げることに對するインセンティブとしては、国際展示場の利用者が同時に株式会社幕張メッセ所有の国際会議場やイベントホールを利用する場合も多く、利用者が増加すれば幕張メッセにある飲食店等の収入も増加する点が挙げられる。しかし、一方で国際展示場の使用料収入を増やしても指定管理者の収入にならないため、積極的な営業努力による利用促進や経費縮減に結びつかない可能性も存在する。そのため、例えば、営業努力により増加した国際展示場の使用料収入の一部を指定管理者に還元するような制度を設けるなど、指定管理者の営業努力や経費縮減に對するインセンティブが働くような仕組みを検討することが望まれる。

## 6. 千葉県東葛テクノプラザ

### (1) 施設の概要

設置目的	「21世紀をリードする新産業創造拠点」を目指して、県内理工系大学や産業支援技術研究所等との連携のもと、企業の経営・技術支援など幅広い事業展開を図り、県内企業の技術力や研究開発力の向上、新産業の創出やベンチャー企業の育成を支援する。		
設置の経緯	県内企業の研究開発等（生産、販売若しくは役務の提供の技術に関する研究開発、その成果の利用又は当該成果の利用のために必要な需要の開拓）を支援するとともに、研究開発等を行う者の創業を支援することにより、新たな事業分野の開拓を図り、もって本県の産業の振興に資する。		
設置管理条例等	千葉県東葛テクノプラザ設置管理条例 千葉県東葛テクノプラザ管理規則		
所管課	商工労働部 産業振興課		
所在地	千葉県柏市柏の葉 5-4-6		
敷地面積	7,213 m <sup>2</sup>	延べ床面積	11,881 m <sup>2</sup> （6階建）
使用開始日	平成 10 年 11 月 12 日	取得金額 (当初建設費)	10,628,660 千円
主要施設	1. 研究室 51室( 研究開発室18室、共同研究室20室、企業育成室13室 ) 2. 会議室等8室 ( 特別会議室1室、会議室5室、研修室2室 ) 3. 多目的ホール 1室 ( 椅子 : 209席 ) 4. 試験研究室 9室 ( 電波暗室、小型電波暗室、環境試験室、試験・分析室、シールドルーム、電気・電子測定室、精密測定室、試作加工室、恒圧恒温試験室 ) 5. 試験機器 106種類 6. その他施設 大学等研究交流サロン、図書室、CAD室、事務室、相談室1室、応接室3室、食堂 7. 屋外 自走式駐車場 ( 53 台 ) 機械式駐車場 ( 126 台 )		
主な事業内容	一 主として研究開発等を行うために企業が使用する部屋の提供 二 研修、会議、展示会等のための施設の提供 三 研究開発等のための技術指導及び機器の貸付け 四 研究開発等に資する情報の提供 五 その他テクノプラザの設置の目的を達成するために知事が必要と認める業務		

管理方法	指定管理者制度 指定管理者：財団法人千葉県産業振興センター
運営人員	役員 1 名 職員 12 名 嘱託職員 3 名（平成 22 年 3 月 31 日）
施設 HP	<a href="http://www.ttp.or.jp/">http://www.ttp.or.jp/</a>

（出典：施設パンフレット、千葉県東葛テクノプラザ設置管理条例、県及び施設提供資料）

## (2)施設の利用者の推移

（単位：金額 円）

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
貸研究室	貸室数	51	51	51	51	51
	入居室数	47	47	46	46	44
	使用料	75,953,684	76,352,300	80,021,000	77,079,790	75,041,600
駐車場	台数	767	759	667	533	447
	使用料	3,835,000	3,795,000	3,335,000	2,665,000	2,235,000
会議室等	件数	676	550	489	448	352
	使用料	4,464,610	4,021,870	3,239,570	3,425,850	2,758,930
機器貸付	件数	1,392	1,407	1,074	919	939
	貸付料	36,918,050	35,140,275	29,346,115	25,003,450	14,992,550
依頼試験	件数	852	976	1,107	815	661
	手数料	4,177,045	4,441,600	3,749,945	2,906,865	2,765,945
家屋使用料	件数	4	5	4	3	5
	使用料	3,454,083	3,466,239	3,197,840	199,661	1,832,360

（出典：施設提供資料を基に作成）

平成 20 年度以降各設備の利用状況が急激に悪化しているが、いわゆるリーマンショックに端を発した世界同時不況の影響である。また、会議室等、機器貸付、依頼試験については、平成 20 年度以前から利用実績が減少傾向にある。

なお、平成 21 年度における機器貸付、依頼試験の収入額の減少は、財団法人産業振興センターが電波妨害測定装置及び電波暗室の機器貸付料、依頼試験手数料を収受することとなった影響を受けている。

<平成 21 年度（財）千葉県産業振興センター収受額>

機器貸付 114 件 8,669,055 円、依頼試験 9 件 211,250 円

(3)コストと収入の状況及びコストの推移

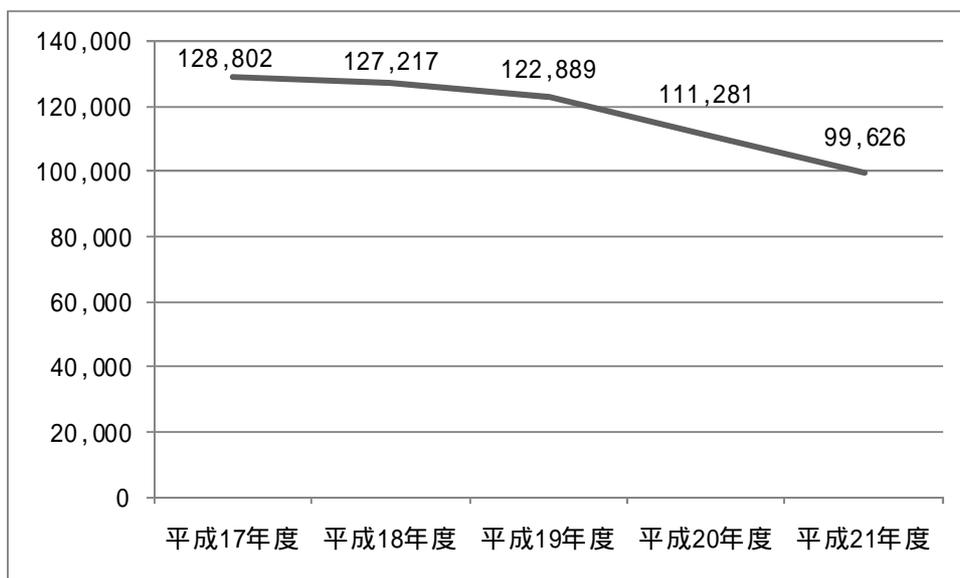
県のコスト・収入の推移

(単位：千円)

区分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
1 研究開発・施設設備整備費等	23,624	27,307	31,380	105,044
研究開発事業	5,026	5,026	5,026	5,026
交流事業	180	180	180	180
大学連携促進事業	163	182	182	96
インキュベート事業	5,205	9,639	5,496	5,638
施設・設備整備事業	13,050	12,280	20,496	30,789
産業技術支援施設設備拡充事業				63,315
2 管理運営事業	162,795	159,140	159,140	152,422
3 人件費（県の派遣職員、嘱託等）	108,984	102,542	107,773	106,422
合計	295,403	288,989	298,293	363,888

収入の推移

(単位：千円)



(出典：施設提供資料を基に作成)

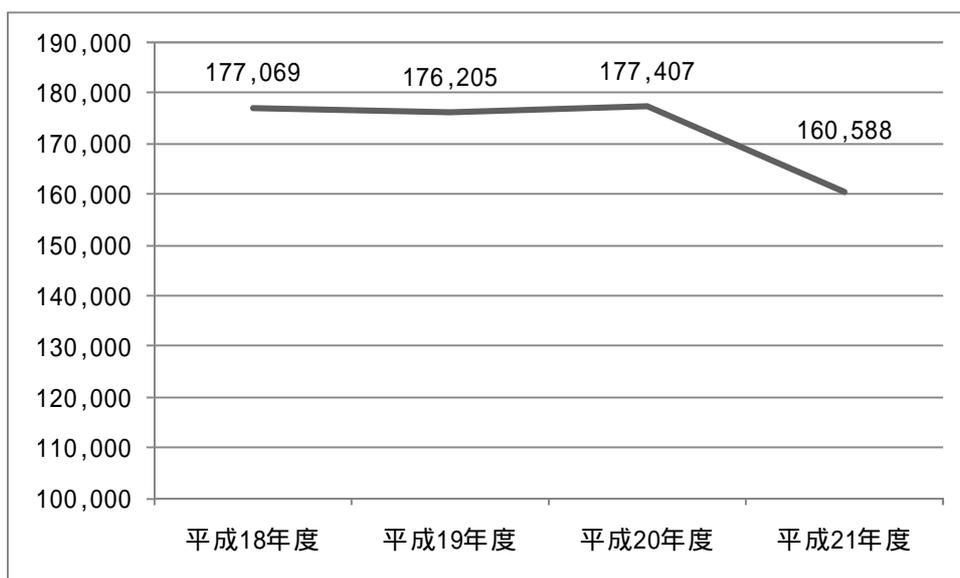
平成 21 年度にコストが大きく増えている理由は、国から臨時交付金を受け、研究用機器整備を行った産業技術支援施設設備拡充事業のためである。

収入が平成 20 年以降大きく減少している理由は、(2)施設の利用者の推移で記載した通り、リーマンショックに端を発した世界同時不況の影響が大きい。

指定管理者の指定管理業務に関わるコスト・収入の推移

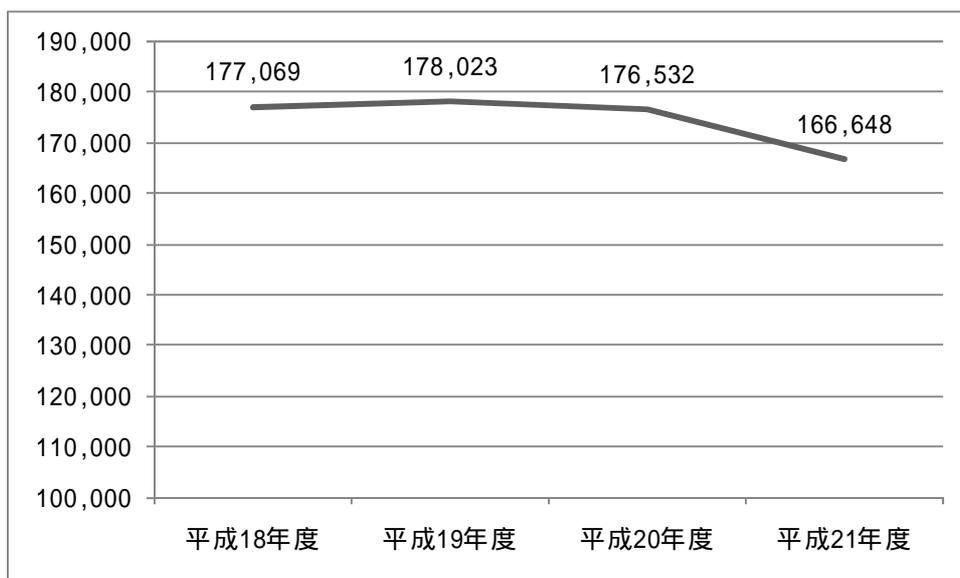
東葛テクノプラザ事業コスト

(単位：千円)



東葛テクノプラザ事業収入

(単位：千円)



なお、上記は東葛テクノプラザ収支全体に係るものであり、上記の内、年間の指定管理料として、平成18年度から平成20年度までは164,346千円、平成21年度、平成22年度は157,628千円を県が負担している。

(4) 近隣の同種施設の設置状況 (県内の市営や民間も含む)

県内の公的なインキュベーション施設は、当施設を含めて14施設277の貸室が設置されている。その内訳は、千葉市、木更津市に4施設、柏市に2施設、その他船橋市、市川市、東金市及び印西市に1施設となっている。

また民間では三井不動産株式会社、東洋エンジニアリング株式会社、ロボットFAセンタ

ーなどがインベキュート施設を運営しているが、公的施設と比べると数は少ない。

東葛テクノプラザは平成 21 年度現在、51 室の貸室を有しており、県内では最大級の規模を誇る。

#### (5)施設の現状総括

東葛テクノプラザは平成 10 年の設立から 12 年が経過している。設立当初、施設を利用する企業を主にものづくり製造業と想定し、貸研究室の整備、研究用機器の設備投資を行ってきた。しかし近年の経済環境の変化等から、創薬・バイオテクノロジーや IT 企業を始めとする新しい業種、形態の企業が東葛テクノプラザに入居する割合が増えている。このような環境の変化にあって、昨今のリーマンショックの影響から貸研究室の一部に空室が発生する状況となっている。また、研究用機器設備の貸付等の利用も減少しており、これはリーマンショックの影響の他、開設から 12 年を経過し機器設備の陳腐化の影響も考えられるが、利用減少の原因把握が十分に行われていないようである。さらに、多目的ホールの利用は極めて低調であり、会議室等の利用も減少傾向にある。

いつの時代にも企業の技術力や研究開発力の向上、新産業、ベンチャー企業の創業・育成は必要不可欠であり、県内企業に対してこうした支援を行う施設として東葛テクノプラザが存在しており、近年の不況期には公的な機関の支援は特に必要であると県は認識している。

今後は、東葛テクノプラザが時代のニーズに沿った運営方針を掲げ、より効率的・効果的なサービスを提供していくことが必要である。

#### (6)包括外部監査の結果

##### 指定管理者制度について

東葛テクノプラザでは平成 18 年度より指定管理者制度が採用され、財団法人産業振興センター（以下、「産業振興センター」とする。）が東葛テクノプラザの管理運営を行っている。指定管理者制度は公の施設の管理・運営に株式会社をはじめとした民間企業を活用し、低コストや価値のあるサービスの提供を図るという趣旨の制度である。指定管理者にすることにより、低コストや利用度の向上等の活性化が図られていない場合には、管理運営方法について再度検討する必要がある。

東葛テクノプラザにおいては、施設の利用実績も減少傾向にある。さらに、指定管理業者は外郭団体であり、指定管理業務を行う職員の多くは県職員の派遣であり、人件費は県からの補助金として支出されており、指定管理者制度としては十分ではない。

こうした状況を受け、平成 23 年度からの指定管理者の募集においては、人件費を委託料に含めることとしており、是正が図られる見込みである。

##### 資産の所有権の明確化について

県と産業振興センターは、指定管理に関する協定において、器具備品、図書等の所

有権について、明確な合意を行っていない。特に、取得価額 100 万円未満の器具備品や図書については、物品台帳が未整備であり、所有権が不明確となっている。

指定管理者制度においては、指定期間終了後、他の事業者が選定されることも想定され、県と指定管理者のどちらの所有物であるかについての権利関係が不明瞭である場合には、適切な引継ぎができなくなるおそれがある。

そのため、東葛テクノプラザの有する資産に関する情報の把握を適切に行ったうえで、県と指定管理者それぞれの資産の所有権を明確にすることが望まれる。

#### 法定点検、定期点検に対する県のモニタリングの実施について

モニタリングガイドライン第 1 項 (1) エによれば、安全管理対策の実施状況 (巡回等の実績、点検の実施時期・回数等) 安全対策に係る修繕等の状況を毎月の施設運営に係る業務報告において報告させるべきものとして例示がされている。また第 1 項には「指定管理者からの定期又は随時の報告等により確認するとともに、改善すべき事項がある場合は、指定管理者に対して必要な指示を行うこと」とされている。県は、指定管理者が行う法定点検や仕様書に基づいた定期点検等について、事故や故障などの問題が生じた際に報告を受けるにとどまり、点検が適時適切に実施されているかどうかについてのモニタリングは特段実施していない。

東葛テクノプラザの所有権は県にあることから、施設の維持管理についても県が主体的に関与する必要がある。

そのため、指定管理者に点検結果の報告を求め、それを県が確認するといったモニタリング体制を構築することが望まれる。

#### 指定管理者のモニタリングについて

モニタリングガイドラインには、県は指定管理者の管理の実施状況や施設の利用状況等を把握して、原則として 6 月から 8 月までに評価を行い、評価結果を 8 月末までにホームページに公表することが規定されている。しかし、当施設についての評価結果は、12 月 21 日にホームページ上で公表されている。県は、次年度の施設の管理運営に活用するため、指定管理者の管理運営状況について適時に評価を行い、評価結果を公表すべきである。

### (7) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

#### 研究用機器設備に対するアンケートの定期的な実施について

東葛テクノプラザは、リーマンショックを契機とした景気の後退に伴う研究用機器設備利用者の減少を背景に、平成 22 年度に初めて研究用機器設備を利用する企業に対するアンケートを実施した。

アンケートにより利用者の意見を収集し、それを施設運営に反映させていくことは、

利用者の増加、満足度の向上のために有用であると考えられる。そのため、今後ともこうした利用者アンケートを定期的実施することが望まれる。

#### 目標管理のための成果指標の設定について

東葛テクノプラザは、施設運営にあたって、目標管理のための成果指標を設定していない。貸室の入居率などの数値は継続的に把握しているが、これらを含め、施設の存在意義や施設運営の有効性に関して県民に対する説明責任を十分に果たせる成果指標を設定し、施設運営を実施することが望まれる。

#### 建物躯体の修繕計画の策定について

東葛テクノプラザは、施設に関する保全計画表を作成し、建物附属設備等の修繕を計画的に行っている。

しかしながら、保全計画表上、建物の躯体についての修繕計画は記載されていない。

建物躯体の修繕は、コスト面でも工期の面でも大規模なものになることが予想されることから、計画的な修繕計画の策定が望まれる。

#### 研究用機器設備の計画的な整備について

東葛テクノプラザは、企業の経営・技術支援など幅広い事業展開を図り、県内企業の技術力や研究開発力の向上、新産業の創出やベンチャー企業の育成を支援することを目的としており、その趣旨を果たすため、研究用機器設備の保有および貸出を行っている。

しかしながら、平成 21 年度の研究用機器設備の利用状況をみると 106 の機器のうち、利用実績がなかったものが 37 件、利用時間が 10 時間未満のものが 16 件、利用時間が 10 時間から 20 時間の機器が 10 件あり、必ずしも利用状況が良好であるとはいえない状況にある。これは、東葛テクノプラザ開設から 12 年間が経過し、当初から保有していた設備の陳腐化が進んでいる事も考えられる。但し、利用状況の低下要因については十分な検討がなされていない。今後は、利用状況の低下している理由について十分に調査、検討し利用率の向上を図る必要がある。また、設備が陳腐化している場合には、設備の更新等も図る必要がある。

東葛テクノプラザの設置目的を果たすため、その目的に沿った研究用機器設備の取捨選択を含む、計画的な整備が求められる。

#### 会議室等の有効利用について

東葛テクノプラザには県内企業の技術力や研究開発力の向上、新産業の創出やベンチャー企業の育成を支援する目的で会議室、研究室、多目的ホールが設置されている。設置状況及び利用料金は下図の通りである。

## 会議室等利用料金

施設名	人数	午前（3時間） 9時～12時	午後（4時間） 13時～17時	夜間（3時間） 18時～21時	1日（8時間） 9時～17時	1日（12時間） 9時～21時
第1,2,3会議室	24名	2,100円	2,900円	2,600円	5,000円	7,600円
第4会議室	49名	4,200円	5,600円	5,000円	9,800円	14,800円
特別会議室	30名	4,300円	5,800円	5,200円	10,100円	15,300円
第1研修室	45名	3,500円	4,700円	4,200円	8,200円	12,400円
第2研修室	81名	5,900円	7,900円	7,100円	13,800円	20,900円
多目的ホール （入場料なし の場合）	209名					
	平日	6,000円	8,000円	7,200円	14,000円	21,200円
	休日等	7,200円	9,600円	8,600円	16,800円	25,400円

平成21年度の利用実績は会議室及び研修室の利用が383件、稼働率9.4%、多目的ホールの利用が27件、稼働率4.3%である。

なお稼働率は以下のように計算している。また会議室等とは第1,2,3,4会議室、特別会議室、第1,2研修室とした。なお、会議室等は利用料金を収受しないケースでの利用、例えば、研究用機器の操作研修や夏休み科学教室等の県や東葛テクノプラザの独自事業（施設使用料金収入が発生しない施設利用）で使用する可能性があるとのことであるが、これらの使用による時間数は資料の入手ができなかったため、下記稼働率等の計算には含めていない。

	実際稼働時間	日数	1日稼働時間	部屋数	稼働可能時間	稼働率
会議室等	2,397	365	10	7	25,550	9.4%
多目的ホール	157	365	10	1	3,650	4.3%

中小企業の支援が目的であることを考慮しても、一般的にみてかなり割安な価格設定であるが利用実績は決して多いとはいえないと思われる。

受益者負担の適正化の観点から利用料金の見直しを行うことや、設備の有効活用策を講じることが求められる。

そもそも、「21世紀をリードする新産業創造拠点」を目指し、企業の経営・技術支援など幅広い事業展開を図り、県内企業の技術力や研究開発力の向上、新産業の創出やベンチャー企業の育成を支援する設置目的を果たすために、東葛テクノプラザで貸会議室を持つことがどれほど必要か、他施設の会議室を有効活用することにより補えないか等を問い直す必要がある。

### 会議室等の小口利用料金に関する徴収事務について

東葛テクノプラザでは、会議室等の小口の利用料金については指定管理者が料金を徴収し、それを県に納付するという資金の流れとなっている。この資金の流れでは、指定管理者が施設の利用を県に報告せず、利用料金を自らの収入にする恐れがある。

こういった事態を防止、あるいは生じた場合でも適時に発見できるようにするため、会議室等の利用受付担当者で現金収受の担当者を変えることや両者の収受記録を定期

的に照合するなどといった内部統制の構築が必要である。

#### 電波暗室、電波妨害測定装置について

東葛テクノプラザでは無線機器の実験又は EMC 計測を行う企業や研究所には欠かすことのできない電波暗室及び電波妨害測定装置を設立当初から保有していた。電波暗室・電波妨害測定装置利用料収入は研究用機器収入の中でも大きな割合を占めている。

平成 21 年度の法改正により、電波妨害測定装置を新たに購入する必要が生じたが、県の厳しい財政状況を反映して、県は装置を購入せず、代わりに指定管理者である産業振興センターが購入した。その結果、平成 21 年度より、産業振興センターは同装置を置く使用料を新たに県に支払うこととなったが、一方で電波妨害測定装置の利用料収入を収受することとなった。その際、併設されている電波暗室の利用料収入（年間 4～5 百万円の収入）も県から産業振興センターに変更されている。

電波暗室は従来どおり県所有の設備であり、その利用料収入の収受を県から産業振興センターに変更するのであれば、その取り決めに関して、また、指定管理者が途中で交代する際の電波妨害測定装置の使用等の取り扱いに関して、確認書等の書類により明確にすべきであったと考える。

## 7. かずさアカデミアホール

### (1) 施設の概要

設置目的 (*)	民間の研究所を中心に先端的な産業技術の国際的水準の研究開発拠点として整備されるかずさアカデミアパークの中核施設として、国際的な学術会議その他の会議の場を提供することにより研究者の国際的な交流を促進し、もって千葉県の産業の高度化を図るとともに、音楽会その他の文化活動の場を提供することにより文化の振興に資することを目的として設置された。		
設置の経緯	「かずさアカデミアパーク構想」を推進するための先導的・中核的役割を果たすため平成9年2月21日に開業する。開業と同時に株式会社かずさアカデミアパークが管理運営業務を受託、平成18年4月1日に同社が指定管理者として指定され現在に至る。		
設置管理条例等	千葉県かずさアカデミアホール設置管理条例 千葉県かずさアカデミアホール管理規則		
所管課	商工労働部 企業立地課		
所在地	千葉県木更津市かずさ鎌足二丁目3番地12		
敷地面積	155,302.53 m <sup>2</sup>	延べ床面積	25,652.04 m <sup>2</sup> (地上3階、地下1階)
使用開始日	平成9年2月21日	取得金額 (当初建設費)	20,840 百万円
主要施設	メインホール、大・中・小会議室、特別応接室、駐車場その他		
主な事業内容	国際・国内会議、研修会、イベントの企画・誘致及び開催		
管理方法	指定管理者制度 指定管理者：株式会社かずさアカデミアパーク		
運営人員	役員3名(常勤) 職員132名(うちホール従業員27名)		
役員数	3名(常勤役員)	人員数	132名 (うちホール従業員27名)
施設HP	<a href="http://www.kap.co.jp/hall/">http://www.kap.co.jp/hall/</a>		

(出典：平成21年度千葉県かずさアカデミアホール指定管理者事業計画など)

(\*)千葉県かずさアカデミアホール設置管理条例の改正(平成22年3月26日改正、平成23年4月1日施行)により設置目的が以下のように変更されている。

(第二条)・・・地域における産業、学術、文化等の多様な交流の拠点として、その交流の場を提供することにより、本県の産業の高度化及び文化の振興を図るため・・・

### ホール及び各会議室の概況

ホール・会議室		面積 (m <sup>2</sup> )	最大収容人数 (人)	備考
メインホール		1,069	700	ステージ:間口 20m、30m/奥行 9m/高さ 9m、12.4m 6カ国語同時通訳設備、大型映像装置、控室 1~10、ピアノ庫・練習室
大会議室 202		700	504	6カ国語同時通訳設備 2分割利用可能 床耐荷重 600kg/m <sup>2</sup> 天井高 6.5m
中会議室 201		490	342	2分割利用可能 床耐荷重 600kg/m <sup>2</sup> 天井高 6.0m
小会議室	101 ~104	100	48	天井高 3.6m
	105	65	20	天井高 3.0m
	106	60	42	
	107	85	56	

(出典：かずさアークパンフレット、かずさアカデミアホールホームページ)

### (2)施設の利用者の推移

#### 利用目的別の利用件数及び利用者数

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
会議	651	539	376	293	267
国際会議・ 学術会議	58	66	37	23	12
一般会議	593	473	339	270	255
研修会	339	329	293	359	285
講演会	24	26	33	12	19
イベント・ 文化活動	437	465	588	636	703
展示	17	18	19	18	16
計(件)	1,468	1,377	1,309	1,318	1,290

延べ利用日数 (日)	1,894	1,764	1,655	1,684	1,688
延べ利用人数 (人)	108,951	136,606	99,786	100,012	84,622

利用場所別の利用率(\*)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
メインホール	26.6%	25.8%	21.6%	24.7%	22.7%
会議室(大中小)	51.1%	47.3%	44.4%	46.0%	44.7%

(出典：かずさアカデミアホール事業報告書)

(\*)利用率の算定方法

メインホール：延べ利用日数/営業日数(365日)

会議室：延べ利用日数(大・中会議室の分割利用は0.5)/会議室数×営業日数(365日)

かずさアカデミアホール(以下、「当ホール施設」とする)における利用件数や利用人数は平成17～18年度を頂点として減少傾向にある。また、目的別にみても、研修会、講演会、イベント・文化活動には安定的に利用されているが、当初の設置目的であった国際会議及び学術会議の利用の減少は止まらず、当期は12件の開催に過ぎない。利用率も50%程度であり、メインホールに至っては30%に満たない。

(3)コストと収入の状況及びコストの推移

コストと収入の状況

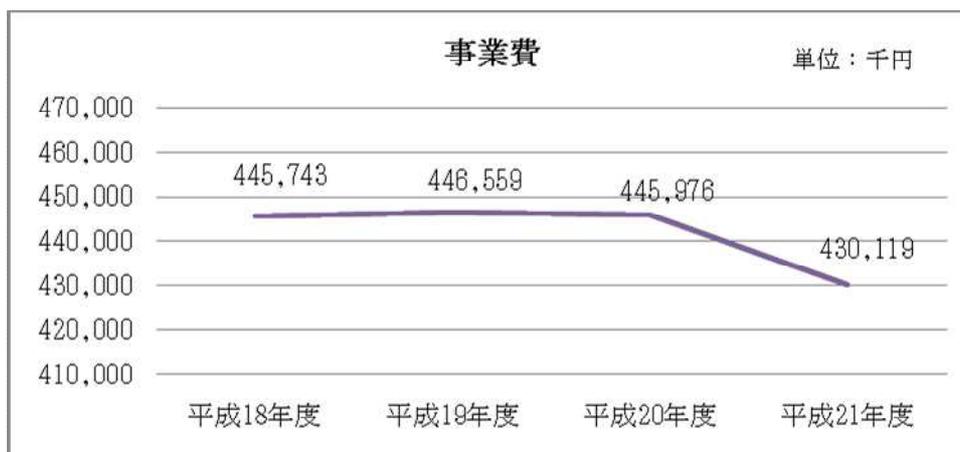
(単位：千円)

平成 18 年度	指定管理料収入	508,000	設備維持管理費	316,654
			人件費	91,676
			その他(保険料、消費税等)	37,413
	計	508,000	計	445,743
平成 19 年度	指定管理料収入	508,000	設備維持管理費	311,591
			人件費	92,586
			その他(保険料、消費税等)	42,382
	計	508,000	計	446,559
平成 20 年度	指定管理料収入	508,000	設備維持管理費	341,313
			人件費	67,209
			その他(保険料、消費税等)	37,454
	計	508,000	計	445,976

平成 21 年度	指定管理料収入	498,000	設備維持管理費	305,674
			人件費	86,949
			その他(保険料、消費税等)	37,496
	計	498,000	計	430,119

(\*)平成 18 年度および平成 19 年度の人件費は概算額を記載している。

### コストの推移



平成 21 年度より大型の委託業務（警備業務、日常管理業務、清掃業務）が随意契約から指名競争入札に変更され事業費が削減されている。

なお、当ホール施設は利用料金制を導入していないため、指定管理料収入しか計上していないが、県が受領している使用料の推移を示すと以下のとおりである。



(4)近隣の同種施設の設置状況（県内の市営や民間も含む）

同市内もしくは隣接市のホール		定員	備考
君津市民文化ホール (平成2年9月開館)	大ホール (劇場型多目的ホール)	1200席	ステージ：間口 18.0m 奥行 18.0m 高さ 9.0m すのこ高 20.8m 上手袖舞台 148.0m <sup>2</sup> 下手袖舞台 180.0m <sup>2</sup> 搬入口 間口 2.9m 高さ 3.0m
	中ホール (音楽ホール)	502席	ステージ：間口 13.0m 奥行 8.8m 高さ 10.0m スノコ高 18.0m 上手袖舞台 48.0m <sup>2</sup> 下手袖舞台 61.6m <sup>2</sup> 搬入口 間口 2.4m 高さ 3.0m
木更津市民会館 (昭和45年6月竣工)	大ホール	1134席	ステージ：間口 18.1m 奥行き 10.5m 高さ 7.0m 花道・オーケストラピット・舞台機構・照明音響各設備付
	中ホール	500人 (移動席)	ステージ：間口 10.2m 奥行き 6.00m 高さ 5.00m 舞台機構・照明・音響各設備付
	小ホール	220人 (移動席)	ステージ：間口 7.6m 奥行き 3.45m 高さ 3.5m 舞台機構・照明・音響各設備付

(出典：各施設のホームページ)

当ホール施設の大ホールの客席数は700であり、一般的にコンサートを開催する場所としては手狭である。(近隣は1000席規模)しかし、客席シートはゆったりとした高級感ある作りになっている。なお、当ホール施設には、指定管理者所有のホテル施設(オークラアカデミアパークホテル)やフィットネス施設(アクアかずさ)が併設されている。

(5)施設の現状総括

当ホール施設はかずさアカデミアパークの中核的施設として設置された。しかし、かずさアカデミアパーク事業そのものが当初の構想どおりに進展しておらず、そのため当ホール施設の利用者も伸び悩んでいる。平成23年度より「千葉県かずさアカデミアホール設置管理条例(以下、設置管理条例とする)」における設置目的を変更し、地域の産業、学術、文化等の交流の拠点として広く利用者を募ること、また、利用料金制を導入することが決まって

いるが(なお、指定管理者である(株)かずさアカデミアパークの民事再生計画の遂行により県の出資は全額減資、平成 22 年 11 月 5 日をもって完全に民間企業による運営となった)、アカデミアパーク事業の中心施設であることには変わらない。よって、施設の設置目的だけでなく当ホール施設もふくめたアカデミアパーク事業の在り方をも検討する余地がある。

当ホール施設そのものについては、デザイン重視の特殊な建築構造であるので、専門機関による詳細な劣化診断を実施し、その結果に応じて計画的な修繕の実施が課題となるだろう。

#### (6)包括外部監査の結果

指定管理者の管理運営状況評価の結果の公表について

モニタリングガイドラインには、県は指定管理者の管理の実施状況や施設の利用状況等を把握して、原則として 6 月から 8 月までに評価を行い、評価結果を 8 月末までにホームページに公表することが規定されている。しかし、当施設についての評価結果は、平成 23 年 1 月 24 日にホームページ上で公表されている。県は、次年度の施設の管理運営に活用するため、指定管理者の管理運営状況について適時に評価を行い、評価結果を公表すべきである。

ホール業務とホテル業務の区分経理について(共通費用の按分)

当ホール施設は指定管理者所有のホテル施設と物理的に一体化している。指定管理者の業務は当ホール施設とホテル施設とを区別なく行われるため、毎年度、指定管理者が作成する事業報告書において、両施設で共通して発生する費用をホール側に多く負担させるなど、真実の収支状況が報告されないおそれがある。よって、両施設で共通して発生した費用は、仕様内容など業務の実態に応じた合理的な割合で按分する必要がある。

しかし、県に提出された事業報告書において営業や経理業務、警備業務に関わる費用は、指定管理者制度導入当初に見積った割合のまま按分されており、仕様内容の変更など業務の実態の変化にともなう見直しがされていない。そのため、按分割合の見直しをすることが望まれる。

また、県側も仕様内容など業務の実態の変更にとまない指定管理者が按分割合を適宜に見直しているかどうかをチェックする必要がある。

物品管理について

#### (ア)物品一覧の更新

平成 18 年度の指定管理者制度開始後に取得した物品が物品一覧に計上されていない。また、処分あるいは所在不明となった物品が一覧から除外されていない。

指定管理期間が終了後、物品一覧に記載されている物品は、県または県が指定するものが引き継ぐことになっている(協定書第 12 条 3 項)。そのため、新たに県が購入

した物品が物品一覧に記載されていないければ、県と指定管理者のどちらの所有物であるのかについての権利関係が不明確となり、適切な引き継ぎができなくなるおそれがある。よって、購入時に購入物の品目・型番・数量などを追加記載するとともに、現物調査時に利用不能あるいは所在不明となった物品は記載を削除するなど、物品一覧を適時に更新する必要がある。

なお、物品一覧に記載された物品と現物との照合を可能とするため、現物にラベルを貼って管理することが望ましい。

#### (1) 定期的な現物調査の実施

現物調査が実施されていないため、今後は定期的な実施が望まれる。なお、担当者によって実査の精度にばらつきが生じないようにするため、各年度の現物調査の実施計画やマニュアルといった共通のルールを作成して、これに基づき実施することが望まれる。

#### (7) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

##### 専門機関による劣化診断と要修繕箇所への対応

当ホール施設は建設されてから約13年経過しており、雨漏り ガラスとコンクリートの接合面からの浸水 メインホールの外壁やレンガのひび割れなど劣化している箇所が多数見受けられる。当ホール施設はデザイン重視の特殊な建築構造であるため、専門機関に委託して詳細な調査をした上で、計画的に維持修繕をすることが望まれる。

##### 中長期修繕計画の策定について

当ホール施設や設備の改修・修繕は、必要に応じて県と指定管理者との協議に基づき決定されており、中長期にわたる修繕計画が策定されていない。改修や修繕を計画的に行うことは、施設の長寿命化につながり、ひいては管理維持コストの削減につながる。そこで、過去の修繕履歴や法定点検・劣化診断の結果から、おおよその発生コストと実施時期を見積もった修繕計画を策定することが望まれる。なお、構造が特殊であることから、必要な場合には外部専門家に委託することも考えられる。

##### 外部有識者などによる第三者評価について

施設の評価の客観性や中立性を確保するとともに、公の施設の価値を高めるためには、外部有識者などによる第三者評価を実施することが望まれる。

当ホール施設は設置管理条例の改正により、設置目的が変更された。今後はアカデミアパークの中核的施設に限らず、地域の交流の場として利用者の多様なニーズに応えることが求められる。このような設置目的に従って有効に利用されているか判断するため、外部有識者等による第三者評価は効果的であると考えられる。

ホール施設の在り方について（かずさアカデミアパーク事業の状況を含む）

「(2)利用者の利用状況の推移」から分かるように、当ホール施設の利用率は芳しくない。そもそも当ホール施設は『先端的な産業技術の国際的水準の研究開発拠点として整備されるかずさアカデミアパーク（以下、パーク事業という）の中核的施設として、国際的な学術会議その他の会議の場を提供することにより研究者の国際的な交流を促進し千葉県の産業の高度化を図るとともに、音楽会その他の文化活動の場を提供することにより文化の振興に資する』ために、平成 9 年に建設されたが、企業や研究所の誘致は進まず、パーク事業は厳しい状況に置かれている。このような状況から、国際会議や学術会議の施設の利用実績は低く滞っていたため、施設の稼働を上げるべく、平成 22 年 3 月に条例を改正し、以下の通り当施設の設置目的の変更が行われている。現在は主に一般的な研修や会議等の場としての利用が中心となっている。

現状、県は当ホール施設に対して年間 5 億円強という指定管理料を負担している上、今後建物の維持修繕費等が多額に発生することが予想されることから、今後の県のパーク事業への取り組み方針を踏まえながら当ホール施設の存在意義や在り方が検討されなければならないであろう。

改正前（平成一四年一〇月十八日条例第六四号）

（設置）

第二条

県は、民間の研究所を中心に先端的な産業技術の国際的水準の研究開発拠点として整備されるかずさアカデミアパークの中核的施設として、国際的な学術会議その他の会議の場を提供することにより研究者の国際的な交流を促進しもって本県の産業の高度化を図るとともに、音楽会その他の文化活動の場を提供することにより文化の振興に資するため、かずさアカデミアホールを木更津市かずさ鎌足二丁目三番地十二に設置する。

改正後（平成二二年三月二六日条例第十六号 平成二三年四月一日から施行）

（設置）

第二条

県は、地域における産業、学術、文化等の多様な交流の拠点として、その交流の場を提供することにより、本県の産業の高度化及び文化の振興を図るため、かずさアカデミアホールを木更津市かずさ鎌足二丁目三番地十二に設置する。

ここで、監査の事件からは少しそれるが、関連事項としてパーク事業に関して、現在までの事業経過、基本構想、全体計画の内容、現在着工中の第 1 期地区の概要及び土地の利用状況等について、以下に触れることとした。

## 【かずさアカデミアパークについて】

### 1. これまでの事業経過

- 昭和 58 年 6 月 「千葉新産業三角構想」策定
- 昭和 59 年 6 月 「上総新研究開発都市基本構想 \*」策定
- 平成 2 年 10 月 土地区画整理組合設立認可
- 平成 3 年 3 月 かずさアカデミアパーク 1 期地区整備着工
- 平成 3 年 9 月 (株)かずさアカデミアパーク設立
- 平成 6 年 10 月 かずさ DNA 研究所開所
- 平成 8 年 3 月 1 期地区基盤整備概成
- 平成 9 年 2 月 かずさアカデミアセンター施設（ホールとホテル）開業
- 平成 9 年 12 月 東京湾アクアライン開通
- 平成 15 年 2 月 土地区画整理組合解散認可
- 平成 22 年 1 月 (株)かずさアカデミアパーク民事再生申立・開始決定

### 2. かずさアカデミアパーク基本構想（上総新研究開発都市基本構想\*）

#### (1) 構想の目指すもの

東京湾アクアライン接岸地の後背地である上総丘陵に、情報通信、バイオなど先端技術産業の研究開発機能を集約させ、県内産業の高度化や県土の均衡ある発展を目指す。

#### (2) 新都市の形成

かずさアカデミアパークは、新たに研究開発機能が集積する「研究開発地区」と、既に都市機能が集積している母都市（木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市の市街地）を相互に連携して発展させていく。

#### (3) 全体計画の内容

- ・ 計画期間：21 世紀初頭に至る約 30 年間を予定
- ・ 計画規模：研究開発地区約 1,000ha
- ・ 整備方法：第 1 期地区と第 2 期地区に区分して段階的に整備を進める

### 3. 第 1 期地区の概要

- ・ 事業面積：約 278ha（木更津市約 216ha、君津市約 62ha）
- ・ 事業手法：土地区画整理事業方式（業務代行者：上総新都市開発(株)）
- ・ 事業主体：上総新研究開発土地区画整理組合（地権者：94 名）
- ・ 事業費：444 億円（土地造成 + 区画内道路整備）

#### 4. 現在の土地利用の状況

土地利用区分	整備面積 ha	立 地 施 設 数	所有区分別の内訳			
			道路・公園・上下 水道の公有地	民間企業	県	県賃借地
<b>民間研究用地</b>	<b>148.8</b>		<b>0.0</b>	<b>120.0</b>	<b>0.3</b>	<b>28.5</b>
立地（契約済）	83.3	14	0.0	73.2	0.0	10.1
未利用	65.5		0.0	46.8	0.3	18.4
<b>センター施設</b>	<b>17.7</b>		<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.6</b>	<b>17.1</b>
立地（契約済）	17.7	2	0.0	0.0	0.6	17.1
未利用	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0
<b>公的研究所・ 公益施設用地(*)</b>	<b>52.6</b>		<b>2.3</b>	<b>0.0</b>	<b>7.2</b>	<b>43.1</b>
立地（契約済）	29.0	9	2.3	0.0	0.8	25.9
未利用	23.6		0.0	0.0	6.4	17.2
<b>公園・道路・河川</b>	<b>58.9</b>		<b>58.9</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>
<b>合計</b>	<b>278.0</b>		<b>61.2</b>	<b>120.0</b>	<b>8.1</b>	<b>88.7</b>
立地（契約済）	188.9	25	61.2	73.2	1.4	53.1
未利用	89.1		0.0	46.8	6.7	35.6

(\*)給水・電源施設などの設置場所として確保している土地も含む

(出典：県提供資料)

以上が当パーク事業の概要である。当パーク事業そのものは今回の監査の対象ではないが、当ホール施設の在り方との関連もあることから、以下に2点意見を記載することとした。

#### 未利用土地について

県所有の6.7ha、県賃借地の35.6haが未利用となっている。また、民間開発事業者所有の46.8haも未利用となっている。特に県所有、県賃借地は県費が投入されていることから、未利用地で残っていることは問題である。パーク事業の活性化を図るためにも積極的に企業誘致に努めることが望まれる。

#### 将来に向けての財政負担について

県賃借地については転貸先（＝立地企業）が現れない限り県に転借料が入ってくることはなく、県が地権者に対して一方的に賃料を支払うことになる。賃借料から転貸料を差し引いた実質的に県が負担している年間の賃料は約 400 百万円（平成 22 年度当初予算では 417 百万円）である。立地企業との契約では賃貸借期間は最長で平成 64 年 3 月 31 日までとしているため、もしこのまま転貸先が現れなければ、今後最長で 40 年余りに渡って、このような県の財政負担が続くことになる。また、この状況は平成 3 年度以降 20 年余り続いており、平成 21 年度末時点で既に総額にして約 10,339 百万円を県は負担している状況である。

また、パーク事業は土地区画整備事業方式で実施しているため、賃貸借契約を解約して土地を返還しても、換地の状態では地権者は利用不能とのことである。しかも、地権者の高齢化により相続が発生したとき、共有関係にある賃借地が多数生じることになり、また相続人の所在がつかめない事態も起こりうる等、地主との間の事務処理関係コストもさらに増大するおそれがある。

県は当パーク事業の取り組みについて、これら賃借地の取り扱いも含めて、将来の財政負担を軽減する抜本的な施策を検討することが望まれる。

## 8 . 千葉県立青葉の森公園

### (1)施設の概要

設置目的	千葉市の中央部に残された貴重な樹木及び自然の地形をできる限り生かし、人々がうるおい・やすらげるよう、緑に調和した文化の香り高い総合的な公園として整備した。 また、災害時には、広域避難場所としての役割を担っている。		
設置の経緯	青葉の森公園は、我が国畜産技術研究の発祥の地として大正6年に設立された農林水産省畜産試験場の跡地を利用して建設されたものである。		
設置管理条例等	千葉県立都市公園条例第 14 条		
所管課	県土整備部 公園緑地課		
所在地	千葉市中央区青葉町		
敷地面積	53.7ha	延べ床面積	-
使用開始日	昭和 62 年 4 月 1 日	事業費	約 430 億円
主要施設	公園センター、彫刻の広場、わんぱく広場、つくしんぼの家、水の広場、駐車場等		
主な事業内容	公園の管理運營業務		
管理方法	指定管理者制度 指定管理者：財団法人千葉県まちづくり公社		
運営人員	役員 16 名（平成 22 年 7 月 1 日時点） 職員 30 名（平成 22 年 4 月 1 日時点）		
施設 HP	<a href="http://www.cue-net.or.jp/kouen/aoba/">http://www.cue-net.or.jp/kouen/aoba/</a>		

（出典：千葉県立青葉の森公園パンフレット等）

(2)施設の利用者の推移

(単位：人、台)

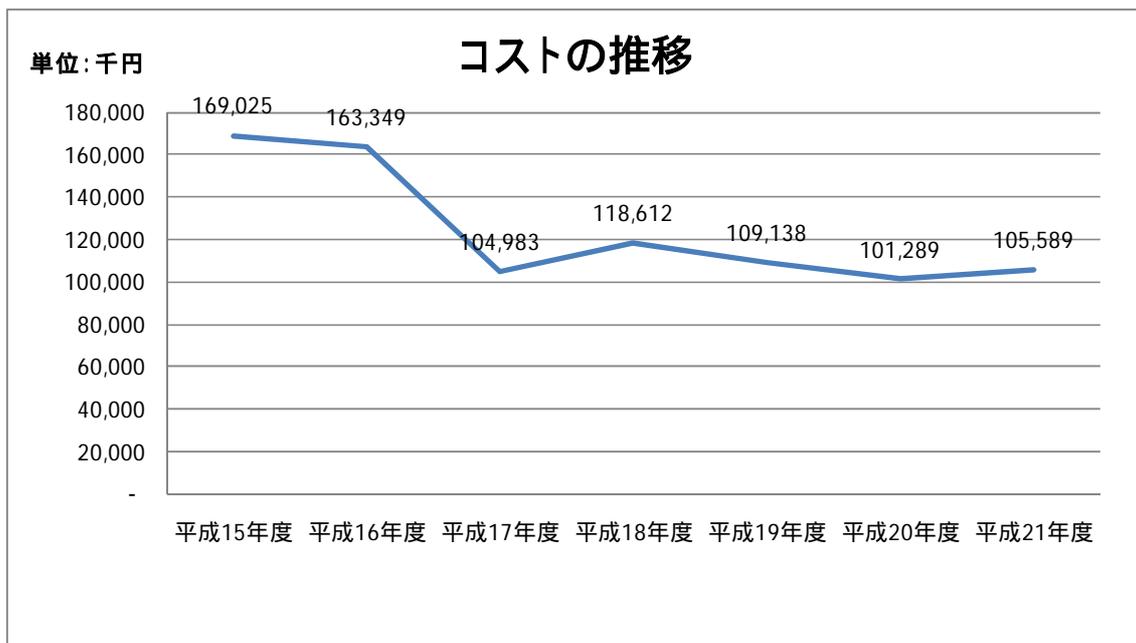
年度 / 施設	公園センター	つくしんぼの家	駐車場
平成 12 年度	86,225	117,511	128,130
平成 13 年度	89,635	140,329	147,747
平成 14 年度	79,294	150,078	133,478
平成 15 年度	82,299	153,819	143,764
平成 16 年度	67,955	88,746	144,965
平成 17 年度	72,675	101,425	153,754
平成 18 年度	85,694	137,308	172,377
平成 19 年度	84,260	144,270	180,999
平成 20 年度	90,216	146,871	185,462
平成 21 年度	89,640	152,425	193,239
合計	827,893	1,332,782	1,583,915

(出典：青葉の森公園緑の相談利用者実績一覧、青葉の森公園 有料施設管理状況表、駐車場利用状況)

青葉の森公園の利用者は微増傾向にある。

(3)コストの状況及び推移

コストの推移



(出典：「施設に関するコストの発生状況」、駐車場利用状況)

上記「コストの推移」は、県が負担すべきコストを示している。指定管理者制度を採用した平成 18 年度から利用料金制を導入し、駐車場利用料金収入は指定管理者の収入となっている。そのため、純粋に県が負担するコストとしての比較可能性を担保するため、上記グラフ中、平成 17 年度以前の数値については駐車場利用料金収入を控除している。

#### (4)近隣の同種施設の設置状況（県内の市営や民間も含む）

近隣の同種施設には、千葉ポートパーク、千葉公園、稲毛海浜公園、幕張海浜公園、花島公園、検見川総合運動場、加曽利貝塚公園、千葉市平和公園、泉自然公園、大百池公園、泉谷自然公園、昭和の森公園がある。

#### (5)施設の現状総括

青葉の森公園は、我が国畜産技術研究の発祥の地として大正 6 年に設立された農林水産省畜産試験場の跡地を利用して建設された。

昭和 62 年にスポーツゾーンの供用開始を皮切りに、その後、平成元年に中央博物館生態園、平成 2 年に彫刻の広場・西洋庭園、平成 4 年に芸術文化ホール、平成 5 年におはなみ広場・さくら山、平成 7 年には公園センター・わんぱく広場と順次供用され、平成 8 年につくしんぼの家・水の広場の供用で全面供用となり、現在に至る。

青葉の森公園の施設は主に公園センターとつくしんぼの家である。公園センター及びつくしんぼの家の建設は平成 7 年度であり、施設は老朽化していない。また、現在の耐震化基準の設定後に建設された施設である。

#### (6)包括外部監査の結果

##### 物品管理について

青葉の森公園の担当者に備品出納簿と現物とのチェックを定期的実施しているかヒアリングしたところ、物品の取得や除却の際には備品出納簿の更新をするが、備品出納簿と現物とのチェックは定期的実施していないとの回答を得た。

備品出納簿と現物とのチェックは、備品出納簿が現在の物品の状況を正しく反映しているか確認でき、また物品の所有権が明確となることから、物品管理上は重要な手続である。

物品の所有権を明確にしていないと、県と指定管理者との間で物品の所有権を巡って問題が発生する可能性がある。すなわち、物品の所有権が県か指定管理者かが明確でないと、仮に、現在の指定管理者である千葉県まちづくり公社が指定管理者でなくなった場合に、次の指定管理者に県の物品を引き継ぐことが困難になる。

従って、物品管理については県所有物品と指定管理者所有物品の区別を明確にした備品出納簿を整備するとともに、定期的に備品出納簿と現物のチェックを実施して物品を適切に管理することが望まれる。

青葉の森公園の現場視察に際して、備品出納簿と現物との確認をサンプルベースで実施した。この結果、望遠鏡について、備品出納簿に記載があるものの、現物の確認ができなかった。また、備品出納簿に記載されている箇所とは別の箇所に存在する物品があった。具体的には、ベッドについて、備品出納簿上は公園センターに存在することとなっているが、実際にはつくしんぼの家に現物があった。

#### (7) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

##### スポーツ施設の千葉市への管理許可

青葉の森公園内にあるスポーツ施設（野球場、陸上競技場、テニスコート、弓道場）は、県の所有であるが、県が千葉市に管理許可していることにより、管理は千葉市で行っている。なお、管理許可に伴う使用料については、千葉市民に限らず広く県民に利用されており、又、管理運営は千葉市負担で実施している等の理由から、使用料を免除している。

スポーツ施設の大規模修繕については、別途千葉市との間で協定が結ばれており、県が大規模修繕を行うが、これに要する費用の負担については、千葉市と別途協議することになっている。例えば、平成 22 年の「県立青葉の森公園陸上競技場補修工事に係る経費の一部負担に関する協定書」では、千葉市が補修工事費の 5 割を負担する旨の取り決めがなされており、このため、県の補修工事費の負担は 5 割となっている。

今後、県では、財政負担の適正化を図る観点から、千葉市との負担割合を検討することが望まれる。又、協定によりその都度負担割合を協議するのであるなら、当該協議された負担割合の理由を明確にし、説明責任を果たせるようにしておくことが望まれる。

##### 施設の長寿命化計画の策定

青葉の森公園の主な施設の公園センター及びつくしんぼの家は建設が平成 7 年度であり、今すぐに耐震性や老朽化が問題となるものではない。また、平成 22 年度中に平成 23 年度から 10 年間の計画的な長寿命化計画を策定中である（往査日現在は具体化せず）。

しかし、建物等の施設は、いずれは老朽化するものであり、定期的かつ計画的な修繕を実施することで施設の長寿命化及びライフサイクルコストの最小化を図ることができる。

平成 23 年度から 10 年間の長寿命化計画を平成 22 年度中に策定し、計画的な修繕を実施することが望まれる。

## 9. 千葉県総合スポーツセンター

### (1) 施設の概要

設置目的	<p>県民の健康及び体力並びに競技力に関し、スポーツ科学に基づき相談及び指導を行うとともに、体育（スポーツを含む。以下同じ。）に関する施設を一般公衆の利用に供することにより、県民の健康及び体力の保持増進並びにスポーツ選手の育成及び強化を図り、もって体育の普及及び振興並びに県民の体位向上及び文化の発展に資することを目的として設置された。</p>		
設置の経緯	<p>県民の健康体力の保持増進及び競技力の向上を図るために、昭和40年代を中心に建設された。昭和48年開催の国民体育大会のメイン会場となって以来、本県スポーツの発展・躍進時に県の中核的スポーツ施設として千葉県スポーツの普及・振興の中心としての役割を担ってきた。</p>		
設置管理条例等	<p>千葉県総合スポーツセンターの管理等に関する条例          千葉県総合スポーツセンター管理規則          千葉県総合スポーツセンターの管理等に関する取扱要綱 など</p>		
所管課	<p>教育庁教育振興部 体育課</p>		
所在地	<p>千葉県千葉市稲毛区天台町 323 番地</p>		
総敷地面積	426,923 m <sup>2</sup>	建物延面積	38,421 m <sup>2</sup>
使用開始日	昭和 41 年 4 月	取得金額 (当初建設費)	5,289,333 千円
主要施設	<p>スポーツ科学センター、陸上競技場、野球場、ソフトボール場、庭球場、サッカー・ラグビー場、体育館、弓道場、武道館、宿泊研修所など</p>		
主な事業内容	<p>各種施設の貸出し          各種イベント、講習会・研修会、スポーツ教室の開催</p>		
管理方法	<p>指定管理者制度          指定管理者：千葉県体育協会・まちづくり公社グループ</p>		
運営人員	<p>53 名</p>		
施設 HP	<p><a href="http://www.cue-net.or.jp/kouen/sportscenter/">http://www.cue-net.or.jp/kouen/sportscenter/</a></p>		

(出典：施設パンフレット、千葉県総合スポーツセンター指定管理者募集要項など)

### 各競技施設の概要

施設	敷地 (㎡)	建物延 面積 (㎡)	完成	総工事費 (千円)	収容人数 (人)	備考
スポーツ科学 センター	3,488	5,791	平 11.3	2,767,603	-	トレーニングルーム(第1・第2) 形態・体力測定室 研修室(第1～第4) 多目的アリーナ 研究関連諸室など
陸上競技場	37,500	6,626	昭 41.7	424,000	30,000	第1種後任競技場 全天候型舗装
第2陸上競技場	23,000	-	昭 41.10	21,000	3,000	第3種後任競技場 全天候型舗装
野球場	23,400	3,574	昭 43.7	310,000	27,000	本塁センター間 120 m 本塁両翼間 92m
軟式野球場	11,500	-	昭 43.3	7,800	-	軟式野球場 2面 両翼 80mセンター 共通
ソフトボール場	4,500	-	昭 43.3	5,800	-	本塁センター間 60 m 両翼 60m
庭球場	20,000	475	昭 41.10	75,500	6,000	砂入り人工芝舗装 16面
サッカー・ラグビ ー場	32,000	400	昭 45.3	76,000	2,500	サッカー場、 ラグビー場兼用 2面
体育館	12,500	7,774	昭 47.7	644,000	3,104	コート 2面、補助一 面 (バレー、バスケ)
弓道場	4,450	908	昭 47.3	59,000	-	近的 10人立 遠的 6人立
武道館	7,445	5,144	昭 56.3	749,300	624	第1道場 畳 512畳 第2道場 畳 270畳

宿泊研修所 (宿泊室休止中)	6,188	3,477	昭 42.6	149,330	-	大ホール1室 200名 研修室3室 230人 和室(15畳)2室 50人 応接室1室 宿泊室24室 192人
-------------------	-------	-------	--------	---------	---	--

(出典：千葉県教育委員会ホームページ「平成21年度千葉県の体育・スポーツ」)

## (2) 施設の利用者の推移

(単位：人)

施設名	平成17年度 (*1)	平成18年度 (*1)	平成19年度	平成20年度	平成21年度
スポーツ科学センター	120,391	122,285	124,861	121,402	132,132
陸上競技場	215,573	171,421	119,689	115,603	126,784
第2陸上競技場	183,455	148,061	87,522	88,121	63,076
野球場	30,798	22,530	19,610	22,926	58,210
軟式野球場	35,061	51,347	31,511	26,803	18,531
ソフトボール場	20,711	22,310	19,425	18,020	10,349
庭球場	112,037	130,606	71,364	61,135	69,436
サッカー・ラグビー場	41,306	28,837	15,458	6,269	13,523
体育館	67,738	115,926	66,433	56,315	56,591
弓道場	19,127	22,095	23,644	23,698	26,579
武道場	60,157	91,077	55,736	46,865	51,916
宿泊研修所(*2)	21,529	28,155	21,072	25,169	15,274
計	927,883	954,650	656,325	612,326	642,401

(\*1)平成17・18年度の利用者数は、事前に利用届け出があった人数であり、実際利用者数ではない。

(\*2)平成20年3月31をもって宿泊室を休止したため、以後は大ホール・研修室利用者数となっている。

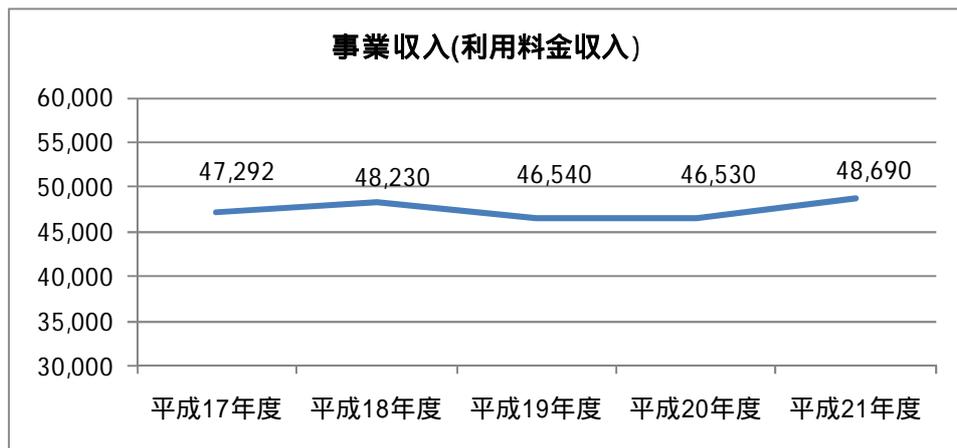
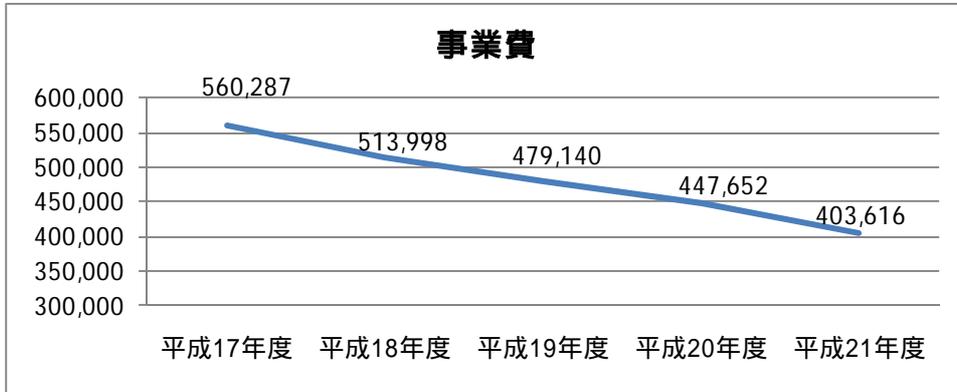
(出典：県提供資料「施設別 月別利用状況一覧」)

当施設は平成21年度から指定管理者制度を導入している。これによりスポーツ科学センターや庭球場においては自主事業による利用者の増加の傾向がみられる。その他の競技施設においては施設改修のための利用停止など影響により利用者数にばらつきがあるものの、概ね横ばいか減少傾向にある。

(3)コストと収入の状況及びコストの推移

コストと収入の状況及び推移

(単位：千円)



(出典：県提供資料「平成21年度事業報告書」「施設運営収支の推移」)

当施設の運営管理は、開設当初は県教育委員会の直営で、平成5年度～18年度までは県教育委員会の外郭団体「千葉県スポーツ振興財団」に管理委託されていた。同財団が解散した平成19年度からは再び県教育委員会の直営となっていたが、平成21年度より指定管理者制度が導入され、それと同時に利用料金制が採用されている。平成21年度に県が支出した指定管理委託料は、333,165千円であった。

事業収入(利用料金収入)は概ね横ばいである。事業費については、職員の削減や受付業務の一元化、指定管理制度導入後は園地維持管理業務の内製化などを実施することにより下落傾向にある。

(4)近隣の同種施設の設置状況（県内の市営や民間も含む）

千葉市内及び千葉市に隣接する市にある主なスポーツ施設

施設名	所在市	主な競技施設
青葉の森スポーツプラザ	千葉市	陸上競技場・野球場・庭球場・弓道場
千葉公園	千葉市	野球場・庭球場・体育館
千葉マリスタジアム	千葉市	野球場・サッカー場・ラグビー場
千葉ポートアリーナ	千葉市	メインアリーナ・サブアリーナ・トレーニングジム・エアロビクススタジオ
美浜ふれあい広場	千葉市	野球場・サッカー場・ゲートボール場
秋津運動公園	習志野市	野球場・サッカー場・テニスコート
県国際総合水泳場	習志野市	メインプール・サブプール・初心者プール・飛込プール・トレーニング室
市原緑地運動公園	市原市	野球場・陸上競技場・テニスコート、臨海プール、体育館
市原市中央武道館	市原市	大道場・弓道場・エアライフル場・相撲場

（出典：県提供資料、千葉市スポーツ振興財団ホームページなど）

千葉県総合スポーツセンターは、日本選手権・国民体育大会・国際的な競技会などが開催可能な第1種公認陸上競技場を所有する県内唯一の施設である。国民体育大会（昭和48年若潮国体、平成22年ゆめ半島千葉国体）の会場になった。

また、当施設の野球場では、全国高等学校野球選手権千葉大会の各試合を実施するなど、各種県大会や関東大会などの開催には欠かせない県の中核的なスポーツ施設として位置づけられている。

(5)施設の現状総括

当施設内の競技施設の多くは建設から40年余り経過しており、維持修繕や建替更新の必要性が高まっている。陸上競技場以外の主要な競技施設については耐震工事をふくむ大規模改修がされておらず、また、実施する際の事業費も膨大となることを考えると、中長期にわたる修繕計画の策定が主要な課題となるだろう。

また、県民の体育・スポーツの振興を設置目的としている以上、県の教育委員会の関与も必要とはされるものの、指定管理者制度を導入したからには、徐々に民間色を強め、民間のノウハウを活用して効率化を図ることが期待される。

(6) 包括外部監査の結果

指定管理者の決算書の入手について

県は当施設の運営主体である指定管理者の決算書を、3年毎に実施される外部有識者等による第三者評価の際に入手しているが、毎年は入手していない。

指定管理者の経営状況・財務状況を適時に把握するため、県は指定管理者の決算書を毎期入手して事業継続能力の評価を実施することが望まれる。

耐震改修を含む修繕への対応について

当施設は、開設後40年余りが経過しているため、これまでも都度修繕は行っているものの、維持修繕や建替更新の必要性が高まっている。また、当施設内には、耐震性能が低い競技施設・建物などがある。「県有建築物の耐震化状況」【平成22年4月1日現在】において、当施設内のいくつかの競技施設等について以下のように評価されており、耐震性能が低く、補強の必要があると判断されている。

施設名	Is 値	完成年月	現在の利用状況
宿泊研修所	0.22	昭和42年6月	左記Is値が該当する2階第2研修室は耐震性能が低いため利用禁止
野球場	0.37	昭和43年7月	利用規制なし
体育館	0.45	昭和47年7月	利用規制なし

地震時における施設利用者の安全を確保するためには、耐震改修が必要である。当施設は千葉市における災害時の広域避難場所に指定され、防災上の拠点にもなっているため、対応が急務といえる。

例えば、野球場の屋根については、目視でも大規模地震が生じた場合には崩落する可能性もあるように見受けられる（次頁写真参照）。実際、上記耐震化状況においても耐震性能が低いと判断されているため、利用者の安全確保の観点から、適切な処置を早急に検討する必要がある。

---

Is 値の目安について（平成18年1月25日 国土交通省告示第184号【別表第6】より）

0.3未満・・・地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い

0.3以上0.6未満・・・地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある

0.6以上・・・地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い



さらに、特に Is 値が著しく低いと判断されている宿泊研修所に関しては、今後の利用方法を含めた計画を早急に策定する必要がある。

#### 物品管理について

##### (ア)物品管理台帳と現物との照合について

物品購入の都度管理台帳は更新されているが、その後、管理台帳に記載された物品と現物との照合がされていないため、現物調査の際など適時に実施する必要がある。物品管理台帳と現物とを照合をするため、現物にラベルを貼って管理することが望ましい。しかし、使用の過程でラベルが剥がれてしまうこともあるので、購入した物品の写真を撮影して管理台帳に記録するなど、物品の管理方法を検討することが望まれる。

##### (イ)所有者不明の物品の管理について

過去に競技団体が持ち込んだ冷蔵庫など所有者不明の物品が当施設内に見受けられた。そのため、指定管理期間終了後の引き継ぎ時に、権利関係が不明確であることが原因で引き継ぎが適切に行われないことや、これらの物品の使用により施設利用者に事故が起きた場合の責任の所在などについて懸念が生じるところである。

協定上、こうした所有者不明の物品についての取り扱いを明確にし、今後は所有者不明の物品が生じない体制を構築することが望まれる。

##### (7)包括外部監査の結果に添えて提出する意見

###### 教育財産使用許可に基づく建物の貸与（使用料全額免除）について

県は、以下のとおり、県のスポーツ関係団体などに対し教育財産使用許可に基づく建物の貸与（使用料全額免除）を実施している。

団体名	県との関係など (出資・人事関係 OB 除く)	入居場所	全額免除で使用を許可する理由
財団法人千葉県体育協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県教育庁補助金(業務管理費・運営事務費・事業費) 交付( H21 年度実績 35,669 千円)</li> <li>・県からの出向者(現在 3 名)</li> </ul>	スポーツ科学センター 2F	競技団体 45、地域団体 33、学校団体 2、準加盟団体 5 を擁する県内最大のスポーツ団体であり、本県の重要施策である各種スポーツ関連事業を実施し、各加盟団体の指導及び調整に当たっており、その事務局事務室として使用することが、当センターの使用目的にも合致するため。
財団法人千葉県レクリエーション協会	該当なし	宿泊研修所 2F	県内のスポーツ・レクリエーションの振興及びレクリエーション活動の普及事業、県民のスポーツ・レクリエーション活動への支援事業、また加盟団体の諸活動への支援事業遂行のため必要な事務局事務室として使用することが、当センターの使用目的にも合致するため。
千葉県体育指導委員連合会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県教育庁補助金(事業費) 交付( H21 年度実績 2,582 千円)</li> <li>・県からの出向者(現在 1 名)</li> </ul>	宿泊研修所 2F	県内 56 市町村(県内 19 地区市)の体育指導委員を統括し、地域スポーツの推進を図り、千葉県体育指導委員に関する業務や関東・全国体育指導委員協議会の連絡調整など、同連合会の事務局として使用することが、当センターの使用目的にも合致するため。
広域スポーツセンター事務局	H13 年度から、文科省事業(広域スポーツセンター事業)の事務局事務室として使用。H21 年度からは、同室は現在体育課所管として、同事業に係る打ち合わせ等に使用している。	スポーツ科学センター 2F	該当なし

千葉県高等学校PTA 連合会	該当なし	宿泊研修所 1F	県下公立高等学校の生徒、保護者及び教師が総力を結集し生徒の幸せと健全育成を願うことを目的に結成され、僅かな負担金（年間90円/人）によって運営されている団体であるため。
千葉県高等学校文化連盟	・県教育庁補助金（事業費） 交付（H21年度実績5,000千円）	宿泊研修所 1F	全国高等学校総合文化祭への派遣、千葉県教育委員会と共催で千葉県高等学校文化祭の開催など県内高等学校生徒による芸術文化活動の健全な向上発展を図ることを目的とした公益的な事業を実施している団体であるため。
千葉県文化財保護協会	・県教育庁補助金（事業費） 交付（H21年度実績100千円）	宿泊研修所 1F	県又は外部からの委託による文化財の調査・保存を行い、歴史の象徴である文化財への関心と理解を深め、県民の郷土愛を涵養し、歴史段階を正しく自覚するため、文化財の保護・活用・普及に関する公益的な事業を実施している団体であるため。
国際千葉駅伝組織委員会	・県教育庁負担金（大会運営）納付（H21年度実績16,000千円）	宿泊研修所 1F	千葉県及び千葉県教育委員会が主催する国際千葉駅伝の組織委員会の事務所として使用することが、当センターの使用目的にも合致するため。

県の教育財産管理規則に基づくとはいえ、優遇した条件で貸し出すのは、他の一般の施設利用者との公平を欠くことになる。そこで、理由の合理性を再考した上で、必要に応じて見直しを検討することが望まれる。

#### 指定管理者への応募増加の施策について

県は当施設について平成21年度から指定管理者制度を導入している。指定管理者の募集は公募により行われたが、応募したのは現在の指定管理者である「千葉県体育協会・まちづくり公社グループ」1団体のみであった。公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上及び経費の削減などを図るためには、複数応募者間の

比較による評価を前提とした指定管理者（候補者）の選定が望ましい。

初回の公募時に 1 団体のみしか応募がなかった原因を分析し、次回公募時には公募条件等の見直しを行うことが望まれる。

なお、そのための具体的な見直し方法としては、利用料金設定の弾力化、屋内広告の設置、駐車場の有料化等についての条件を緩和することも検討すべきと考えられる。

#### 大駐車場の有料化の検討について

当施設では駐車場が無料で開放されている。特に大駐車場は普通車を 875 台収容できる大規模なものであるため、有料化された場合の事業規模から推定すると、多くの駐車料金収入が期待される。

そのため、施設利用者の便宜なども総合的に考慮する必要はあるが、駐車場の有料化を検討することが望まれる。

#### バリアフリー対応について

陸上競技場や野球場を除き、多くの施設が競技観戦者のためのバリアフリー対応となっていない。観戦者の便宜を配慮して、計画的にバリアフリーの導入が望まれる。

## 10. 千葉県文書館

### (1) 施設の概要

設置目的	<p>県の公文書、房総の歴史を跡づける古文書その他の資料を系統的に収集保存しその活用を図るとともに、県の行政に関する情報を提供し、県民の皆様の郷土に対する理解を深め、また、県政に対する関心にこたえるために設置されたものである。</p>		
設置の経緯	<p>昭和47年度予算に文書保存施設建設のための調査費が計上されたことを受け、同年6月には千葉県総合文書資料館建設調査委員会が発足し、建設へ向けて調査を進め、昭和48年2月には基本構想を決定した。委員会は同年4月には千葉県立文書館建設調査委員会と名称が変更され、同年6月には建設用地を内定し、昭和49年3月には建築設計が完了していたが、昭和48年のオイル・ショックによる財政難で建設事業は凍結された。</p> <p>昭和56年4月、千葉県第二次新総合5か年計画が策定され、この中で「伝統文化の継承」がうたわれ、文書館の設置が明記された。この5か年計画のもと新たに文書館設立の構想が検討され、昭和58年9月には、現在の場所に新築することを内容とする報告書がまとめられ、昭和59年11月には文書館の基本計画が策定され、「公記録の保存」「古文書の保存」「情報提供の重視」など五本の柱が掲げられた。</p>		
設置管理条例等	千葉県文書館設置管理条例、千葉県文書館管理運営規則		
所管課	総務部 政策法務課		
所在地	千葉市中央区中央4丁目15番7号		
敷地面積	2,209.36 m <sup>2</sup>	延べ床面積	6,009.48 m <sup>2</sup> (地上7階地下1階)
使用開始日	昭和63年6月15日	取得金額 (当初建設費)	土地 990,456千円 建物 1,939,582千円 その他 140,695千円
主要施設	展示室、行政資料室、事務室、閲覧室、多目的ホールなど		

主な事業内容	文書等を収集し、整理し、及び保存すること。 文書等を閲覧、展示その他の利用に供すること。 県の施策、県勢等に関する行政情報を提供すること。 文書等に関する調査研究並びに資料集等の編さん及び刊行を行うこと。 各種の講座、講習会等を開催すること。 その他文書館の設置の目的を達成するために必要な業務		
管理方法	直営		
運営人員	職員：16人、嘱託：45人		
役員数		人員数	
施設 HP	<a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/bunsyokan/">http://www.pref.chiba.lg.jp/bunsyokan/</a>		

(出典：情報源泉：千葉県文書館設置管理条例、千葉県文書館管理運営規則、パンフレット、県提供資料)

## (2) 施設の利用者の推移

(単位：人)

年度	行政資料室 (含1階)	閲覧室	講座・講演会等	展示	その他 (ビデオシアター 利用者等)
平成17年度	9,853	2,493	1,654	6,864	2,279
平成18年度	10,186	2,255	1,296	7,361	2,588
平成19年度	9,294	2,069	1,684	4,061	3,683
平成20年度	10,282	1,561	1,263	3,020	3,622
平成21年度	8,621	1,497	1,275	5,893	1,213

(出典：県提供資料)

展示以外の施設利用者は減少傾向にある。平成21年度に展示の利用者が増加しているのは、県民への文書館の周知のため、企画展を積極的に実施することになったことによるものである。

(3)コストと収入の状況及びコストの推移

(単位：千円)

		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳出	報酬	73,502	73,598	71,415	73,159	86,149
	共済費	10,145	10,067	9,709	9,764	11,624
	報償費	214	238	292	222	271
	旅費	316	321	353	312	379
	需用費	26,317	27,620	27,614	27,729	26,236
	役務費	1,780	1,404	1,506	1,504	1,554
	使用料	7,063	6,997	6,467	7,227	6,676
	備品購入費	201	250	249	209	68
	委託料	301,264	248,410	221,210	183,284	42,920
	負担金	146	133	106	106	106
	公課費	8	8	8	8	8
	計	420,956	369,046	338,929	303,524	175,991
歳入	使用料	9	8	8	24	24
	雑入	20,513	15,747	15,148	14,529	10,798
	計	20,522	15,755	15,156	14,553	10,822

(出典：県提供資料)

委託料が平成20年度183,284千円から平成21年度42,920千円と著しく減少しているが、これは平成3年度から平成20年にかけて18か年計画で「千葉県史」全51巻(『千葉県の歴史』39巻、『千葉県の自然誌』12巻)編さん事業を財団法人千葉県史料研究財団に委託していたが、当事業が終了し、当該事業の委託料がなくなったことによる減少である。

(4)近隣の同種施設の設置状況(県内の市営や民間も含む)

千葉県内の市町村の公文書館は設立されていない。但し、中央図書館(情報・資料の提供等)と博物館(自然と歴史に関わる資料・情報を収集・蓄積)が類似施設として挙げられる。図書館は情報・資料の閲覧が主要な業務であり、博物館は収集・蓄積した資料・情報を展示することが主要な業務となっている。これらに対し、文書館では、文書等の収集・整理・保存が主な業務であり、資料の劣化・損傷を防止するため、くん蒸、修復等を行い、文書等の保存を行っている。このため、文書館では文書等の保存に適した環境が備わっており、類似する図書館・博物館とは目的が異なるものである。

(5)施設の現状総括

千葉県文書館は昭和63年の建設から22年が経過している。目視において、内装では3階書庫系統の空調機のサビ、多目的ホールの利用者が机を移動させる際にできたと思われる壁の傷が見受けられたが、緊急な対応を要すると考えられる損傷等は発見されなかった。

しかし、外壁は過去にタイルが剥落した箇所があり、剥落した箇所周辺の浮き上がったタイルを剥がす処置を実施している。その他の外壁でも、タイルのひび割れが生じている箇所があった。タイルの落下による事故防止のため、平成21年度に防護ネットの設置が行われ

た。但し、この対策は恒久的な対策ではないため、所管課としては、今後の対策を検討している。

また、公文書等の管理に関する法律が平成 21 年 7 月 1 日に公布され、平成 23 年 4 月に施行が予定されており、同法 34 条に「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するように努めなければならない。」と努力規定となっている。法の趣旨にのっとり、県でも文書館の機能の充実に努めていくことが必要となる。

#### (6) 包括外部監査の結果

##### 千葉県文書館での保存文書等の範囲

千葉県行政文書管理規則第 12 条で「保存期間の種別が長期であり、かつ、当該文書による事務の処理が終わった会計年度の翌年度から起算して二十年を経過している文書は、(中略)千葉県文書館の長が引き継いで、保存するものとする。」とされている。当規則に該当する行政文書は同第 2 条第 1 項 4 号で本庁及び出先機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等とされており、知事部局の管理の文書等のみが該当している。知事部局以外の文書等については、各局等の行政文書の管理に関する規程に基づいて、各局にて保存が行われている。しかし、各局等の行政文書の管理に関する規程では千葉県行政文書管理規則とは異なり、保存期間の種別が長期の文書等についての保存方法にまで言及されていない。

ここで千葉県文書館の設置目的を鑑みると、千葉県文書館設置条例第 2 条で「県は、公文書、古文書その他の歴史的な資料(以下「文書等」という。)の散逸及び消滅を防止し、これを後世に継承するとともにその活用を図り、もつて県民の郷土に対する理解を深めるため、及び県の行政に関する情報を県民に提供し、もつて県民の県政に対する関心にこたえとともに県民の利便に資するため」としている。この千葉県文書館設置条例第 2 条では文書等について、行政文書は知事部局に限定している記述はない。文書館の設置目的からすると、文書館で保存する文書は保存期間が長期である行政文書や保存期間が有期である歴史的・文化的価値のある行政文書であり、その対象は知事部局に限定せず、県民の利便に資するために県全体の行政文書を対象とするものとする。

また、公文書等の管理に関する法律が平成 21 年 7 月 1 日に公布され、平成 23 年 4 月に施行が予定されている。同法 34 条に「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するように努めなければならない。」と努力規定となっているが、法の趣旨にのっとり、文書等の範囲について、再度検討することが必要である。

## 物品管理について

### (7) 物品の現物確認

千葉県財務規則第 183 条では「物品は、毎年度末の残高を翌年度に繰り越して使用しなければならない。」とあるが、同規則第 116 号様式(207 条 1 号)備品出納簿と現物の突合が困難な状況にあり、物品の定期的な現物確認は行われていない。

同規則の趣旨に則り、定期的な物品の現物確認を行う必要がある。

#### (1) 備品出納簿による管理状況

千葉県財務規則第 202 条では「物品を受け入れたときは、当該物品に本庁における各課又はかいの名称及び番号を付さなければならない。」とあるが、文書館 4 階閲覧室の椅子には物品ラベルが貼付されていない椅子が存在した。

また 4 階の閲覧室に置かれている椅子(物品)に貼られている物品ラベルの記号番号が「ま-12-61」となっており、その内容が、品目「木製書架」の最初の文字がマ行の「ま」で 12 は品目の「木製書架」を表し、「61」は 61 脚目を表しているとのことであるが、備品出納簿にある品目「木製書架」の閲覧椅子は在庫数 49 となっていた。毀損で廃棄したことも考えられるが、文書館では具体的な数までは把握できていない。

前述のとおり、備品出納簿と物品ラベルの整合がとれていなく、物品の管理が十分に行われていない。

### (7) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

#### 文書館の管理体制の考慮(指定管理者等との比較)

指定管理者制度の導入は、行政改革・規制改革や民間委託推進の下、多様化する住民ニーズに応えるとともに、より効果的・効率的に公の施設の管理運営を行うために民間の能力を活用し、対住民の行政サービス向上を図るものとされ、自治体による直営での行政サービスの実施を否定するものではない。直営による行政サービスの提供と指定管理者による行政サービスの提供とのどちらが効果的・効率的であるかの選択が可能になったということであり、運営方式の選択肢が広がったものである。

地方自治法の改正により指定管理者制度の移行初年度には、導入の検討を実施し、直営の理由を「県行政情報の提供、県行政文書の保管など県庁全体の行政文書事務の一部を担っている施設であり、県による管理が必要である。」としていたが、その後の導入の再検討を実施していない。他県では公文書館に指定管理者制度を導入している県もあり、協定書等で守秘義務を設ければ、指定管理者制度とした場合の弊害も回避できるものと考えられる。文書館の設置目的も考慮した上で、行政サービスの有効性・効率性・経済性等の比較分析を行い、運営方式を再検討すべきである。

### 文書等の保存方法の検討

現状では、書庫スペースの90%超が埋まっている状態である。行政文書（従来通り知事部局のみ）を受け入れていくと、平成25年度にスペースが無くなる見込みである。書庫スペースの確保のため、書庫内の固定式書架箇所の電動式書架への移行に関する予算申請も行われているが、県の予算との兼ね合いから電動式書架の導入が遅延することも考えられ、その場合、必要と見込まれる将来の書庫スペースの確保が困難となる可能性がある。

また、書庫スペースは既に相当割合が埋まっている状況ではあるが、現状の行政文書の保存対象は知事部局の行政文書のみとなっている。公文書等の管理に関する法律第34条の規定に対応するためには、保存する場所や仕組み等、保存文書等の管理の在り方について県としての方針を決め、その方針に基づいて、当施設の今後の利活用を抜本的に検討すべきである。

文書館では行政の他、房総の歴史に跡づける古文書等の収集保存も目的としているが、古文書等は他の類似の施設での保存の可能性について検討の余地があるものと考ええる。

### 文書館の修繕履歴

文書館としての過去の修繕履歴について、一般的に把握しているリスト等はなく、修繕履歴を取り出そうとする場合には、文書館の需用費の補助元帳の中から「修繕」の文言をピックアップして修繕履歴リストを作成することになる。過去の修繕履歴リストは、施設の長寿命化や計画的な修繕の実施といった施設の維持管理に有用なものであり、施設の状況を把握するためにも作成すべきであると考ええる。

### 文書館の修繕計画

公式な計画書ではないが、文書館としての年度毎の修繕計画は作成されている。しかし、予算との兼ね合いから、老朽化に伴う緊急性の高い他の公の施設の修繕が優先されることになっているため、この計画に沿った修繕が行われているとはいえない状況である。

この点でも全庁ベースでの修繕計画の策定に資するために、施設の現状、施設としての修繕計画、過去の修繕履歴等を作成し、全庁的な対応を図っていく必要がある。

### 点検マニュアル

法定点検等は外部委託しており、その必要な点検事項の網羅性は仕様書に記載してあるとの認識でいる。しかし、県において点検項目、作業手順等を規定した点検マニュアルを作成した方が、内部・外部問わずに周知することができ、モニタリングも可能なものとする事ができる。この点、文書館としても点検マニュアルの作成を今後

行う予定としている。

## 11. 千葉県西部防災センター

### (1) 施設の概要

設置目的	県民に災害及び防災に関する知識を修得する機会を提供することにより防災思想の普及及び啓発に資するとともに、防災用資機材を備蓄することを目的とする。		
設置の経緯	<p>都市化の進展の著しい県西地域では、大規模な地震等による災害が発生すると他の地域に比べ被害が拡大するおそれがあり、被害を最小限にとどめるためには防災関係機関と地域住民が一体となって対応する必要がある。</p> <p>このため、日頃から都市住民を始め広く県民に対し、防災意識の普及を図るための体験学習施設として、また、大規模災害時における応急資機材の備蓄、搬送基地としての機能を発揮する備蓄倉庫を具えた都市型の防災センターとして当センターは設置された。</p>		
設置管理条例等	千葉県防災センター設置管理条例、千葉県防災センター管理規則		
所管課	総務部 消防地震防災課		
所在地	千葉県松戸市松戸 558-3		
敷地面積	10,000.00 m <sup>2</sup>	延べ床面積	3,232.17 m <sup>2</sup>
使用開始日	平成 10 年 6 月 1 日	取得金額 (当初建設費)	2,648,680 千円
主要施設	ホール展示、視聴覚室、地震体験室、風水害体験室など		
主な事業内容	<p>災害の疑似体験による防災啓発</p> <p>大規模災害用救援物資に関する備蓄</p>		
管理方法	直営		
運営人員	16 名 ( 県 6 名【兼務】、(財)千葉県消防協会職員 4 名【常駐】、受付案内 10 名【委託】 )		
施設 HP	<a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/bousai/bousai/seibu/index.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/bousai/bousai/seibu/index.html</a>		

( 出典：県提供資料、千葉県防災センター設置管理条例 )

(2)施設の利用者の推移

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
開館日数	306	306	306	306	307
入館者数	38,848	29,420	27,180	29,853	33,543
1 日平均	127	96	89	98	109
	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
開館日数	306	306	307	305	307
入館者数	34,133	29,668	27,457	29,051	27,180
1 日平均	112	97	89	95	89

( 出典：施設提供資料を基に作成 )

入館者数は、開館後 2, 3 年はイベント等を実施していた関係で 4 万人前後の入館者であったが、その後大幅に減少し、一時回復する時期もあったが、再び減少傾向にある。基本的に 3 万人前後の入館者数であり、団体者数の増減で入館者数が左右されるとのことである。

(3)コストと収入の状況及びコストの推移

( 単位：千円 )

科目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
補助金	13,358	13,810	13,781
需用費	17,043	16,886	13,009
委託料	37,864	35,750	33,982
その他	1,636	1,561	792
計	69,902	68,008	61,564

( 出典：施設提供資料を基に作成 )

千葉県西部防災センター（以下、「防災センター」とする）の入場料は無料で、商品等の販売も行っていないため収入はない。

支出合計が徐々に減少しているが、これは每期入札によるコスト低減と修繕費の減少によるとのことである。また、防災センターには県職員が常駐しておらず、財団法人千葉県消防協会（以下、「消防協会」とする）の職員が県からの補助金を受けて管理運営を行っている。

(4)近隣の同種施設の設置状況（県内の市営や民間も含む）

体験施設を伴った防災センターは、防災センターを中心に半径 20km 内に北区の防災セン

ター（地震の科学館）がある。なお、県の施設として昭和 60 年に開所した千葉県中央防災センターがあるが、施設の老朽化のため、平成 16 年度より休館となっている。

#### (5)施設の現状総括

防災センターは防災意識の普及を図るための体験学習施設及び大規模災害時における応急資機材の備蓄倉庫を目的としている。体験学習は知識豊富な案内係が同行しており、防災意識の普及の啓蒙に努めている。また、県直営となっているが、県の職員は常駐しておらず、千葉県消防協会の職員によって管理運営が行われている。

#### (6)包括外部監査の結果

##### 管理運営体制について

防災センターは、現在県による直営となっているが、平成 18 年度までは防災センターの運営業務を消防協会に管理委託していた。平成 19 年度に、県で随意契約の見直しが行われ、防災センターの運営業務委託契約が見直しの対象となったため、（消防協会への運営業務委託は行われなくなった。）それ以降は、消防協会に対して防災センターを拠点とした防災思想普及事業に関する補助金を交付し、その普及事業の一環として、従来の管理委託業務を引き続き行わせている。すなわち、県の直営としながら、県職員の常駐者はなく、実質的には消防協会の職員が管理運営している状況である。また、防災センター事務室は消防協会に対して施設を使用料免除で使用させている。

このように運営業務委託契約終了後も補助金により消防協会の職員が実質的な防災センターの管理運営業務を行っているのは、管理委託制度から指定管理者制度へと制度改正があった中で問題である。これでは、指定管理者制度では行われるはずの防災センターを管理する者としての適切な審査が客観的に行われていないため、防災センターが効率的に運営されているのかについても疑念が残る。県は、防災センターを直営とするのか、指定管理とするのか検討し、指定管理者制度を導入するのであれば、適切な手続を踏まえて指定管理者を決定する必要がある。

##### 備蓄の確保量について

防災センターの目的の 1 つとして、「大規模災害時における応急資機材の備蓄、搬送基地としての機能を発揮する備蓄倉庫」があるが、これは千葉県地域防災計画における防災用備蓄拠点の整備の一環として位置付けられている。県では平成 11 年 3 月に策定された「震災時における被災者のための備蓄の基本指針」に基づいて備蓄体制を構築しており、防災センターを含め、県内 11 箇所に備蓄拠点を設けている。

基本指針では、県は市町村において確保された物資量では不足する場合に、それを補完することを目的として物資の確保を行うとして、市町村の確保目標量の 10%を県の確保目標量と定めている。具体的には以下の算式で求められている。

想定地震の被災者数	×	3日間9食分	×	(1-住民等の持参率等)	×	10%		=	345,600 食
480,000	×	9	×	80%	×	10%	】		

県では非常用食糧としてクラッカーを県内 11 箇所の備蓄倉庫に備蓄しているが、確保目標量 345,600 食に対して実際の備蓄は 211,000 食に留まっている。また、確保目標量は基本指針の策定時から見直しが行われていない状況である。

以上より、災害発生時における災害応急活動を円滑に実施するために、備蓄拠点を設けて備蓄物資の確保目標量を設定しているのであるから、県は、確保目標量を定期的に見直し、最低限確保目標量の備蓄を確保する必要がある。

#### 物品管理について

防災センターでは、保管している物品につき毎月の調査・確認は行われていない。また、包括外部監査前に、備品出納簿と現物の突き合わせが行われているが、備品出納簿に記載されている数量と現物の数が一致しない物品が散見された。

物品であっても県民の財産に変わりはないことから、備品出納簿を正しく作成し、定期的に備品出納簿と現物とを突合するなど、適正に物品管理を行う事が必要である。

#### (7) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

##### 事業計画の作成について

防災センターは「防災意識の普及を図るための体験学習施設」として設置目的を掲げているが、現状では体験学習施設によって防災意識の普及が図られていることの検証作業は行われていない。また、検証作業が行われていないため判断材料に乏しいが、利用者の推移だけを見ても、利用者数は減少の一途を辿っており、「防災意識の普及」が図られているとは言い難い状況にある。防災センターの設置目的を適切に果たすためには、設置目的に即した目標や方針を具体的に掲げた事業計画を作成し、これを実績と照らし合わせて検証したうえで、次年度に繋げる作業の繰り返しが必要と思われる。

また、指定管理者制度を導入した場合には、指定管理者制度導入に係るガイドラインに基づいて、県は指定管理者に対して事業計画書および事業報告書の作成を要求することになるが、これは公の施設が設置目的に即して適切に管理運営されていることを指定管理者および県が検証するためであると思われる。

そのため、今後、西部防災センターを県が直接管理運営するとした場合であっても、防災センターの設置目的を十分に果たすために、事業計画の作成および実績との比較といった検証作業を実施することが望まれる。

#### 指定管理者制度の導入について

防災センターは県による直営となっているが、その理由は「非常時において、県が行う災害対策の拠点となる施設であり、本施設は備蓄倉庫・ヘリポート等の防災施設を有しており、非常時に迅速な災害対応を行うには、県による管理が必要であるため」とある。

確かに防災センターの設置目的のひとつに「大規模災害時における応急資機材の備蓄、搬送基地としての機能を発揮する備蓄倉庫」とあり、防災センターは県による管理が必要であることも考えられる。しかし、災害という非常時を除けば、防災センターはもう一つの設置目的である「防災意識の普及を図るための体験学習施設」として機能しており、現に主要な業務である体験施設の受付案内業務は外部に委託していることから、体験学習施設の管理運営は民間事業者によることも可能であると思われる。また、非常時には県による指示等で災害対応が行われることを取り決めればよいのであって、非常時に迅速な災害対応を行うことを理由として指定管理者制度を導入しないのは根拠に乏しいと思われる。

むしろ、防災意識の普及を図るための様々な工夫や管理コストの縮減努力を引きだすために指定管理者制度を導入することの方が、利用者増加に繋がり、設置目的である防災意識の普及がより図られるのではないだろうか。

従って、管理運営体制の見直しと合わせて、指定管理者制度の導入も改めて検討することが望まれる。

#### 備蓄物資の現物状況について

防災センターの備蓄物資は千葉県防災備蓄倉庫管理運営要綱に基づいて倉庫及び備蓄物資の安全管理として月 1 回以上の点検及び定期報告が行われている。ただし、主に倉庫内の異状の有無の報告であり、備蓄リストと現物の突合は実施していない。備蓄リストと現物の突合は、食糧につき年に 1 回行われているが、それ以外の備蓄物資は不定期に行われているとのことであり、直近では平成 22 年 7 月にすべての備蓄物資につき備蓄リストと現物の突合が行われている。

しかし、防災センターの往査時にサンプルで備蓄リストと現物の突合を行ったところ、備蓄リストに記載されていない発電機 2 台が発見された。また、食糧や担架など各防災倉庫の備蓄状況をまとめた「防災備蓄倉庫別資機材等の備蓄状況表」の記載内容と平成 22 年 7 月に現物確認が行われた表の内容が一部異なっていた。このように備蓄状況が正確に把握されていないと、緊急時の応急活動に支障を来たすおそれがある。従って、備蓄物資につき定期的に現物を実査し、正確な備蓄状況表を作成し把握することが望まれる。

#### 設備の老朽化について

防災センター1階には、防災資料室があり、各種様々な防災に関するデータを動画で閲覧できるビデオ視聴システムが設置されている。当該システムでは防災に関する動画データを VHS ビデオで再生しているが、老朽化の影響でテープが絡まったり、画像が乱れる等の不具合が生じており、利用者からの苦情が寄せられている状況にある。また、防災に関するデータの内容も設立当初から更新していないため、古い情報を提供している状況にあり、その主な内容は下記の通りである。

テーマ	内容
災害の歴史	平成 10 年度以降の更新なし。
千葉県の防災政策	「備蓄倉庫」の表示が現在 11 箇所であるにもかかわらず、7 箇所として表示されている。
千葉県の防災政策	「避難場所」の市町村が合併前のもので表示されている。

「防災意識の普及を図るための体験学習施設」として防災資料室の中のビデオ視聴システムが今後も必要であるか再度検討を行い、必要ということであれば、ビデオ視聴システムのソフトの更新が望まれる。

#### 修繕計画について

防災センターは平成 10 年 3 月に開館され現在まで 12 年を経過しているが、開館からの日が比較的浅いため、著しく老朽化している状況になく、これまで大規模な修繕工事は行われていない。また、法定点検や日常点検の結果によって判明した施設等の不具合はすべて対応済みとのことであり、不具合が修繕されずに放置されている状況にはない。

今後は老朽化に備えて施設の長寿命化やライフサイクルコストを考慮することが重要となってくるが、それらが反映された中長期の修繕計画は現在までのところ作成されていない。また、中長期の修繕計画を作成または見直しする際に重要な情報となる過去の修繕履歴を公有財産台帳等にデータベース化することも行われていない。

従って、今後は、県の県有施設長寿命化指針に基づいた中長期の修繕計画を作成すること及び修繕計画の作成に有用な情報である過去の修繕履歴を適切にデータベース化することが望まれる。

#### 地盤沈下について

防災センターには「大規模災害時における応急資機材の備蓄、搬送基地としての機能を発揮する備蓄倉庫」として、ヘリポートとして場外離着陸場も設けられている。しかし、西部防災センターの駐車場は地盤沈下による舗装のひび割れ等により地盤沈下の進行が目に見えて取れる状況にある。今後更に、地盤沈下が進行するおそれがあり、

地盤対策を講ずる必要がある。

#### 利用者アンケートについて

防災センターでは利用者アンケートを実施しているが、休憩コーナーにアンケート用紙と回収ボックスを置いているだけで積極的にアンケートを回収することは行われていない。そのため、過去 5 年のアンケート回答率は以下に示すように非常に低い数値となっている。

項目	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
入館者数	34,133	29,668	27,457	29,051	27,180
アンケート	31	33	27	110	148
回答率	0.1%	0.1%	0.1%	0.4%	0.5%

アンケートは、防災センターが設置目的である「防災意識の普及を図る」施設として管理運営されているかを県民に直接確認できる有効な手段であるため、今後アンケートを積極的に回収することが望まれる。

また、アンケート結果を分析することでその後の施設の運営管理に役立てられるように、さらに、防災意識の理解度を確認する等アンケート内容を工夫することが必要と思われる。

#### 図書の管理について

防災センターの 1 階には、防災資料室があり、防災に関する図書の閲覧・貸出が行われている。往査時にサンプルで図書リストと現物を照らし合わせた結果、紛失された図書が 1 冊あることが判明した。また、図書貸出の延滞状況を確認したところ、5 年近く返却が延滞されている図書が 3 冊あることが判明した。

従って、今後は定期的に図書リストと現物を突合するとともに、盗難防止や長期返却延滞に関する対策を図ることが望まれる。

#### ロッカーの返却金の取扱について

防災センターでは、利用者の貴重品等の荷物を保管するために、ロッカーを設置している。このロッカーは、1 回 100 円で使用できるが、使用後は 100 円が返金されることになっている。利用者の中には返金されることを知らずに取り忘れるケースがあり、防災センターでは往査時点で 10,246 円（拾得金含む）が保管されていた。当該金額については、拾得物にあたることから、警察署に届け出るなど拾得金の対応・処理方法を定めることが望ましい。

## 12. 千葉県消費者センター

### (1) 施設の概要

設置目的・経緯	消費者の利益の擁護と消費者としての権利を確保するため、消費生活や個人情報保護に関する相談及び苦情等の処理、情報の収集・提供ならびに消費者教育に関する業務、商品テスト業務を行っている。		
設置管理条例等	千葉県消費者センター設置管理条例 千葉県消費者センター管理規則 等		
所管課	環境生活部 県民生活課		
所在地	船橋市高瀬町 66 番 18 号		
敷地面積	2,904.30 m <sup>2</sup>	延べ床面積	2,999.40 m <sup>2</sup> (3階建)
使用開始日	平成 2 年 7 月 1 日	取得金額 (当初建設費)	1,120,000 千円
主要施設	展示ホール、資料閲覧室、相談室、研修ホール、消費者テスト室等		
主な事業内容	相談の受付 商品のテスト 講座、講習会の開催と資料展示 情報の収集と提供		
管理方法	直営		
運営人員	30 名 (平成 22 年 7 月 1 日現在)		
施設 HP	<a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/b_kenmin/customer/center/index.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/b_kenmin/customer/center/index.html</a>		

(出典：千葉県消費者センター「平成 21 年度 事業のまとめ」)

### (2) 施設の利用者の推移

#### 研修ホール・研修室の利用者の推移

(単位：人)

研修ホール・研修室	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
講座利用	867	316	265	157	183
見学、会議 利用( )	810	1,178	1,279	1,138	2,267
計	1,677	1,494	1,544	1,295	2,450

( ) 当施設の職員利用時の人数はふくまれていない

(出典：施設提供資料を基に作成)

相談受付件数の推移

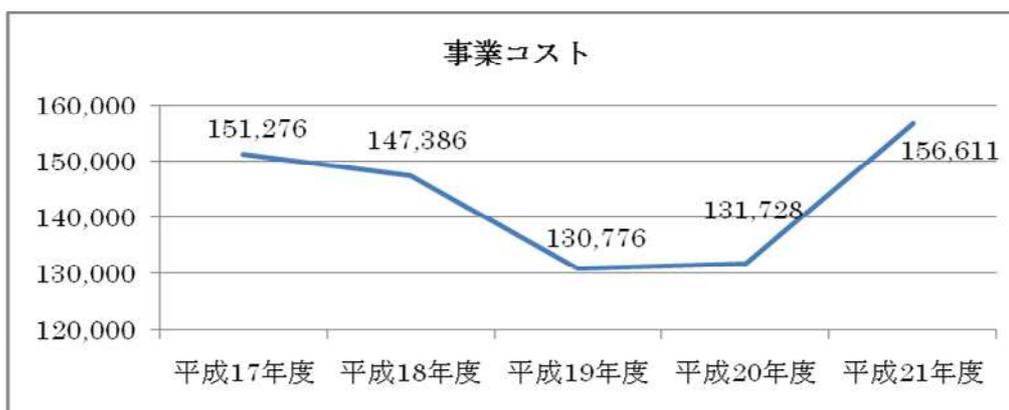
(単位:件)

電話相談	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
苦情・問合せ計	11,147	10,560	9,862	9,429	9,523

(出典:「平成 21 年度 事業のまとめ」千葉県消費者センター)

(3)コストと収入の状況及びコストの推移

(単位:千円)



(出典:施設提供資料を基に作成)

千葉県消費者センター(以下、当施設とする)においては、消費生活指導員の勤務条件について、平成 20 年度までは週 3 日以内であったが、平成 21 年度から本人の希望により週 4 日勤務もできることになった。(社会保険、雇用保険等への加入、通勤手当支給も開始)。このような処遇改善に伴う人件費の増加により事業コストが増加している。

(4)近隣の同種施設の設置状況(県内の市営や民間も含む)

消費生活センターが設置されている市	千葉市 銚子市 市川市 船橋市 木更津市 松戸市 野田市 成田市 佐倉市 習志野市 柏市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 浦安市 四街道市
相談窓口が設置されている市や町	上記以外の県内全市町村

(平成 22 年 3 月末現在)

千葉市、市川市、船橋市など主要な市においては、相談者のほとんど(概ね 85~90%)が、

市の消費生活センターを利用している。

しかし、相談窓口は設置されているが相談員が配置されていない市町村においては、相談者のほとんどが当施設を利用している。また、当施設の消費生活指導員は、市の指導員や職員から相談業務に関する質問を受け付けたり、消費生活サポーター養成講座や自立支援講座を開催するなど、県内各所で消費者啓発活動を行っている。このように当施設は千葉県の消費者行政の中核的な機能を果たしている。

#### (5)施設の現状総括

平成 21 年 9 月に施行された消費者安全法の第 8 条により、市町村への技術的支援、消費者事故等の状況及び動向把握のための調査・分析、事故情報の国への通知、関係機関への情報提供が県の業務として明確化され、地方消費者行政に対する関心は高まりつつある。

当施設は建設されてから 20 年余りが経過している。そのため、当初期待されていた役割及びそのための設備と、これからの消費者安全法で求められるであろう役割及びそのための設備との間にずれが生じていることは否めない。実際、当施設の多くの部屋が現状にそぐわず未利用となっている。

したがって、今後県が取るべき消費者行政の方向を見極めたうえで、当施設の在り方を検討することが課題と考える。

#### (6)包括外部監査の結果

##### 劇物など試薬の管理について

当施設 3 階の食生活テスト室内の薬品棚には、硝酸、硫酸など劇物を含む多数の古い試薬が保管されている。しかし、平成 14 年 7 月に、劇物、保管場所などの区分についての確認作業が実施されたことを最後に試薬の数量チェック等が行われていない。現在商品テスト担当の職員は 1 名であり、劇薬の使用実績もなく、また、今後の使用見込みもないため、施錠した薬品棚に保管されたままとなっている。

そこで、現状の試薬の状況を確認し、使用見込みのない試薬は早急に処分すべきである。また、使用が見込まれる試薬については、管理表を作成し定期的に確認作業を実施し、紛失防止等を図っていく必要がある。

##### 物品管理について

#### (7)定期的な現物調査の実施

平成 22 年 1 月と 4 月に現物調査が実施され、不用品に関しては不用決定・廃棄、それ以外については所在場所を確認した上で備品出納簿に網羅的に記録されている。しかし、この調査は現存する物品の総点検のために実施したものであり、定期的な現物調査の一環として実施されたものではない。

物品については、定期的に現物調査を実施する必要がある。調査時には物品の利用

状況も確認し、不用と判断される場合は、不用決定をして適時に廃棄処分する必要がある。

#### (1) 不用品の区分と保管場所

平成 22 年 1 月と 4 月の現物調査時に不用と判断された物品については、不用決定をした上で、その旨を示すラベルを付し、不用品簿に記録されている。しかし、温度計（サーミスタ）など不用品であるがラベルを付していない物品が一部発見された。また、不用品は廃棄処分がされるまで、使用中の物品と同じ場所に保管されている。

現物調査により不用と判断された物品については不用決定後速やかに廃棄処分することが望まれる。処分コストなどの諸事情により廃棄処分が遅れる場合は、不用品である旨を示すラベルを付して不用品簿に漏れなく記載するとともに、使用中の物品の利用を妨げないように別の場所に保管する必要がある。

#### (7) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

##### 当施設の今後の在り方について

当施設において利用されているのは 1 階の事務室と 2 階の研修ホールや研修室のみであり、それ以外の部屋は事実上、遊休化している。また、消費生活相談のほとんどが電話対応となっており、来所による相談は極めて稀である。（平成 21 年度の相談方法の割合は電話 98.6%、書面 0.1%、来所 1%）さらに、平成 22 年 4 月 1 日から、特定商取引法、景品表示法、割賦販売法、千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例に基づく事業者指導等の業務が、県民生活課に移管されている。そのため、当施設にて実施される業務は 相談業務 啓発・教育業務 商品テスト業務に限られている。（なお、商品テスト担当は化学専門の職員 1 名である。）

このように当施設で実施すべき業務が縮小化され、部屋が遊休化している状況から、消費者相談センターという機能は存続させつつも、当施設そのものの在り方については統廃合も含めて検討することが望まれる。

##### 要修繕箇所への対応について

屋外配管の腐食、空調設備の老朽化、外壁のクラックなど経年劣化が認められる箇所が見受けられる。当施設の今後の在り方を検討するとともに、これらの要修繕箇所への対応が望まれる。

##### 遊休した部屋の有効活用について

当施設 1 階の情報管理室、2 階のテストキッチン、3 階の環境再現室・観測室が遊休化している。3 階の衣・住生活テスト室・恒温恒湿室・消費者テスト室は使用されているものの、年 20 件程度のテストのみと使用頻度は極めて少ない。

1階の情報管理室は、CCN-80（千葉県消費者情報オンラインネットワークシステム）端末を設置するために設けられた部屋である。平成22年4月1日よりPI0-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）に移行したことにともない、業者へ返却する予定のCCN-80端末などを保管する場所になっている。

2階のテストキッチン、食品や調理器具などをテストできるように一般家庭のキッチンを再現した部屋である。ここ10年はテスト目的には使用されておらず、会議室の利用準備のため、配布資料の置き場所となっている。

3階の衣・住生活テスト室・恒温恒湿室・消費者テスト室は、消費者が日常利用する製品がJISで認定されたとおりの品質にあるか検査したり、消費者から届け出された製品に欠陥がないかテストする部屋である。現在は化学専門の職員1名により年間僅か20件程度の商品テストを一部の部屋で利用するのみで、全ての部屋を有効に活用しているとは言えない状況である。

当施設の今後の在り方にも関わるが、遊休化した部屋や十分利用されていない部屋を有効活用するための施策を検討することが望まれる。

#### 不用品の処分計画について

ロボット装置、耐候性試験機など不用決定された物品の中には、多額の処分コストが生じる可能性のあるものがふくまれている。しかし、将来における具体的な処分計画が策定されていない。

不用品簿を利用して状況を把握するとともに、処分計画を策定し、適時に不用品を処分することが望まれる。

#### 一次スクリーニングのためのテスト機能の整備について

テスト機器の多くは老朽化しており、また、テスト担当者は化学専門の職員1名で食品から日用品まであらゆる範囲の相談やテストを応じている状況である。

平成21年9月に施行された消費者安全法第8条により、市町村への技術的支援、消費者事故等の状況及び動向把握のための調査・分析、事故情報の国への通知、関係機関への情報提供が県の業務として明確化された。従って、これを実施するため、相応の体制を整備することが望まれる。どの程度の体制を整備するかは議論の余地はあるものの、例えば、相談業務支援のテストに加えて危険危害拡大を未然に防止することを目的として、消費者事故に埋没している危険危害の拡大可能性を判定する一次スクリーニング機能を整備するとするならば、既存の機器と人員体制では必ずしも十分とはいえない。そのため、県の各方面の試験研究機関が連携してテスト機能の充実を図るとともに、必要に応じて機器の更新や人員の補充をすることも望まれる。

### 13. さわかちば県民プラザ

#### (1) 施設の概要

設置目的	県民の生涯学習の振興及び芸術その他の文化の振興に資することを目的とする。		
設置の経緯	中央教育審議会が文部大臣に対して答申した「生涯学習の基盤整備について」に基づき、「さわやかハートちば5か年計画」の中で、生涯学習推進の中核的施設として「生涯学習センター」を設置し、また、県民が行う芸術文化活動の場として「芸術文化センター」、男女共同参画社会実現のための「女性センター」及び人と環境の関わりを学ぶ「環境学習」の機能を加えた、4つの施設を一体的に整備することとした。		
設置管理条例等	教育機関設置条例、千葉県さわやかちば県民プラザ管理規則		
所管課	教育庁教育振興部 生涯学習課		
所在地	千葉県柏市柏の葉 4-3-1		
敷地面積	36,499.00 m <sup>2</sup>	延べ床面積	17,091.20 m <sup>2</sup>
使用開始日	平成8年11月15日	取得金額 (当初建設費)	22,156,000千円
主要施設	ホール、陶芸室、パソコン室、料理室、研修室、宿泊施設など		
主な事業内容	生涯学習センター事業 芸術文化事業		
管理方法	直営		
運営人員	17名		
施設HP	<a href="http://www.kplaza.pref.chiba.lg.jp/">http://www.kplaza.pref.chiba.lg.jp/</a>		

(出典：施設提供資料を基に作成)

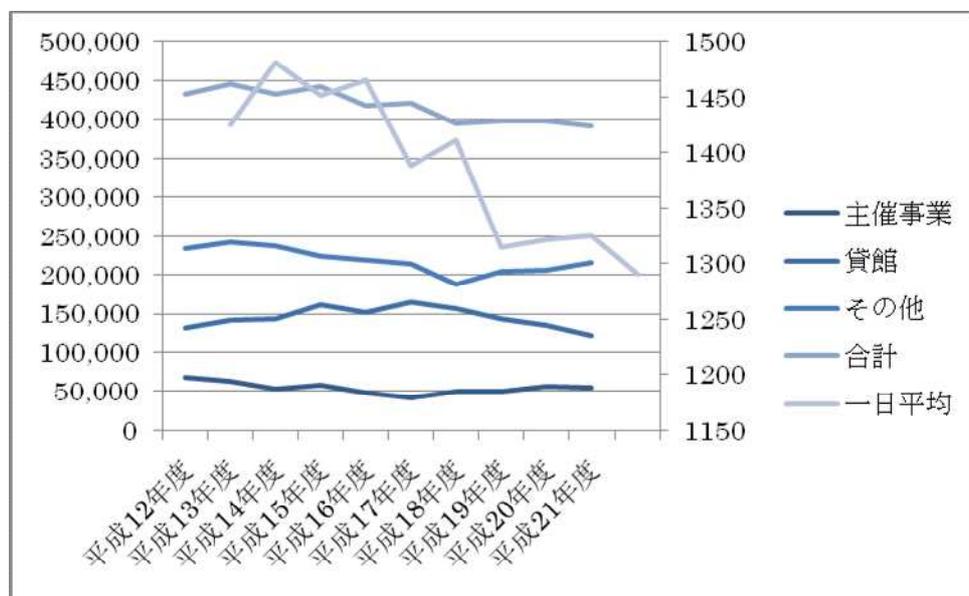
#### (2) 施設の利用者の推移

(単位：人)

		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
利用者	主催事業	67,369	62,235	52,366	57,440	48,012	41,094	50,511	50,562	56,042	54,618
	貸館	131,191	141,926	144,081	161,125	151,519	164,580	156,072	143,702	135,335	121,469
	その他	233,180	241,874	236,304	223,954	218,310	214,887	187,806	203,593	206,293	216,379
	合計	431,740	446,035	432,751	442,519	417,841	420,561	394,389	397,857	397,670	392,466
開館日数		303	301	298	302	301	298	300	301	300	304
一日平均		1,425	1,482	1,452	1,465	1,388	1,411	1,315	1,322	1,326	1,291

(出典：施設提供資料を基に作成)

(単位：人)



主催事業の利用者は、減少傾向にあったが、ここ数年は5万人前後で推移している。また、貸館は、平成17年度をピークに減少の一途である。見学者や情報提供エリア利用者等のその他は、減少から増加傾向にある。これらの合計ではなだらかに減少傾向にあり、一日平均利用者は1,400人強から1,300人弱へと減少している。

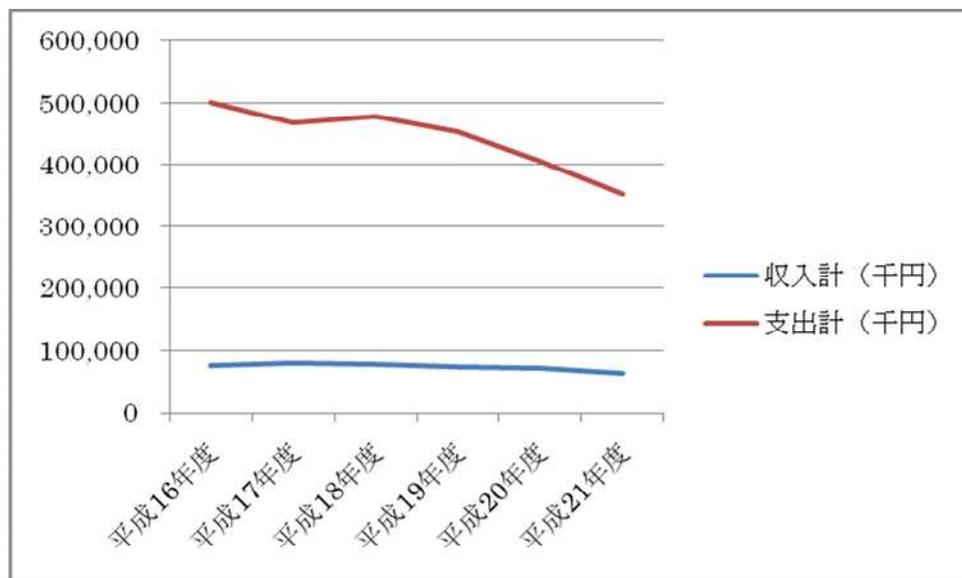
### (3) コストと収入の状況及びコストの推移

(単位：千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
施設使用料	72,787	78,039	74,885	70,701	69,084	60,729
雑収入	3,198	3,204	3,023	2,615	2,878	2,567
収入計	75,985	81,243	77,908	73,316	71,962	63,297
人件費	156,891	151,656	222,739	220,626	213,092	164,443
委託料	320,321	307,817	137,222	121,141	101,675	94,742
需用費	162	2	74,656	69,650	56,428	52,998
使用料及び賃借料	0	0	23,890	19,852	16,889	15,325
その他	23,890	8,385	19,257	22,192	17,137	24,140
支出計	501,264	467,860	477,764	453,460	405,221	351,649
収支差額	425,279	386,617	399,856	380,145	333,259	288,352

(出典：施設提供資料を基に作成)

平成 18 年度より人件費が大きく増加しているが、これは当年度より県の直営となったことによる。それまでは管理委託としていたため、委託料は逆に減少している。支出合計で見ると大きな変動はない。



収入の施設使用料は貸館として各施設を貸し出しておりその収入である。

平成 17 年度までは財団法人千葉県社会教育施設管理財団に施設の管理運営を委託していたため、支出の中の委託料が多く、委託料のなかで需用費等が賄われていた。平成 20 年度は、これまで指名競争入札であったものを一般競争入札にした影響等で支出が減少している。さらに県の役割を踏まえて主催事業の見直しにより予算を削減した結果、平成 21 年度は支出が大幅に減少している。

( 出納簿は 5 年経過で廃棄しているため、平成 16 年度以前のデータはなし )

#### (4) 近隣の同種施設の設置状況 ( 県内の市営や民間も含む )

さわやかちば県民プラザ ( 以下、「県民プラザ」とする。 ) は柏市にあるが、県民プラザの近隣には流山市、我孫子市、市川市、鎌ヶ谷市、習志野市、八千代市に各市の生涯学習センターが存在する。県民プラザは、これらの施設と比較すると最も大規模な施設であり、県の役割・機能を果たすべく様々な分野に特化した施設が豊富にある。

#### (5) 現状総括

県民プラザは、生涯学習の振興に資することを目的に設置された施設であるが、県主催の生涯学習事業における施設利用率は極めて低く、また、貸館としての施設利用率も低い状況である。一方で、施設が大規模であるため ( 設立当初は、生涯学習以外の施設との複合施設であった ) 施設の維持管理費等が嵩み、毎年度、大幅な支出超過となっている。

## (6) 包括外部監査の結果

### 物品管理について

県民プラザでは、現在、財務規則に基づき、備品出納簿の記録を行っている。しかし、管理委託制度廃止時までには財団法人千葉県社会教育施設管理財団が施設を管理しており、財団の財務規定で20万円以下の物品は消耗品として扱ってきたことから、当時購入した2万円以上20万円未満の物品は備品出納簿に記録されていないとのことである。

千葉県財務規則第183条には「物品は、毎年度末の残高を翌年度に繰り越して使用しなければならない。」と定められている。物品の毎年度末の残高が実態と合っていないければ残高を適切に翌年度に繰り越すことはできない。毎年度末の残高が実態と合致しているかを確かめるためには、現物調査を実施することが必要になる。

しかし、県民プラザでは調査・確認は行われておらず、定期的に備品出納簿と現物を突合することも行われてこなかった。その理由は物品の数が非常に膨大であるためとのことである。しかし、物品を把握・整理することが必要であると判断し、現在では月に一回程度、できる箇所から順に備品出納簿と現物を突合している。

従って、今後は膨大な数の物品を効率的に管理できるように備品出納簿を整理し、財務規則の趣旨に則り、物品の調査・確認をする必要がある。

また、備品出納簿と現物を整理する中で、例えば、50型ハイビジョンモニターや52型プロジェクター等、使用不可能あるいは使用中のものでも不用決定をして廃棄すべき物品が多数あることが判明している。これらは廃棄するにも廃棄コストが高いため、予算を考慮しながら廃棄する予定として、不用決定が行われていない。

財務規則第204条では修理、保管換え、分類換え等により活用することができないと認められる物品があるときは不用の決定をしなければならないとしていることから、財務規則に基づいて処理する必要がある。

## (7) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

### 施設の規模について

県民プラザは、中央教育審議会が文部大臣に対して答申した「生涯学習の基盤整備について」の中で都道府県による生涯学習センターの設置の必要性が謳われたことを契機に、「さわやかハートちば5か年計画」において主に生涯学習推進の中核的施設および県民が行う芸術文化活動の場を整備することが決定され、「生涯学習推進センター（仮称）等複合施設基本構想」等を経て、平成8年11月に設立された。また、県民プラザで実施する事業の在り方について、平成6年3月に「生涯学習推進センター（仮称）等複合施設の事業内容について - 基本的な在り方のまとめ - 」を策定し、これに基づき設立から現在に至るまで主に以下の事業が実施されている。

#### (ア) 情報提供事業

- (イ) 相談事業
- (ウ) 調査研究事業
- (I) 学習・研修事業
- (オ) 文化・創作事業

このうち、(ア)は後述する生涯学習情報提供システム(ちばりすネット)と県民プラザ内に常設されている情報提供エリアや図書コーナーで情報提供されており、(イ)は情報提供エリアで相談を受け付けている。(ウ)～(オ)については常設されている情報提供エリア等を除いた各施設で講座等を実施しており、平成21年度の各事業は以下の通りである。

主な事業	主な講座		参加人数
調査・研究事業 学習研修事業	1	高校生のためのボランティア体験講座	376
	2	社会教育・生涯学習推進講座	107
	3	コミュニティアート体験	69
	4	出前生涯学習ボランティアコーディネーター養成講座	10
	5	情報モラル推進講座	17
	6	読み聞かせ・朗読講座	100
	7	さわやか青年教室	293
	8	ビデオ編集室利用者講習会	6
	9	パソコン実習室利用者講習会	125
	10	柏の葉アカデミア	340
	11	陶芸窯利用者講習会	29
	12	子育て広場「すくすく」	1,138
	13	おはなし夢空間 2009	281
	14	子ども科学工作教室	96
	15	書初め教室	55
	16	キャリア教育先端技術体験プログラム	99
	17	健康づくり教室「がんを知る 2009」	82
	18	健康づくり教室 始めてみよう「ウォーキング」	127
	19	「生きがいづくり」講座「スポーツに学ぶ」	101
	20	算数おもしろ教室	74
	21	鉄道模型工作教室	50
	22	さわやか星空観望会	85
	計		3,660

文化・創作事業	1	第 11 回東葛飾文化祭	21,827
	2	音楽ワークショップ	1,138
	3	第 12 回高校生バンドフェスティバル	565
	4	ワールド オブ プラス	14,838
	5	アゴラコンサート	100
	6	晩秋のコンサート	778
	7	新春のコンサート	1,577
	8	千葉県特別支援学校紹介・作品展	570
	9	クリスマスコンサート	627
		計	

(出典：施設提供資料を基に作成)

これをみると調査・研究事業及び学習研修事業は 22 事業：3,660 人、文化・創作事業は 9 事業：42,020 人で合計 45,680 人の参加者数となっているが、これは平成 21 年度における県民プラザ全体の利用人数 392,466 人((2)参照)の 11.6%の人数でしかない状況である。

また、主催事業で各施設を使用する時を除いて、各施設は貸館として貸し出されているが、主催事業と貸館の使用状況は以下のとおりであり、ほとんどが貸館として施設を使用しており、主催事業の使用率は 5 年間の平均で 5.6%、平成 21 年度では 3.8%と極めて低い。

(単位：件数)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平均
主催事業	366	398	563	503	233	413
貸 館	7,439	7,470	7,088	6,684	5,904	6,917
計	7,805	7,868	7,651	7,187	6,137	7,330
主催事業比率	4.7%	5.1%	7.4%	7.0%	3.8%	5.6%

(出典：施設提供資料を基に作成)

さらに、詳細は で記述するが、常設として事業が行われている情報提供エリア等を除いた各施設の稼働率をみると、過去 4 年の平均で 29%となっており、開所時間の 30%程度しか利用されていない状況である。

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平均
稼働率	32%	34%	30%	28%	24%	29%

(出典：施設提供資料を基に作成)

このように、県民プラザは4階建、延べ床面積17,091.20㎡と大規模な施設でありながら、常設されている情報提供エリア等はあるものの、それ以外の施設については一定の期間、県の主催事業として利用されるだけで、それ以外は貸館として利用され、その稼働率も低い状況にあり、有効に施設が利用されているとは言い難い状況である。

このような状況を踏まえて、県民プラザの施設の在り方を所管課だけではなく、全庁的な取り組みとして見直すことが望まれる。

#### 直営について

県民プラザは、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年9月2日施行）により公の施設の管理委託制度が廃止されたことに伴い、平成18年度から財団法人千葉県社会教育施設管理財団への管理委託から県による直接管理運営に変更された。その際、指定管理者制度ではなく県による直接管理運営とした理由は、「生涯学習に係る市町村への支援、学校教育との融合事業の推進、家庭教育支援手法の開発等様々な事業を企画及び実施しており、教育行政を推進する立場にある県が引き続き事務を行っていく必要がある」ためとしている。また、「当該施設への指定管理者導入も含め、施設の「今後の在り方」について引き続き検討を進める。」としており、現在、指定管理者導入の可否を検討中であるが、県の生涯学習に係る施策（事業）を、一体的にかつ効果的に行うための施設（＝生涯学習センター）として、直営を継続する方向にある。

しかし、 してみたように施設を用いた主催事業の比率は平均5.6%と極めて低いうえ、貸館の稼働率も低い状況が続いている。これだけ大規模な施設及び多くの設備を有していながら、それらがあまり利活用されていないという現状は軽視できない問題である。直営とした理由の「生涯学習に係る市町村への支援、学校教育との融合事業の推進、家庭教育支援手法の開発等様々な事業を企画及び実施」は、生涯学習事業を直営とする理由としては認められるとしても、県民プラザという施設自体を直営とするには根拠が乏しいように思われる。

従って、現状の事業を継続することを前提とした場合でも、大規模施設である県民プラザを直営とすることについては、改めて見直しを行うことが望まれる。

例えば、県民プラザの職員は県の生涯学習に係る施策（事業）に専念し、施設の維持管理は指定管理者に任せて、貸館を指定管理者の自主事業として民間のアイデアを引き出すことで、施設の稼働率を高めることも考えられる。

#### 事業計画書の作成

県民プラザは「県民の生涯学習の振興及び芸術その他の文化の振興に資すること」を設置目的としている。当該目的を達成するためには、事業計画を策定し、この計画に基づいて施設を管理運営することが有効であるが、これまでのところ当該目的の達

成に向けた事業計画が策定されたことはなく、施設概要や利用案内、当年度の事業一覧、前年度の事業実施報告等をまとめた事業概要などを記載した「要覧」が年度ごとに作成されているのが現状である。

従って、県民プラザが設置目的を十分に果たしているかを具体的に検証することは困難な状況である。設置目的を十分に果たしているかを検証するには、設置目的に則した目標や方針を具体的に掲げ、実績と照らし合わせる必要があることから、設置目的に則した目標や方針を具体的に掲げた事業計画を今後策定することが望まれる。また、計画と実績の乖離に関する分析を踏まえて次年度の事業計画を策定することの繰返しが、設置目的の達成により繋がることになる。

#### 稼働率の把握について

県民プラザでは、生涯学習講座等の主催事業の参加人数、各施設の貸館利用人数を毎月集計し、利用人数の増減状況を把握するとともに、主催事業と貸館を含めた施設ごとの利用件数を集計し稼働率を把握している。この稼働率の把握方法は、施設の開所日数に対する利用日数の割合で算出されており、一日に1回でも利用されれば、その日の稼働率は100%ということになる。しかし、各施設の利用単位は午前、午後、夜間となっていることから、下表に示すように利用単位に基づいて稼働率を算出しなければ、各施設の利用状況を正確に把握することはできない。なお、パソコン学習室のように部屋単位ではなくPC単位での利用になっている場合には、PC単位で稼働率を算出することがより正確な利用状況の把握に繋がる。

	午前	午後	夜間	稼働率
現状				100.0%
利用単位	×			66.7%

(出典：施設提供資料を基に作成)

現状の稼働率を稼働率 A、利用単位による稼働率を稼働率 B とした場合の各施設の比較表は以下の通りである。

	H17 年度		H18 年度		H19 年度		H20 年度		H21 年度	
開所日数	298		300		301		300		304	
最大利用件数	894		900		903		900		912	
	稼働率 A	稼働率 B								
ホール	75%	23%	69%	26%	51%	20%	51%	19%	53%	20%
多目的	75%	22%	69%	26%	50%	20%	50%	18%	47%	18%
楽屋 1	42%	11%	37%	12%	30%	10%	28%	9%	30%	10%
楽屋 2	46%	12%	40%	13%	32%	11%	29%	10%	32%	10%
楽屋 3	42%	11%	40%	13%	32%	11%	29%	10%	32%	11%
ハソコ実習	97%	85%	93%	74%	79%	52%	80%	58%	80%	47%
ビデオ	36%	18%	21%	9%	7%	3%	6%	2%	5%	2%
手工芸	44%	16%	46%	19%	39%	17%	34%	13%	39%	14%
絵画	40%	14%	42%	17%	39%	14%	39%	15%	43%	15%
料理	36%	8%	35%	12%	30%	10%	17%	6%	17%	5%
陶芸	98%	46%	98%	48%	95%	46%	91%	44%	88%	41%
生活実験	20%	3%	17%	6%	13%	4%	9%	3%	13%	4%
音スタ 1	96%	65%	99%	75%	94%	68%	92%	64%	95%	66%
音スタ 2	99%	66%	98%	70%	94%	66%	93%	65%	96%	71%
音スタ 3	95%	60%	97%	70%	94%	73%	92%	59%	92%	60%
大研	71%	23%	67%	25%	61%	22%	59%	22%	61%	21%
中研 1	78%	25%	81%	32%	69%	26%	67%	25%	66%	23%
中研 2	81%	30%	74%	29%	62%	23%	62%	22%	62%	23%
小研 1	87%	35%	83%	36%	69%	30%	63%	27%	66%	26%
小研 2	88%	42%	85%	41%	78%	40%	77%	42%	74%	36%
和室	41%	10%	36%	13%	31%	11%	29%	10%	28%	9%
会議 1	80%	33%	82%	35%	75%	32%	69%	27%	71%	29%
会議 2	91%	47%	90%	47%	82%	48%	84%	43%	81%	38%
フィットネス	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	24%	8%
平均	67%	34%	67%	36%	59%	32%	56%	30%	54%	25%

( 出典：施設提供資料を基に作成 )

この表をみると、実際の稼働率は、現状の稼働率の半分程度もしくは、それ以下となっており、音楽スタジオを除いて県民プラザの稼働率が実際には非常に低いことがわかる。なお、県民プラザの 4 階は宿泊施設となっており、当該施設の稼働率は上記

に含まれていないが、同様に低い状況である。

現状の稼働率の把握方法では、例えば一日の中で午後にしか利用されていなくても稼働率は100%と計算される。実際には、午前中が未利用であるので、稼働率100%とは言い難い。より詳細な稼働率を把握するためにも、利用単位に基づいた稼働率の把握が望まれる。

#### 利用料の見直し

県民プラザは、県による主催事業以外は各施設の使用料を定めて貸館を行っている。設立から現在に至るまで使用料の見直しは平成16年4月、平成16年7月、平成21年4月に計3回行われているが、実際に使用料が改定されたのは、パソコン室など一部の施設(4施設)の使用料の見直し(値上げ)と駐車料使用料の設定が行われただけである。

これまでみてきたとおり、県民プラザは開所時間の大部分を使用料を徴収する貸館として管理運営されているのが実態である。しかし、県民プラザの収支をみると、毎期多額の支出超過となっており、その原因のひとつとして使用料が適切であるかということが考えられる。一般的な公の施設の使用料の考え方として、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考慮して、利用者が応分の負担をする受益者負担の原則がある。施設の維持管理経費を受益者が負担するような形にもっていけるよう、利用料の見直し並びに利用者の増加を図ることが必要であろう。

参考までに県民プラザの施設使用料(収入)と施設の維持管理経費のうち主要な支出を年度ごとに示すと以下の通りとなる。委託料は清掃、警備、設備保守点検、施設管理システムなどの業務委託料である。その他、施設の維持管理に関する人件費や修繕費等を含める必要があるが、県民プラザを維持管理するうえで適切な人件費を算定することや平均的に発生する修繕費等の算出が困難のため、ここでは省略した。施設使用料収入は光熱水費や委託料の半分以下の水準となっている。教育施設という面はあるが、利用料金の見直しについても検討すべきと考える。

(単位:千円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
施設使用料	74,885	70,701	69,084	60,729
光熱水費	58,603	59,616	47,145	38,166
委託料	142,608	126,598	106,746	99,814
収支差額	126,326	115,513	84,807	77,251
収支差額比率	168.7%	163.4%	122.8%	127.2%

(出典:施設提供資料を基に作成)

## パソコンのリースについて

県民プラザにはパソコンが設置されている施設としてパソコン実習室（以下、実習室）とマルチメディア室（以下、メディア室）の2つがある。実習室は主に団体利用を想定し 32 台のパソコンが設置され、メディア室は主に個人利用を想定し 12 台のパソコンが設置されている。

実習室は主催講座等で団体利用を想定しているが、個人利用よりも需要は低いことが想定され、団体利用がない時間帯は他の利用をあまり見込めないため、稼働率は低い傾向になると考えられる。一方、メディア室は個人利用を想定しているため、ある程度の稼働率がなければ、不必要にパソコンが配置されていると考えられる。

以下に示すとおり平成 21 年度の両施設におけるパソコン単位の稼働率はかなり低い状況にある。メディア室の稼働率は平成 21 年度で 5.9%と非常に低く、団体利用されている実習室の稼働率よりも低くなっている。この状況では 1 日、2、3 台のパソコンが利用されているに過ぎず、残りのパソコンはほとんど使用されていないと推測される。また、実習室の稼働率も 10%台のため、スケジュール等を工夫すれば、実習室だけで、個人利用と団体利用の双方に対応することも可能であると思われる。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
パソコン実習室 (32台設置)	個人利用台数	32	25	19	25	31	35	34	31	34	18	23	48	355
	団体使用台数	288	256	320	416	384	352	288	576	320	256	288	256	4,000
	計(A)	320	281	339	441	415	387	322	607	354	274	311	304	4,355
	開所日数	24	26	25	27	26	26	27	25	24	24	24	26	304
	最大利用台数(B)	2,304	2,496	2,400	2,592	2,496	2,496	2,592	2,400	2,304	2,304	2,304	2,496	29,184
	稼働率(A÷B)	13.9%	11.3%	14.1%	17.0%	16.6%	15.5%	12.4%	25.3%	15.4%	11.9%	13.5%	12.2%	14.9%
マルチメディア実習室 (12台設置)	個人利用台数	52	41	49	38	52	51	55	47	51	28	49	46	559
	団体使用台数	0	12	0	24	0	12	0	12	0	12	0	12	84
	計(A)	52	53	49	62	52	63	55	59	51	40	49	58	643
	開所日数	24	26	25	27	26	26	27	25	24	24	24	26	304
	最大利用台数(B)	864	936	900	972	936	936	972	900	864	864	864	936	10,944
	稼働率(A÷B)	6.0%	5.7%	5.4%	6.4%	5.6%	6.7%	5.7%	6.6%	5.9%	4.6%	5.7%	6.2%	5.9%

最大利用台数は開所日数×コマ数×設置台数で計算している。

(出典：施設提供資料を基に作成)

現在、パソコンは 5 年のリース契約を締結しており、パソコン一式と工事費用、保守費用を含めて 52 百万円の契約金額となっている。契約期間は平成 24 年 6 月 30 日となっているが、契約の変更は双方協議により決定することとなっている。

従って、実習室とメディア室におけるパソコン単位の稼働率と今後の使用方法を鑑み、不必要なパソコンにつきリース契約の解除を検討することが望まれる。

## 夜間営業について

県民プラザは休所日以外は毎日午前 9 時から午後 9 時まで開所している。平成 21 年度の各施設における時間帯別の利用者数について、全体に占める割合を示すと以下のとおりとなっており、夜間の利用者数の割合は、午前、午後と比べて極端に低いこと

が認識される。

平成 21 年度	午前	午後	夜間	計
ホール	38.3%	42.5%	19.2%	100.0%
多目的室	35.8%	49.0%	15.2%	100.0%
楽屋 1	38.8%	40.4%	20.8%	100.0%
楽屋 2	39.4%	41.3%	19.3%	100.0%
楽屋 3	38.2%	42.1%	19.7%	100.0%
パソコン実習室	45.2%	53.6%	1.2%	100.0%
マルチメディア室	51.4%	45.8%	2.8%	100.0%
ビデオ編集室	49.8%	50.2%	-	100.0%
手工芸室	37.1%	58.9%	4.0%	100.0%
絵画室	33.9%	59.8%	6.3%	100.0%
生活実験室	50.2%	46.6%	3.2%	100.0%
料理室	45.5%	48.1%	6.5%	100.0%
陶芸室	41.6%	57.4%	1.0%	100.0%
音楽スタジオ 1	40.1%	41.4%	18.5%	100.0%
音楽スタジオ 2	29.7%	48.5%	21.9%	100.0%
音楽スタジオ 3	25.5%	35.9%	38.6%	100.0%
大研修室	37.9%	49.6%	12.5%	100.0%
中研修室 1	35.9%	50.3%	13.9%	100.0%
中研修室 2	35.8%	49.3%	14.9%	100.0%
小研修室 1	27.3%	44.8%	27.9%	100.0%
小研修室 2	34.3%	41.8%	23.9%	100.0%
和室研修室	38.4%	47.5%	14.0%	100.0%
会議室 1	34.5%	44.1%	21.3%	100.0%
会議室 2	33.0%	45.8%	21.2%	100.0%
フィットネススタジオ	77.4%	11.2%	11.4%	100.0%
平均	39.8%	45.8%	14.4%	100.0%

(出典：施設提供資料をもとに作成)

県民プラザの収支状況は毎期多額の支出超過であることを考慮すると、利用頻度が低い夜間まで施設を開所していることは非効率であるため、夜間の開所は週 2,3 日とするなど、開所時間の短縮を検討することが望まれる。

## 入札状況

県民プラザでは施設の維持管理に要する業務を外部へ委託している。委託業務は原則として一般競争入札が行われているが、一般競争入札であるにもかかわらず落札率が著しく高く、落札業者が長期にわたり同一である委託業務が存在する。当該委託業務はホール管理運営と設備保守管理で、過去 5 年間の入札状況は以下の通りである。いずれも平成 18 年度までは指名競争入札であったが、県の方針により平成 20 年度より一般競争入札となっている。なお、入札回数はすべて一回で、落札業者以外の入札価格はすべて予定価格を上回っている。

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
設備保守 管理	契約形態	指名	指名	指名	一般	一般
	落札率	99.7%	99.6%	99.8%	99.1%	99.2%
	落札業者	A 社	A 社	A 社	A 社	A 社
	入札業者	10 社	11 社	11 社	8 社	6 社
ホール管 理運営	契約形態	指名	指名	指名	一般	一般
	落札率	100%	100%	99.8%	99.8%	99.1%
	落札業者	B 社	B 社	B 社	B 社	B 社
	入札業者	7 社	8 社	5 社	2 社	1 社

(出典：施設提供資料を基に作成)

指名または一般競争入札で入札業者が複数であるにもかかわらず、落札業者が同じで非常に高い落札率となっている状況が長期にわたっている。一般的な視点からすると、競争入札において、こういった状況が生じることは想定されにくい。規則に従って、厳正、適切に入札手続が実施されていたとしても、このような状況が続いていることについて、改善を図るべきであろう。今後の入札でもこのような状況が継続するようであれば、一度、詳細な調査の実施も検討すべきであるとする。

また、ホール管理運営については、一般競争入札に変更した平成 20 年度より、入札業者が 1~2 者となっており、それ以前と比較して少なくなっている。今後、入札参加者を増やし、入札制度の効果的な運用を図るためにも、入札参加条件の緩和も含めた再検討が望まれる。

## 修繕・維持管理計画について

県民プラザは平成 8 年 11 月に開館され現在までおよそ 14 年が経過している。このように開館から月日が比較的浅いため、著しく老朽化している状況がなく、これまで大規模な修繕工事は行われていない。また、法令点検や日常点検の結果によって判明した施設等の不具合はすべて対応済みとのことであり、不具合が修繕されずに放置さ

れている状況にはない。

しかし、県民プラザの長寿命化やライフサイクルコストの低減を図ることを目的とした中長期の修繕計画は現在までのところ作成されていない。実際、最上階では随所に雨漏りの跡がみられ、応急的に対応しているのみで特段の修繕を計画していないため、施設の寿命が縮まっていると推測される。また、中長期の修繕計画を作成または見直しする際に重要な情報となる過去の修繕履歴を公有財産台帳等にデータベース化することも行われていない。

従って、今後も県の施設として管理運営されることを前提にするならば、作成が予定されている県有施設の長期的な使用に係る全庁指針に基づいた中長期の修繕計画を作成すること及び修繕計画の作成に有用な情報である過去の修繕履歴を適切にデータベース化することが望まれる。

#### 紛失図書について

県民プラザの生涯学習コーナーでは、生涯学習に資する本の閲覧・貸出を行っている。過去5年の図書の在庫数、新規登録数、廃棄数は以下の通りである。

(単位：冊)

年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
受入	242	242	334	150
廃棄	166	163	78	281
在庫	19,854	19,933	20,189	20,058

(出典：施設提供資料を基に作成)

県民プラザでは、不用となった蔵書を廃棄するほか、年に一度、蔵書の点検を行っており、登録データにあるにもかかわらず実物がない不明図書を把握し、追跡調査によっても判明しない蔵書につき、返却予定日から3年を経過した蔵書を廃棄処理している。平成21年度では廃棄図書78冊のうち70冊が不明図書であり、平成22年度は不用となった図書のみを廃棄処理しており、平成22年10月現在、不明図書は81冊存在している。不明本の主な原因は延滞者との連絡が取れなくなって蔵書が返却されないためとのことである。現状、図書の返却期限日より2ヶ月延滞している方に対し、督促を知らせるハガキを送り、その後も電話等で継続的に連絡を行っているとのことであるが、特段の罰則等は規定されていない。

不明本の発生を減少させるために、例えば、延滞者に対する罰則を制定するといった対策が望まれる。

#### アンケート用紙の活用

現在、アンケートは主催講座を実施した際に、アンケート用紙を配り回収している

ほか、所定の場所に自由記入式のアンケート用紙と回収ボックスを設置している状況である。主催講座の主な項目は回答者の性別・年齢や講座の理解度、満足度、感想を回答する形式となっている。設置目的である「生涯学習の振興及び芸術その他の文化の振興」を考えると講座の内容に関する事項をアンケートすることは当然であるが、今後の施設運営に活かすために、県民が生涯学習や芸術文化においてどのようなテーマに関心があるかといったことをアンケートする等の工夫があってもよいと思われる。また、貸館の利用者にも積極的にアンケートを実施すべきではないだろうか。

アンケートは、県民の声を直接確認できる有効な手段であるため、これまで以上にアンケートを積極的に回収するとともに、アンケート結果を分析することでその後の施設の管理運営に役立てられるようアンケート内容を工夫することが望まれる。

## 14. 千葉県立現代産業科学館

### (1) 施設の概要

設置目的・経緯	子どもから大人までだれもが産業に応用された科学技術を体験的に学ぶことができる場を提供することを目的として設置された。		
設置管理条例等	博物館管理規則等		
所管課	教育庁教育振興部 文化財課		
所在地	市川市鬼高1丁目1番3号		
敷地面積	18,181.85 m <sup>2</sup>	延べ床面積	8,541.33 m <sup>2</sup> (地上2階地下1階)
使用開始日	平成6年6月15日	総工費	7,876,674 千円
主要施設	企画展示室、放電実験室、サイエンスドーム等		
主な事業内容	展示活動 調査研究活動 教育普及活動 情報提供活動		
管理方法	直営		
運営人員	県職員 22 名 嘱託 10 名		
施設 HP	<a href="http://www.chiba-muse.or.jp/SCIENCE/">http://www.chiba-muse.or.jp/SCIENCE/</a>		

(出典「年報 平成 21 年度」)

### (2) 施設の利用者の推移

(単位：人)

年度	入館者数
平成 6 年度 (6 月開館)	220,193
平成 7 年度	304,434
平成 8 年度	325,055
平成 9 年度	326,568
平成 10 年度	329,833
平成 11 年度	347,950
平成 12 年度	340,018
平成 13 年度	343,139
平成 14 年度	356,136
平成 15 年度	344,964
平成 16 年度	160,584

平成 17 年度	175,768
平成 18 年度	158,821
平成 19 年度	170,558
平成 20 年度	200,357
平成 21 年度	174,712

(出典：県提供資料)

現代産業科学館（以下、「科学館」という）は、平成 6 年 6 月の開館以後 10 年間は順調に利用者を伸ばしてきた。しかし、それまで無料であった入館料が一部有料化された平成 16 年度を境にして、利用者はほぼ半減している。

### (3) コストと収入の状況及びコストの推移

(単位：千円)

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
利用料収入	6,387	6,476	9,356	9,313
人件費	231,665	220,725	213,253	219,668
その他費用	216,522	140,256	162,028	120,636
収支差額	441,800	354,505	365,925	330,991

(出典：県提供資料、支出月計算書)

人件費は、退職金支払分を除いた金額である。

### (4) 近隣の同種施設の設置状況（県内の市営や民間も含む）

近隣に同種施設はない。

### (5) 施設の現状総括

#### 運営方法について

科学館は、平成 6 年度の開館から平成 17 年度まで、県が設立した財団法人千葉県社会教育施設管理財団（以下、「管理財団」という）が運営管理を行ってきたが、県の外郭団体の見直しによって平成 17 年度末に解散になると、平成 18 年度からは県の直営で運営管理を行っている。

#### 市川市への移譲計画の変更について

県は、市川市から科学館の移譲の要望があったことから、県は市川市に移譲することを検討し、両者間で平成 20 年度中の移譲に向けて協議を進めていた。しかし、その後の協議において、市川市は理工系博物館機能の継承は困難であること及びコスト面を考慮し移譲の要望を取り下げ、計画は白紙撤回された経緯がある。

## 展示内容について

科学館には、主に以下の4つのエリアがある。

### (ア)現代産業の歴史

電力・石油・鉄鋼産業の発展の歴史や現代の技術を紹介し、科学技術と人間のかかわりについて展示している。

### (イ)先端技術への招待

エレクトロニクスや新素材・バイオテクノロジーなどについて、技術説明や現代社会への応用について展示している。

### (ウ)創造の広場

生活に身近な科学の原理について、参加型・体験型の展示を行っている。

### (エ)サイエンスドーム

プラネタリウムの映写ができるドームである。夏にプラネタリウムの上映を行うほか、講演会等でも使用されている。

## 施設の老朽化状況

科学館は、平成6年度に開館して以来、すでに16年が経過している。新耐震化基準は満たしているため、躯体そのものに問題はないと考えられるが、付属設備等においては経年による老朽化が進んでおり、特に受水槽ポンプなどライフラインに係る設備が老朽化している。

## (6)包括外部監査の結果

### 物品管理について

#### (ア)物品の定期的な現物確認の実施状況について

千葉県財務規則第183条には「物品は、毎年度末の残高を翌年度に繰り越して使用しなければならない。」と定められている。物品の毎年度末の残高が実態と合っていないければ残高を適切に翌年度に繰り越すことはできない。毎年度末の残高が実態と合致しているかを確かめるためには、現物調査を実施することが必要になる。

しかし科学館では物品の定期的な現物確認が実施されていない。科学館の所有している物品が、科学館を運営するにあたって適切に維持管理されているかについて把握するために、定期的に現物確認をすべきと考える。平成20年度に実施した現物確認は、各展示室を含めた全ての部屋に存在する物品をリストアップするものであり、備品出納簿に計上されている物品の確認にはなっていない。現物確認を実施する際には、まず備品出納簿に計上されている物品について現物確認を行ったうえで、備品出納簿に計上されていない物品がないかの確認を行う必要がある。

(イ) 備品出納簿の網羅性について

サイエンスドーム内に備置されていたオーディオなど、物品の一部は備品出納簿に計上されていなかった。

科学館は、使用する物品を網羅的に管理するために、すべての物品を備品出納簿に計上すべきである。

(ウ) 図書の管理について

また、科学館の科学情報コーナーの図書については、備品出納簿にその冊数が記載されているとともに、担当部署によってシステム上の管理も行われている。図書は取得すると順次担当者がシステムに計上するが、取得後タイムリーにシステム計上されているとは言い難い。また、図書については専任の担当が削減された以降、現物確認を行っていない。サンプルとして、システムに計上されている「ビジュアル博物館 12 恐竜」を確認したところ、現物を確認することができなかった。

このように、システムに計上されていない図書も少なからず存在しており、システムに計上されている図書の一部は科学情報コーナーに現物が存在していない状態である。現有の図書を把握するために、図書の取得後はタイムリーにシステム計上を行い、定期的に現物確認を行って、所在不明の図書については速やかにシステムから除却することが必要と考える。また、備品出納簿についても、図書の取得や処分をすべて反映できておらず、備品出納簿に計上されている冊数とシステムに計上されている冊数には差異が生じている。備品出納簿とシステムの冊数は、本来、同数であるべきであるから、両者の計上内容を一致させる必要がある。

(7) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

不使用物品について

科学館全体を見学したところ、各所で不使用の物品が発見された。例えば、壊れて使用できない状態のホワイトボードや科学情報コーナーで以前使用されていた情報端末などである。これらの不使用物品は、使用されなくなっても、通常通り、備品出納簿に計上されており、科学館内の不使用物品について、その数量や保管場所が適切に把握できていない状況である。また、今後使用する見込のない物品であっても、廃棄の手続きが行われていない。

科学館内の不使用物品について適切に管理するために、不使用物品を一覧で管理する必要がある。また、今後使用する見込がない物品については、現在の保管スペースを有効利用する観点からも、適時に廃棄の手続きを取ることが望ましい。

設備に係る情報の一括管理について

科学館では、設備に係る情報のうち建設当初に購入されたものについては、建物建

設費に含めて公有資産台帳に計上し、その後に行った設備の修繕については、「工事一覧」を作成して管理しており、設備に係る情報について一括した管理を行っていない。そのため、個々の設備の老朽化状況を適切に把握できない状況にある。

科学館は開館後 16 年が経過して、施設の老朽化も進んでいるため、今後は大規模な修繕も必要になってくると考えられるが、どの設備がいつ頃に修繕が必要になるのか、それにはどのくらいのコストがかかるのかといった検討を行うには、個々の設備の状態について適切に把握する必要がある。そのため、設備の情報を管理する際には、設備を一括して計上するのではなく、個々の現物と対応する単位で計上し、設備について行った修繕についても、同様の情報として把握し、設備に係る情報を一括して管理することが必要である。

#### 今後の科学館の在り方について

科学館は開館後 16 年が経過しており、設備や展示内容の更新が必要となってきた。例えば、受水槽ポンプの圧力低下により一時的に 2 階に水を供給できなくなるなど、ライフラインを中心に、設備の老朽化が進んでいる。

また、展示内容については、「先端技術への招待」エリアでの展示が、16 年前の展示内容から変更がなく、現代において先端技術とは言い難い展示となってきた。県は予算上の制約から毎年科学館の予算を縮減しているため、科学館は必要最低限の修繕のみを実施するにとどめ、展示内容の更新は企業の協力を得られた場合のみ行っているのが現状である。

さらに、サイエンスドームは、建設以来、科学を紹介する大型映像の映写を行ってきたが、平成 16 年 4 月以降は、費用削減のために大型映像の映写は中止となり、夏休み中の数日間、プラネタリウムの上映が行われたり、しばしば講演会会場として利用されるのみである。

このような状況から、開館後 16 年がたち、開館当時とは状況も変化している現在において、今一度、科学館の在り方を検討する必要がある。

検討に当たっては、まず現在の県民ニーズを適切に把握したうえで、存続の可否を検討し、科学館の存続を決定した場合においても、単に現状施設の維持を行うのではなく、県民ニーズに応える施設の在り方をゼロベースで検討する必要があると考える。その上で、施設の管理を県の直営とするか、指定管理者制度を導入するかについて、両者の比較検討を行って決定していくべきである。

現在、教育庁において、教育庁が所管している公の施設に係る在り方検討が行われており、科学館もその対象となっている。在り方検討においては、上述の内容についても考慮して検討がなされるべきと考える。

#### 運営方法の検討について

科学館は、平成 18 年度以来、県が直営で運営管理している。県は近年、予算上の制約から科学館の予算を縮減しているが、主に人件費以外の経費の縮減である。人件費は微減に留まっており、平成 21 年度の人件費総額は 219,668 千円と運営費に占める比率は高い。このことから、科学館においても、指定管理者制度の導入によって、コストの圧縮を図る余地がないか検討すべきと考える。

現在、県は、指定管理者制度を導入すると、採算性のない学芸部門の業務が軽視されて長期的視点に立った運営が困難であることや非採算部門が大きな比率を占める場合、民間事業者の参入意欲が高まらないことなどの問題があり、収益性が低い事業の継続性を確保するためには、短期的な成果が求められる指定管理者制度の導入は適さないことを理由に、科学館を直営としている。

科学館の運営方法の検討については、科学館の今後の在り方を検討したうえでなされるべきである。例えば、非採算部門の必要性を再度検討し、存続もしくは廃止の決定をし、存続させる場合においても、非採算部門は科学館から切り離し、県の直営で実施して、科学館の展示エリア等の運営は指定管理者制度を導入するなどの方法も考えられる。

また、県が指定管理者制度を導入するのは、施設の公共性を担保した上で、県民サービスの向上等の効果的運営のほか、効率的な運営を行うことを目的としている。よって、県もこのような観点から、今後は、直営とするか指定管理とするかについての長所・短所や人件費等を含めたコスト分析等指定管理者制度の導入について詳細な検討を実施し、最小限のコストで県民ニーズに合った機能を果たしていくために、適切な運営管理方法を柔軟に模索していくべきである。

#### 修繕計画について

科学館は開館以来 16 年経過してライフラインを中心に老朽化が進んでおり、今後は大規模修繕も必要と予想されるのは上述の通りである。そのため、施設を安全適切に維持管理していくためには、中長期修繕計画が必要と考えられるが、科学館は中長期修繕計画を作成していない。財政のひっ迫している県が計画的に修繕を行っていくうえでも、上記で述べた在り方検討で今後の科学館の在り方を検討する参考資料としても必要と考えられるため、中長期修繕計画を作成すべきと考える。

## 15. 千葉県立中央図書館

### (1) 施設の概要

設置目的	県民の生涯にわたる多様な学習要求に応え、県民が等しく図書館サービスを楽しみ、県民文化の向上に寄与すること。		
設置管理条例等	教育機関設置条例		
所管課	教育庁教育振興部 生涯学習課		
所在地	千葉市中央区市場町 11 番 1 号		
敷地面積	5,600.00 m <sup>2</sup>	延べ床面積	6,171.03 m <sup>2</sup>
使用開始日	昭和 43 年 9 月	取得金額 (当初建設費)	706,352 千円
主要施設	一般資料室・児童資料室、千葉県資料室・新聞雑誌室等		
主な事業内容	資料の収集・整理・保管、奉仕業務、協力・援助業務、広報・啓発業務、研修業務、電算業務		
管理方法	直営		
運営人員	正職員 34 名 嘱託職員 7 名 (平成 21 年度)		
施設 HP	<a href="http://www.library.pref.chiba.lg.jp/">http://www.library.pref.chiba.lg.jp/</a>		

(出典：平成 21 年度中央図書館要覧、県提供資料)

### (2) 施設の利用者の推移

(単位：人、冊数)

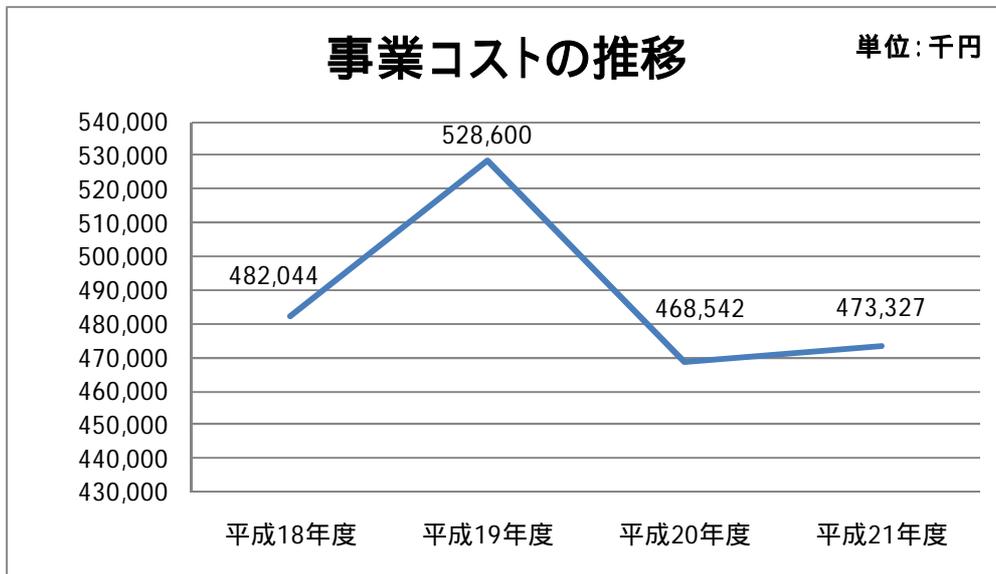
年度 / 利用実績	入館者数	個人貸出冊数	図書館間貸出冊数
平成 12 年度	184,271	75,640	25,996
平成 13 年度	148,190	51,491	27,729
平成 14 年度	138,368	58,157	30,667
平成 15 年度	129,966	55,926	33,844
平成 16 年度	114,320	53,945	33,041
平成 17 年度	94,245	45,954	33,186
平成 18 年度	83,767	39,796	34,631
平成 19 年度	89,465	48,215	38,834
平成 20 年度	93,645	52,056	39,015
平成 21 年度	95,577	56,037	41,351

(出典：県提供資料)

県立図書館の役割を考えると入館者数で図書館の有用性を推し量ることはできないが、平成 13 年度に千葉市中央図書館が開館したこと、県立図書館が市町村立図書館支援の強化や非来館サービスの推進を図ったことにより、入館者数は平成 12 年度をピークに減少傾向に

ある。

### (3)コストと収入の状況及びコストの推移



(出典:県提供資料)

平成 19 年度に大きく事業コストが増えているのは、この年に退職金の支給があったことによる。その影響を除外すると 4 億円台後半で推移している。

### (4)近隣の同種施設の設置状況 (県内の市営や民間も含む)

千葉県立中央図書館 (以下、中央図書館とする) の近隣の同種の施設としては、千葉市中央図書館、千葉市みやこ図書館等千葉市内に 8 つの図書館がある。但し、県立図書館では専門書の割合が多く、市立図書館とは役割が異なる。

### (5)施設の現状総括

中央図書館は昭和 43 年建築であり、建築から 42 年経過している。また、旧耐震基準による設計であるため、耐震性能にも問題があると考えられる。平成 18 年度に耐震化検査を実施した結果、中央棟 1 階部分の  $I_s$  値は 0.258 であった。これは、「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」数値である。(出典:耐震改修促進法)

平成 21 年度末時点で図書の蔵書数が 85 万冊であり、中央図書館の書庫容量は限界に近い状況である。これに対応するために、中央図書館の書庫棟の増設や会議室等の一時転用により 21 万冊の書庫スペースを確保し、かつ、千葉県立西部図書館、千葉県立東部図書館へ蔵書を預け入れることで 11 万冊の書庫スペースを確保している。

しかし、中央図書館の推計では、平成 25 年度末には中央図書館の書庫容量が限界となる予定である。

中央図書館の入館者数は、減少傾向にあるが、これは、平成 13 年度に千葉市中央図書館

が開館したこと、県立図書館が市町村立図書館支援の強化や非来館サービスの推進を図っている影響が考えられる。また、企画展示の実施や図書館サービス評価指標の導入などの新たな取組みを行った結果、平成 20 年度を境に増加に転じている。

#### (6) 包括外部監査の結果

##### 物品管理について

中央図書館の物品は、備品出納簿によって管理されている。また、物品そのものには物品管理ラベルが添付されており、取得年月日が把握できる。

中央図書館の担当者に物品の定期的な現物調査を実施しているかヒアリングしたところ、物品の取得や除却等の物品の増減の際には備品出納簿の更新をするが、物品の定期的な調査は実施していないとの回答を得た。

備品出納簿に記載のある物品の現状を把握するためにも、物品と備品出納簿の突合は重要な管理事項である。

中央図書館の現場視察に際して備品出納簿と物品の現物との確認をサンプルベースで実施した。この結果、「コインロッカー」は、備品出納簿に 9 台供用との記載があるが、実際には 10 台のコインロッカーが存在し、簿外のコインロッカーが存在していた。また、コインロッカーに物品管理ラベルが添付されていないものがあった。

物品の現状を適切かつ正確に備品出納簿に反映するために物品の定期的な現物調査をすべきである。

##### 中央棟の耐震化

中央図書館は昭和 43 年度に建築され、今に至っている。旧耐震基準の設計であり、耐震性能・老朽化が問題である。

平成 18 年度に耐震診断を実施したところ、中央棟 1 階部分の  $I_s$  値は 0.258 であり、基準値を下回っていた。なお、この  $I_s$  値 0.258 という結果は、「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」数値であり（出典：耐震改修促進法）「県有建築物の耐震化状況」【平成 22 年 4 月 1 日】においても「耐震性能が低く、補強の必要性がある」と評価されている。

中央棟の入口付近には、外壁の劣化のためコンクリート片が落下する可能性がある部分があるため、安全措置として囲いをしている状況である。それ以外にも、雨漏り、壁のひび割れ等が散見されている。

また、施設内部においても設備の耐用年数経過による故障等が起きているのが現状である。

耐震化工事については、現在、実施している劣化診断結果後、検討するとのことであるが、中央図書館は不特定多数の県民及び県外の方が利用する施設であり、現在の施設の状況を考えると、早急な耐震化工事が必要である。また、現状では、中央図書

館の長期的な修繕計画は策定されていない。長期的な修繕計画を策定することで、施設を維持するための総コストが最小化され、かつ、施設の長寿命化を図ることが可能であることから、長期的な修繕計画を策定すべきである。

#### (7) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

##### 直営とする理由の説明責任について

中央図書館は、指定管理者制度を導入せずに直営で運営されている。指定管理者制度を導入しない理由は、県のホームページに以下のように記載されている。「図書館法等に基づき、県立図書館は、市町村立図書館を支援し、市町村では個別に対応できない専門的な研修を受け持つなどの役割を有していることから、引き続き県が事務を行っていく必要がある。」

中央図書館の役割として期待されるのは、県内市町村の図書館ネットワークを確立し、図書館間の連携の中心となって市町村図書館を支援する等がある。県はこういった役割から中央図書館には指定管理者制度は馴染まないという結論に達している。

中央図書館について人件費を含めたコスト等の現状分析、直営で運営することのメリット及びデメリット並びに、指定管理者制度を導入することによるメリット及びデメリットを洗い出し、十分に検討を行った結果、直営とすると決定したのであれば、その理由を明確に県民に説明することが望まれる。

##### 図書の不正持ち出し防止用設備の設置

中央図書館では、図書の不正持ち出し防止のために入口付近にロッカーを設け、入場者の手荷物はロッカーに預ける仕組みを採用している。

この仕組みは利用者に手間がかかり、利便性の観点から利用者からの苦情を受けることもあるとのことである。利用者に手荷物を持ったまま図書館を利用してもらい、図書の不正持ち出し防止を図るとなると、図書に不正持ち出し防止の磁気テープを貼付する等の対策が必要である。

この点、中央図書館で保有しているほとんどの図書には磁気テープが貼付されているが、磁気テープを読み取る機械がないため、有効に活用されていない。

すでに図書に磁気テープが貼付されていること、及び、利用者の利便性を考慮すると、磁気テープを読み取る機械を導入することの検討が望まれる。

##### 修繕履歴と公有財産台帳とのリンク

中央図書館には、土地や建物の公有財産台帳が存在する。また、公有財産台帳とは別に工事（契約）台帳があり、修繕履歴が記載されている。公有財産台帳にも修繕履歴を記載する欄があるが、実際に修繕がなされても公有財産台帳の修繕履歴欄には何

らかの記載がなされるわけではない。

現状では公有財産の情報と修繕履歴が別々に管理されているため、建物に関する情報が集約されていない。

公有財産の情報の集約を図り、公有財産台帳の有用性を確保するためにも、公有財産台帳に修繕履歴を記載し、公有財産の情報を有用なものとするのが望まれる。

## 16. 千葉県立中央博物館

### (1) 施設の概要

設置目的	千葉県立中央博物館は、県民の自然と歴史に関する知的重要にこたえ、その生涯学習に貢献するとともに、科学の進歩に寄与すること、さらに県立博物館全体のセンター機能を果たすことを目的に設置された。		
設置の経緯	千葉県教育委員会は、『千葉県の博物館設置構想』（昭和43年）をもとに、県内各地に、文化財の保護と活用・生涯学習の場の拡充をめざし、県立美術館・博物館を設置してきたが、各県立博物館を有機的に結び付けるセンター機能をなす中央館の設置、及び、既設の県立博物館の専門性にはなかった自然誌にかかわる博物館の設置の必要性が高まり、昭和59年3月に千葉県教育委員会は「千葉県立中央博物館（仮称）基本構想」を策定した。		
設置管理条例等	千葉県教育機関設置条例 博物館管理規則		
所管課	教育庁教育振興部 文化財課		
所在地	千葉県千葉市中央区青葉町 955-2		
敷地面積	13,178 m <sup>2</sup>	延べ床面積	15,254 m <sup>2</sup> (2階建)
使用開始日	中央博物館 平成元年度 大利根分館 昭和54年度(注) 大多喜城分館 昭和50年度 (注) 分館海の博物館 平成10年度	取得金額 (当初建設費)	9,338,365千円 (中央博物館に係る建設費)
主要施設	中央博物館本館 展示室、ホール、講堂、研究室、倉庫、図書館、研究室など その他 大利根分館、大多喜城分館及び分館海の博物館		
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自然と歴史に関する資料・情報の収集と保存</li> <li>2. 地域の自然と歴史に関する価値の発見</li> <li>3. 資料・情報の受信と発信</li> <li>4. 学習の支援</li> <li>5. 県民との協働と人材の育成</li> <li>6. フィールド事業の推進</li> <li>7. 地域の中核的博物館</li> </ol>		
管理方法	直営		

運営人員	平成 21 年度 本館 県職員 64 人 嘱託職員 5 名 (大利根・大多喜城分館含む) 海の分館 県職員 10 名 嘱託職員 2 名
施設 HP	中央博物館 <a href="http://www.chiba-muse.or.jp/NATURAL/">http://www.chiba-muse.or.jp/NATURAL/</a> 大利根分館 <a href="http://www.chiba-muse.or.jp/OTONE/">http://www.chiba-muse.or.jp/OTONE/</a> 大多喜城分館 <a href="http://www.chiba-muse.or.jp/SONAN/">http://www.chiba-muse.or.jp/SONAN/</a> 分館海の博物館 <a href="http://www.chiba-muse.or.jp/UMIHAKU/">http://www.chiba-muse.or.jp/UMIHAKU/</a>

(出典：施設パンフレット、千葉県教育機関設置条例、施設提供資料を基に作成)

(注) 但し、平成 17 年度までは、大利根分館は大利根博物館 大多喜城分館は総南博物館として使用。

## (2) 施設の利用者の推移

中央博物館	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
開館日数	297	298	297	313	316
年間総入場者数	191,694	178,509	159,425	187,884	145,444
内有料入場数	22,435	34,837	25,331	30,809	19,270

大利根分館	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
開館日数	318	310	163	161	161
年間総入場者数	36,311	24,842	15,500	13,227	13,123
内有料入場数	7,877	4,846	3,296	2,286	1,947

大多喜城分館	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
開館日数	318	305	306	303	303
年間総入場者数	60,552	62,400	63,115	65,707	81,595
内有料入場数	37,039	38,131	36,534	34,355	38,155

海の分館	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
開館日数	312	307	310	307	311
年間総入場者数	82,361	81,223	77,645	74,319	73,712
内有料入場数	42,163	42,051	38,311	33,802	37,759

全館合計	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
年間総入場者数	370,918	346,974	315,685	341,137	313,874
内有料入場数	109,514	119,865	103,472	101,252	97,131

(出典：施設提供資料を基に作成)

(主な増減理由)

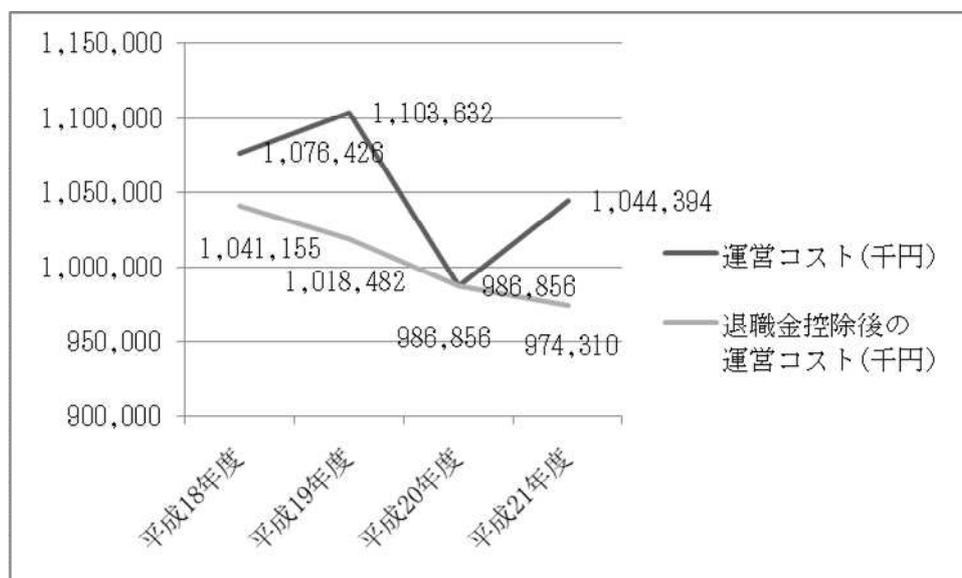
中央博物館で平成 20 年度に増加した理由は、企画展で開催した「大昆虫展」が好評で入場者数が前年に比べて大きく増加したためである。

大利根分館で平成 19 年度以降大きく減少した理由は、平成 19 年 10 月から下半期（10 月～3 月）を閉館として、学校などに対して出張展示などを行っているためである。

大多喜城分館で平成 21 年度に大きく増加している理由は、メキシコとの交流 400 年記念事業としての企画展の開催や文化庁地域振興プランに伴う事業が行われたためである。

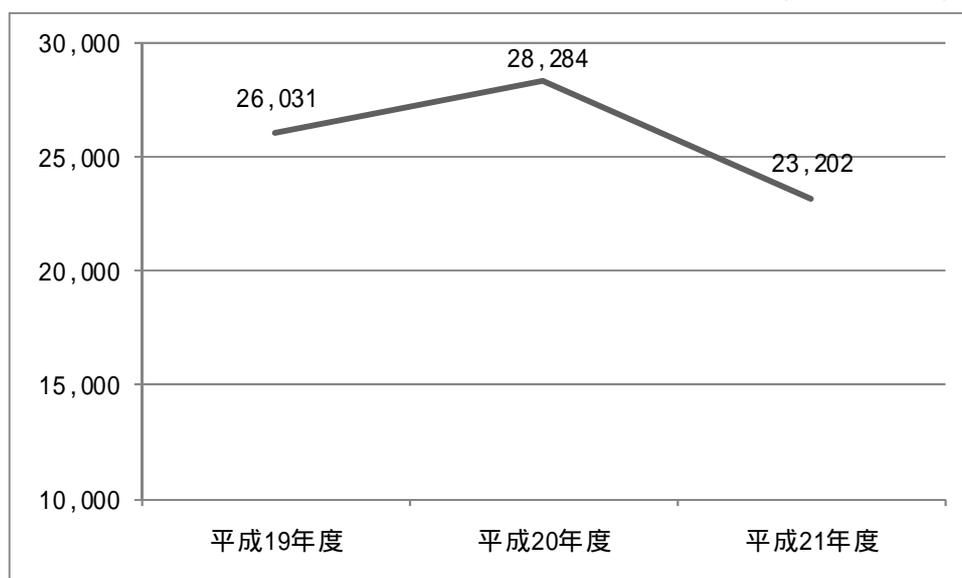
### (3)コストと収入の状況及びコストの推移

#### コストの推移



#### 収入の推移

(単位：千円)



(出典：施設提供資料を基に作成)

平成 19 年度の運営コストが多いのは退職金の支払額が多かったためであり、退職金を控除すると毎年運営上のコストは減少している。この理由としては委託事業の削減などにより毎年 4%～6%のコスト削減を行っているためである。

平成 20 年度に収入額が一時的に伸びている理由は、企画展で開催した「大昆虫展」が好評で有料入場者数が前年に比べて大きく増加したためである。

#### (4) 近隣の同種施設の設置状況(県内の市営や民間も含む)

千葉県の主な博物館施設は、登録博物館 35 施設(内 27 施設が公営)、博物館相当施設 7 施設(内 1 施設が公営)、博物館類似施設 75 施設存在しており、これ以外にも小規模の博物館に類する施設が存在している。そのなかで千葉県立中央博物館本館は、そもそもの設置目的が、「本館内部の展示のみでなく、本館周辺及び県内適地で自然を保存し、野外における博物館活動を推進する場として野外観察地及び分館を設置する。」としており、県内の博物館では、最大規模級の敷地面積、展示面積を有している。

(参考情報)

資料館、美術館、文学館、歴史館、科学館、水族館、動物園、植物園などの施設は日本語では博物館の名を持たないが、いずれも世界標準からは博物館そのもの、あるいは博物館に準じる施設と考えられている。そのため上記の博物館という表現は資料館等も含めた数で計算している。

#### (5) 施設の現状総括

「千葉県立中央博物館基本構想」によると設立目的は房総の自然と人文に関する調査研究、収集、整理保存、展示、教育普及、センター機能である。これらの設立目的を果たすべく、設立当初より様々な分野の専門家である研究職の職員を多く雇用した。

現在では、常設展等に訪れる利用者の対応よりは、利用者から収蔵資料、展示品、自然などに関する質問対応の機会が増加している。博物館としては、設置目的の一つである教育普及事業のニーズが高まっているとの認識である。また調査研究事業として、職員の多くが 50 代をむかえ、その知識や技能の後継者への伝達を課題の一つとして認識している。

中央博物館の常設展示では、「房総の自然誌」、「房総の歴史」、「自然と人間のかかわり」の 3 つの主要な展示から構成され、企画展示では 2 カ月に一度程度のサイクルでテーマを設けて開催されている。現地調査した際には「きらびやかな世界の昆虫たち - 多様な形と色彩 - 」の企画展が開催されていた。その他では教育普及活動として講座、観察会、ミュージアムトークなどが開催されている。

隣接する生態園では、房総の代表的な自然が再現され、動植物の生態を身近に観察することができるなど、都会の中では非常に豊かな自然が保全されている。

分館海の博物館では、房総の海の自然を中心に博物館活動を行っているが世界で最も豊かな

日本列島の海洋生物に関する研究拠点としての役割も期待されている。

大多喜城・大利根分館は、平成 17 年度までは、それぞれ千葉県立総南博物館、千葉県立大利根博物館であったが、大多喜町及び佐原市（現在は香取市）に移譲する案があるも、実現せず、平成 18 年度から、中央博物館の分館となっている。現在、中央博物館の歴史部門の一部を担う施設として、千葉県の城郭と大多喜藩の歴史、利根川下流域の歴史・民俗と農業に関する活動をそれぞれ行っている。

中央博物館は設立から約 22 年、大利根分館は約 31 年、大多喜城分館は約 35 年経過しており、老朽化が進行している施設もある。また大多喜城分館では耐震強度の不足が指摘されている。平成 22 年度に行われる予定の中央博物館と大利根分館の簡易劣化診断の結果も踏まえて、博物館の今後の役割や在り方の検討がなされる予定である。

## (6) 包括外部監査の結果

### 物品管理について

#### (ア) 定期的な物品の現物確認の実施について

中央博物館では物品の定期的な現物確認が実施されていない。物品の現物確認を定期的に行うことで、物品の現在の状況が明らかとなり、管理目的に資すると考えられる。そのため定期的に物品の現物確認を行うべきである。

#### (イ) 物品の台帳管理について

千葉県財務規則第 181 条により物品の分類を定め、1 号によると備品とは、「その性質上長期にわたって使用されるべき物」と定められており、備品出納簿によりそれぞれの出納を整理しなければならないと規定されている(千葉県財務規則第 207 条 1 項)。また、出納員、分任出納員又は物品取扱員は、物品を受け入れたときは、当該物品に本庁における各課又はかいの名称及び番号を付さなければならない(千葉県財務規則第 202 条)とされている。

中央博物館では物品の現物確認を行ったところ、以下の問題があった。

1. 物品管理ラベルがまだ貼られていない物品が存在する。
2. 備品の名称や数が帳簿上と一致しないものが存在する。
3. 過去の出納簿の管理 No. と現物物品管理ラベルの No. が一致しないものが存在する。

備品は固有財産であることから、備品出納簿を正しく作成し、千葉県財務規則に基づいた備品の管理が必要である。

### 収蔵資料の管理について

(イ) で記載したとおり、財務規則第 181 条 1 号によれば収蔵品についても物品に含

まれると解釈され、本来出納簿（登録台帳）に登録整理しなければならないと考えられるが（財務規則第 207 条）野外で採取した未整理資料の中には研究を兼ねた整理の過程で登録の必要なしと判断されるものも多い。現在登録が完了している収蔵資料は約 67 万点であるが、それ以外に未整理資料も多くあるとのことであった。これは他の業務に時間と労力が割かれてしまうためである。従来より資料の整理登録は、担当研究員側の判断に依存していたが、今後は、博物館として台帳に登録すべき資料の優先順位を明確にした上で資料の整理を促進していく必要がある。

#### (7) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

##### 中央博物館の在り方について

現在本館の博物館に従事する職員が平成 21 年度末時点で 64 名に上る。その内、研究員は 48 名である。分館を含めた施設全体においては 81 名の職員中、研究員の数は 60 名にも上る。その結果、博物館全体の人件費は年間で計約 7 億円と非常に多額になっている。他の県ではこの様に多数の研究員を抱えている施設の例はないとのことである。

これは、博物館設立当初の基本構想の一つである「房総の自然と人文に関する調査研究・資料収集・情報整理活動を組織的に推進し、県民の生活課題・地域課題に応える房総の自然と人文に関する情報バンクとする。」というコンセプトのもと、様々な専門分野の研究員を採用したためである。その後、新規採用はほとんど行われていない。

博物館研究員の年齢構成は、30 代が 2 名、40 代が 10 名、残り 48 名が 50 代である。研究員の専門分野が特殊ということもあり、他教育庁管轄施設との人事交流も難しく、設立当初より長く博物館職員の者も多い。

研究員一人当たりの主な職務は、年間で以下のようになっている。

学習支援（県民等からの質問対応 270 回）、展示企画 1 回、資料収集整理保存（収蔵資料点数 13,000 点）、学術調査（研究課題 1.7 件）等

博物館では、このような固定的な人件費を抱えている現状で、研究員等の位置付について重要な課題の一つとして認識している。

また、博物館の常設展に往査したが、展示内容は設立当初より変わっておらず、また要所におかれているカウンターも無人となっていた。設立当初は、専門家が直に対応することで入場者に生きた知識に触れさせるなど活気に満ちた博物館を想定していたと思われるが、現状、このような意味では、多くの研究員が活かされていない。

分館においては、大多喜町及び佐原市（現在は香取市）への委譲が実現せず、中央博物館として存続させている。大利根分館はあやめの季節をはさんで 4 月～9 月のみ開館となっている。特に分館については、施設の老朽化も進んでいる。

現在、中央博物館では、分館を含め

博物館の必要性

今後の県民ニーズ

運営方法の適切性について指定管理者制度の導入等も含め検討

運営の効率性について（研究員等の位置付けも含む）

等について博物館の在り方を検討するための素案を作成しているとのことである。当年度中を目標に素案を作成するとのことであったが、詳細な検討内容や今後のスケジュールについては、未定とのことで提示されなかった。

今後の在り方を検討する場合には、県民のニーズや博物館の役割を検証することはもちろんであるが、全庁的な視点からの施設の有効活用基本方針を設定した上でそれらに則った形とすることが必要である。更には、現有の施設ありきではなく、県民ニーズや博物館の役割を果たすために最も望ましい方法、例えば近隣教育機関との連携等、有効的・効率的な方法を自由な発想で検討していくことが望まれる。

そのためには、まず、人件費を含めた維持管理コストや改築費等のコスト面からの現状分析を行う必要がある。

直営の理由について

県は博物館の運営を県の直営方式で行っており、今後も直営とする方針である。県側では博物館を直営とする根拠を、長期的な視点での運営が必要であり、短期的な成果が求められる指定管理者にとっては運営が難しいという点、また博物館の運営にあたっては資料の収集、保管、調査研究するという非採算部門が大きな割合を占めるため、収益事業の幅が少なく、参入意欲が高まらないという点をあげている。

現在、県は平成 22 年度から 24 年度までに直営施設においても、ゼロベースで指定管理者制度の導入を検討すべきとしている。今後の在り方が定まってからの検討とはなるが、直営とするか、指定管理とするかについての長所・短所や人件費等を含めたコスト分析等詳細に検討し、直営とするにいたった比較検討資料や決裁状況等を明らかにしておくとともに県民への説明責任を果たすことが望まれる。

利用者の安全確保について（中央館）

中央博物館及び生態園を取り囲んでいる木塀では支柱の根元の部分が腐って細くなり、倒れる危険性が生じている。現在は裏から金属パイプで固定し、応急措置を行っているが、外側には一般歩道があり、木塀が歩道側に倒れた場合、歩行者が被害を受ける恐れがある。また生態園内にある木橋についても老朽化し、床板や桁が朽ちている。職員はもちろん生態園の利用者に欠かせない橋であり、現在は踏み抜き防止用の敷板を敷くなどの応急措置を行って通行可能としている。数年前からこのような状態が続いているが、今後は、利用者の安心・安全確保のために早急に必要な措置を講ずることが望まれる。

### 修繕履歴の整備について

分館を含めた博物館全館において修繕履歴については、工事台帳もしくは会計システムデータにより保存されており、個別の設備単位等と結び付けての修繕履歴の一括管理はなされていない。

過去の修繕履歴を把握しておくことは、施設・設備の長寿命化や計画的な修繕の実施のためにも非常に有用であり、修繕計画策定等の観点から修繕履歴の設備単位での把握が望まれる。

### 老朽化への対応について

中央博物館は設立から約 22 年、大和分館は約 30 年、大和喜城分館は約 34 年経過しており、施設の老朽化が進行している。

大和喜城分館については、平成 12 年に行われた耐震診断の結果、 $I_s$  値が 0.28 とされており、「県有建築物の耐震化整備プログラム」【平成 22 年 4 月 1 日現在】において第 2 期（平成 21 年度以降）の耐震改修対象施設とされている。現在は施設の在り方について検討を実施して将来の方向性を探っているところである。

また、中央博物館と大和分館は平成 22 年度に管財課が簡易劣化診断を実施する予定である。

これらの診断の結果と、上記の博物館の在り方等の検討の結果を合わせ、今後の施設の存廃を含んだ老朽化への対応策を早急に検討していく必要がある。

さらに、分館を含めた博物館全館では以前より長期的な修繕計画が策定されていなかった。将来に必要な修繕を計画的に行うことで施設の長寿命化やひいては施設整備費用を最少化することが可能となる

在り方検討の結果を踏まえて施設の老朽化への対応策を検討する際には、今後作成が予定されている県有施設の長期的な使用に係る全庁指針に基づき、将来のライフサイクルコストを見据えた長期的な修繕計画も合わせて策定することが望まれる。

### 収蔵資料のデータベース化について

中央博物館では収蔵資料のデータベース化することにより、利用者に対して博物館の収蔵資料の情報を公開している。データベース化は台帳をもとに高額資料、基金で調達したものなど優先順位をつけて登録を行っているが、増加しつづける収蔵資料を台帳に登録する作業に追われ、データベースへの登録まで行うことができていないのが現状である。担当者によると、原則全ての収蔵資料に対してデータベース化を行うべきとしているが、現在のデータベース登録率は収蔵資料全体の約 3 割にとどまっている。

資料情報の迅速な検索及び県民への情報提供を行い、利用者の便宜を図ることを目

的としてデータベース化を実施している以上、収蔵資料のデータベース化を促進することが望まれる。

#### 収蔵資料の付保状況について

現在、保険を付している収蔵資料は 寄託資料 常設展の展示資料 基金で取得した資料等である。現状で保険が掛けられているものは全収蔵資料 793,146 点中 346 点、評価金額でいうと評価額 966,843 千円に対して 561,220 千円である。仮に全部の収蔵資料に保険を付した場合に追加で必要となる保険額は約 162 千円である。

しかし、収蔵資料が県の重要な文化資料であることを考慮すると、万が一に備えて全収蔵資料に保険を付すことが望まれる。

## 17. 千葉県立美術館

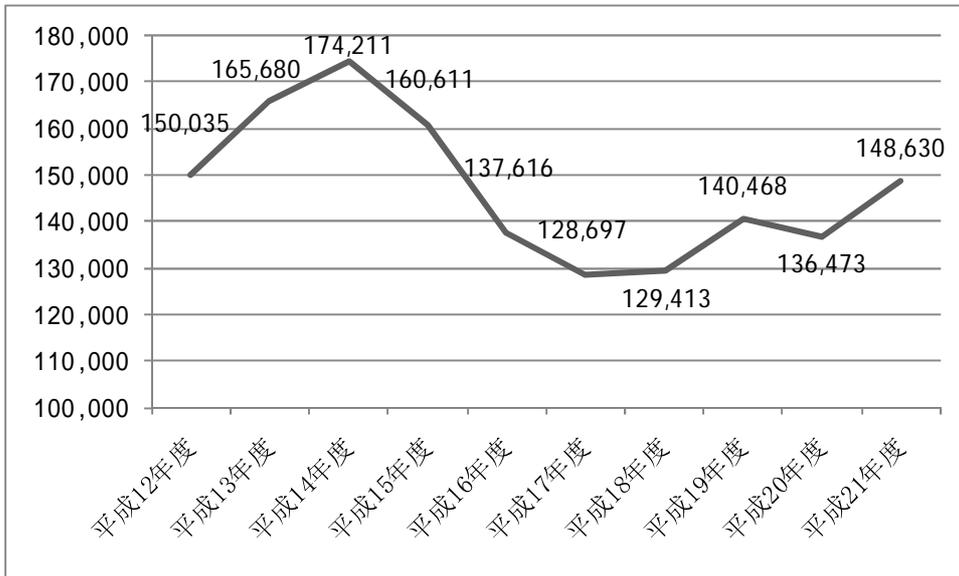
### (1) 施設の概要

設置目的	千葉ゆかりの美術資料を中心として体系的に収集、保管して後世に継承するとともに、「みる、かたる、つくる」活動により新たな知見を創造し、美術情報を発信する。さらにこの美術活動をとおして、美術を愛する人材を育成し、県民の学習および地域づくりを支援する。		
建設の経緯	昭和43年にまとめられた「千葉県の博物館設置構想」に基づき、建設計画を進め、昭和48年4月教育庁文化課に美術館準備班を置き、開館事務に当たる。昭和49年3月第1期工事の展示棟が完成し、4月1日千葉県美術館として機関設置、10月23日に開館式を挙げ一般公開が開始された。		
設置管理条例等	千葉県教育機関設置条例 千葉県博物館管理規則		
所管課	教育庁教育振興部 文化財課		
所在地	千葉県千葉市中央区中央港1丁目10番1号		
敷地面積	33,058 m <sup>2</sup>	延べ床面積	10,664 m <sup>2</sup>
使用開始日	昭和49年10月23日	取得金額 (当初建設費)	4,862,018 千円
主要施設	展示室(第1展示室～第8展示室)、アトリエ(第1アトリエ～第3アトリエ)、講堂、研修室、情報資料室、ミュージアムショップ、食堂など		
主な事業内容	美術品の収集・保管 収蔵品の展示、企画展・巡回展の開催		
管理方法	直営		
運営人員	県職員18名 嘱託職員0名		
施設HP	<a href="http://www.chiba-muse.or.jp/ART/">http://www.chiba-muse.or.jp/ART/</a>		

(出典：美術館パンフレット、施設提供資料を基に作成)

(2)施設の利用者の推移

(単位：人)



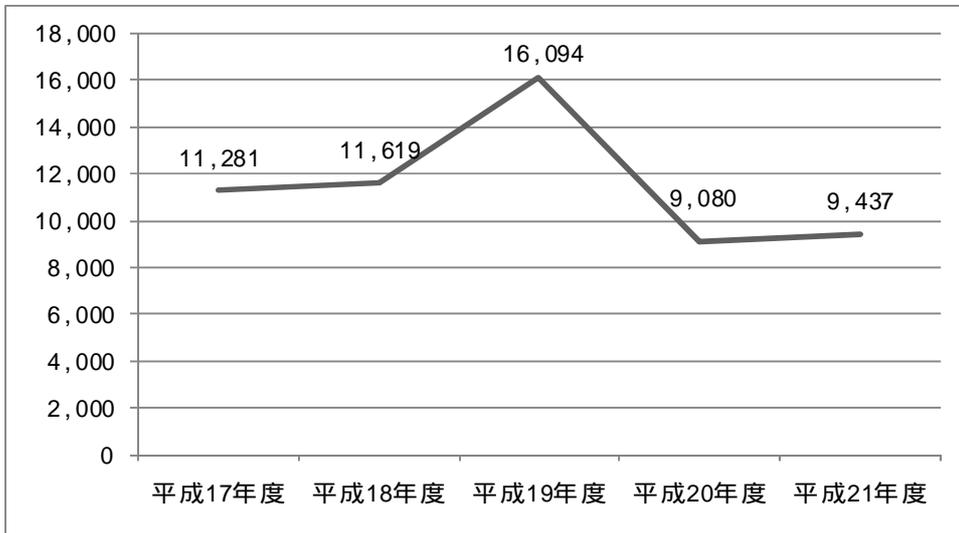
入館者数は平成2年度の229,371人をピークに減少している。特に平成16年度に入場料が有料化したことに伴い、入館者数が大きく落ち込んだ。平成19年度に入場者数が持ち直した理由は、有名画家の企画展を開催し好評を博した結果と考えられる。

また平成21年度に入場者数が増加した理由は入場料が無料である方々が、多く美術館に足を運んだことが考えられる。

(3)コストと収入の状況及びコストの推移

収入の推移

(単位：千円)

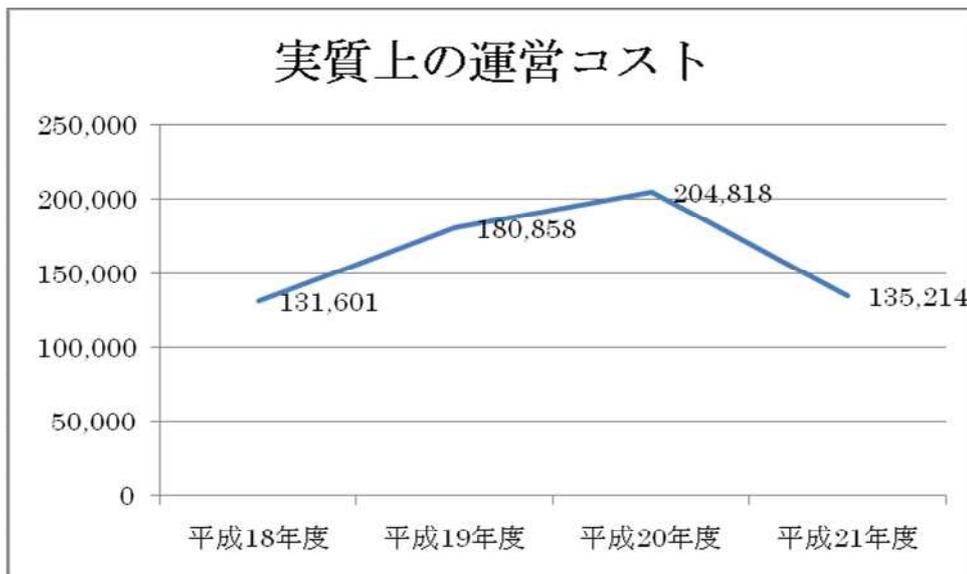


(出典：施設提供資料を基に作成)

(参考) 主な収入は入場料収入や団体主催による展覧会開催の施設使用料である。

コストの推移

(単位：千円)



(出典：施設提供資料を基に作成)

平成 19 年度において収入が増加した理由は(2)施設利用者の推移で記載した通りである。  
また、毎年運営上のコストが減少している理由は県の財政難による予算削減の影響である。  
委託事業の削減などにより毎年 4%～6%のコスト削減を行っている。

(4)近隣の同種施設の設置状況（県内の市営や民間も含む）

近隣同種施設としては、千葉市美術館、民間で運営されている川村記念美術館などがあるが、千葉県立美術館は、敷地面積 33,058 m<sup>2</sup> 展示面積 4,296 m<sup>2</sup>と近隣同種施設では最大規模の敷地面積、展示面積を有している。

名称	所在地	建物延べ面積	主な収蔵資料	開館年
千葉市美術館	千葉市	9,537 m <sup>2</sup>	房総ゆかりの美術資料 日本文化の核を形成する 近世の美術品、現代美術	平成 7 年
川村記念美術館	佐倉市	4,587 m <sup>2</sup>	近・現代美術	平成 2 年

（出典：施設提供資料を基に作成）

(5)施設の現状総括

当初の設置目的である、県ゆかりの美術資料の収集・保存にあたる、新しい美術品の購入は、県の財政難より平成 12 年度より行われていない。

展示は、第 2 展示室に「浅井忠・フォンタネージとバルビゾン派」(常設)、第 1 展示室、第 3 展示室、第 8 展示室は美術館保存の美術品でテーマを決めてアートコレクション展を開催している。また、年に 1 度企画展を開催している。10 月中旬～11 月にかけては、県展が全展示室で開催されるため美術館主催の展示は行われない。

また、第 4 展示室～第 7 展示室は貸展示室として使用することが多く、県民等による団体展などが開催されている。入場料が無料である団体展等と有料である展示室が併存しているのが大きな特徴である。これ以外にワークショップや実技講座等の事業も行っている。

美術館は、建設から 36 年経過し、施設の老朽化が進んでおり、また、耐震強化の対応も現状未措置である。但し、耐震補強のための設計費は平成 22 年度予算で措置されているとのことである。

昨今の利用者人数の減少、施設の老朽化等に対応すべく、美術館の今後の役割・在り方が検討されている。

## 美術館地図



### (6) 包括外部監査の結果

#### 物品管理について

##### (ア) 物品の定期的な現物確認の実施状況について

千葉県財務規則第 183 条には「物品は、毎年度末の残高を翌年度に繰り越して使用しなければならない。」と定められている。物品の毎年度末の残高が実態と合っていない場合は残高を適切に翌年度に繰り越すことはできない。毎年度末の残高が実態と合致しているかを確かめるためには、現物調査を実施することが必要になるが、美術館では物品の定期的な現物確認が実施されていない。同規則の趣旨に則り、定期的に物品の現物確認が必要である。

##### (イ) 備品出納簿の記載について

千葉県財務規則第 181 条により物品の分類を定め 1 号によると、備品とは、「その性質上長期にわたって使用されるべき物」と定められており、備品出納簿によりそれぞれの出納を整理しなければならないと規定されている(千葉県財務規則第 207 条 1 項)。また、出納員、分任出納員又は物品取扱員は、物品を受け入れたときは、当該物品に

本庁における各課又はかいの名称及び番号を付さなければならない（千葉県財務規則第 202 条）とされている。

しかし、平成 22 年 1 月に企画管理部教育総務課長の指示により、現物の調査を行い備品出納簿との整合性を確認したが、一部、壁面パネル、組立パネル、自立パネル、彫塑台等現物の数量を確認できていないものがあったとのことである。

本来は、物品個々に管理番号を付与し、管理ラベルを貼付し、現物と備品出納簿との整合性を確認できるようにすべきである。しかし、備品出納簿には資産付与番号や備品保管場所が明記されておらず、また、管理ラベルが貼付されていない備品が存在しているため、備品出納簿と現物との整合性を容易に確認できない状態になっている。

また、予算が物品として措置されたものだけが備品出納簿の登録対象となっており、県民アトリエ棟の講堂にある椅子やブラインド等、建設時に建設費用として措置された物品については、その性質は物品であっても、公有資産台帳のほうにまとめて記載されている。

現有の県の固定資産を管理する観点から、現有全ての物品については備品名、資産番号、設置場所、取得年月日、型番毎が個別に記載された出納簿を整備し、定期的に現物調査を実施することで出納簿の正確性を保ち、適切に物品管理を行っていくことが望まれる。

#### 法定点検への対応状況

2010 年 2 月、2010 年 7 月の消防設備の法定点検において、連続して「八口貯蔵容器 23 本及び起動用 CO<sub>2</sub> 容器 6 本の容器弁は、耐圧期限が切れている為、再試験若しくはボンベ一式交換を要します」との点検結果を受けている。

対応が遅れている理由について担当者に確認したところ、法律改正により新たに加えられた点検項目だが、交換には多額な費用を要するため代替案を含めて検討しているとのことである。

いずれにしても、法定点検に基づく指摘については、早急に対応する必要がある。

#### 施設の老朽化について

美術館のうち、第 1～7 展示棟と県民アトリエ棟は、耐震診断の結果、Is 値が展示棟の最低が 0.16 と県民アトリエ棟の最低が 0.36 であり、耐震性能に問題があるため「県有建築物の耐震化整備プログラム」【平成 22 年 4 月 1 日】において耐震化対象施設とされており、平成 22 年度に耐震補強設計予算が 34 百万円措置されている。

展示棟 1 階の廊下部分には雨漏りの個所があり、現在は雨の日にはタオル等を敷き、応急処置を施し、管理棟の機械室の雨漏りもバスタブを置き凌いでいる状況である。

更に、機械室横の空調設備の給水管がつまり水を汲みあげることができなくなり、市販の機材で応急措置を施している状況である。

建設から 36 年経過していることや劣化診断の結果報告をみると、施設・設備の老朽化はかなり進んでいる。このまま施設の使用を継続するのであれば、耐震化対応・改修等の早急な措置が望まれる。

(7) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

外部委員による美術館在り方検討会について

美術館の今後の方向性に関して、外部委員による在り方検討会が千葉県立美術館在り方検討会設置要項に基づき設置された。検討会は 5 回に渡って開催され、平成 21 年 3 月 9 日に『県立美術館の在り方、今後の方向性について』の最終報告書が作成されている。在り方検討会のメンバーは近隣施設の関係者、美術評論家、病院の経営者、教育関係者の 5 名からなっている。

しかし、施設の移転・廃館・新築等も含めゼロベースでの議論が前提となっていないものの、主な検討内容としては、県立館として美術館を存続させる必要性について 現施設を維持存続させる必要性について 県民により愛され、より開かれた美術館となるための活性化策について議論されており、移転、統合、廃止についての議論はあまりなされていない。当該在り方検討会に基づき、美術館施設を現有で維持する方向で教育庁内での合意を取り付け、平成 22 年度に耐震化の設計予算 34 百万円が措置されたとのことである。

施設の在り方を検討する場合には、まず、限られた県の予算で今後どのような方針で県有施設を運営していくのかといった全庁的な視点からの、施設の移転、統合、廃止を含めた基本方針を策定する必要がある。基本方針を策定する場合には、会計や建築等の多方面にわたる専門家を参画させ、施設の維持管理コスト、改築費及び今後継続して使用した場合の将来的な修繕費等のコスト面からの分析・検討も必要である。このような議論を踏まえた上での耐震化でないと、本来、廃止すべきであろうとされる施設について不要な耐震化工事を施すことともなりかねない。こういった観点から考えると、上記の在り方検討会における検討は必ずしも十分ではなかったと言える。

今後は、県民の美術品収蔵庫としての役割や美術愛好の県民風土を育て、生涯教育や学校教育を支援する役割を県として担っていくには、どのような方法が最も効果的で効率的なのかについて、多方面から、かつ全庁的な視点により、美術館の在り方を検討していくことが望まれる。

直営とする理由について

県は美術館の運営を県の直営方式で行っており、今後も直営とする方針である。美術館を直営とする根拠は、長期的な視点での運営が必要であり、また収益性を上げるための事業予算が少なく、民間ノウハウを発揮する余地がないためとしている。

現在、県は平成 22 年度から 24 年度までに直営施設においても、ゼロベースで指定

管理者制度の導入を検討すべきとしている。直営とするか、指定管理とするかについての長所・短所や人件費等を含めたコスト分析等詳細に検討し、直営とするにいたった比較検討資料や決裁状況等を明らかにしておくとともに県民への説明責任を果たすことが望まれる。

#### 物品（図書資料）報告資料の確認体制について

千葉県財務規則第 207 条により図書資料についても、物品として管理する必要がある。備品出納簿上 6,183 冊として報告（2010 年 2 月末時点）したが、実際の図書システムに登録されている冊数は 6,321 冊であった。これは、更新されていない登録図書台帳を報告用を使用したことによるミスであるとのことである。

報告資料のチェック・承認体制が整っていれば防げるものであり、物品の調査・確認の責任者である管理者による報告資料の確認・決裁体制を整える必要がある。

#### 収蔵品の付保状況について

現在、保険を付している美術品は 基金で取得した作品 寄託品 常設展の展示品 高額作品等である。現状で保険が掛けられているものは全作品 2,346 点中 994 点、評価金額でいうと評価額 6,006,417 千円に対して 4,154,343 千円である。仮に全部の作品に保険を付した場合に追加で必要となる保険額は約 740 千円である。保険が付されていない理由は予算の減少により他の項目に予算をかけたための影響である。

しかし、美術品が県の重要な文化財であることを考慮すると万が一に備えて全収蔵品に保険を付すことが望まれる。

#### 修繕履歴の作成・保存の必要性について

美術館では以前より、修繕履歴については、工事台帳もしくは修繕台帳もしくは会計システムデータにより保存されており、個別の設備単位ごとに修繕履歴の一括的な管理はなされていない。

過去の修繕履歴を設備単位毎に把握しておくことは、施設・設備の長寿命化や計画的な修繕の実施のためにも非常に有用であり、修繕計画策定等の観点から修繕履歴の一括的な把握が望まれる。

#### 長期的な修繕計画の検討について

美術館の全体的な耐震化改修・修繕計画は、現在、教育振興部文化財課が中心となって検討している段階であり、今後は「在り方検討会」の結果を受けて、改装コストを見積もる際の素案として使用されとのことである。

美術館としての存続は決定したとのことであるが、施設の改修・修繕等については今後十分かつ早急な検討が必要とされている。様々な視点から適切な長期計画を策定

する必要がある。